令和2年第2回(6月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜	区分	内容
第 1 日	6月10日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議(質疑・討論・採決) 一般質問
第 2 日	6月11日	木	本会議	一般質問
第 3 日	6月12日	金	休 会	【閉会中の継続調査申出期限】 議事整理
第 4 日	6月13日	土	休 会	
第 5 日	6月14日	日	休 会	
第 6 日	6月15日	月	本会議	議案審議(質疑・討論・採決)

令和2年第2回(6月)波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目	1 (6月10日) (水曜日)
1.	開 会 … 2
1.	諸報告 2
1.	会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	会期の決定
1.	提案要旨の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.	議案審議 (質疑・討論・採決) 5
	• 条例改正
1.	一般質問
	百武 辰美 議員
	(1)ふるさとづくり応援寄附金を活用した窯業振興について
	城後 光 議員
	(1)波佐見町歴史文化交流館(仮称)の開館準備について
	(2)新型コロナウイルス感染拡大に対する学校の遠隔授業等の対応について
	石峰 実 議員40
	(1)農業経営における農作業の省力化、安全確保と農業施設の構造改善施策推議
	について
	北村 清美 議員 53
	(1)児童の登下校時の事故防止対策について
	(2)庁舎建設及び災害対策について
	(3)本町の新型コロナ対策支援金の財源について
1.	散 会 73
	【 (6月11日) (木曜日)
1.	100
1.	一般質問
	福田 勝也 議員
	(1)新型コロナウイルス感染症対策について
	太田 一彦 議員 92
	(1)新庁舎建設について
	脇坂 正孝 議員109
	(1)波佐見町歴史文化交流館(仮称)のカフェ設置について
	(2)新型コロナウイルスの世界的蔓延に伴う本庁への影響と対策について
	三石 孝 議員126
	(1)新型コロナウイルス感染症対策について
1.	散 会

第6日目	(6月15日) (月曜日)
1.	開 議
1.	諸報告146
1.	提案要旨の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	議案審議 (質疑・討論・採決)146
	• 令和 2 年度各会計補正予算
	・条例改正
	・波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任
	・波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合
	における認定農業者に準ずる者とすることについて
	・波佐見町農業委員会委員の任命
	・請負契約の変更
	・請負契約の締結
	• 令和 2 年度一般会計補正予算(追加日程)
1.	閉会中の継続調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
	(総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会)
1.	閉 会

第1日目(6月10日)(水曜日)

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1)委員会報告
 - (2) 例月現金出納検査結果の報告(2、3、4月分)

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第43号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第44号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 町政に対する一般質問

第1日目(6月10日)(水曜日)

1. 出席議員

1番 福田 勝 也 2番 城 後 光 聖 代 三 孝 3番 横山 4番 石 5番 北 村 清 美 6番 脇 坂 正孝 7番 百 武 美 8番 中 尾 尊 行 辰 9番 尾上 和 孝 10番 川田 則 保 11番 太田 彦 12番 堀 池 主男 13番 石 峰 実 14番 今 井 泰 照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書 記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長 瀬 政 太 副 町 長 村川 浩 記 忠 総務課長 朝 長 哲 也 企画財政課長 藤 澤 英 庁舎建設推進室長 商工観光課長 濹 健 大 橋 秀 田 税務課長 Щ 口 博 道 住民福祉課長 中 村 和彦 農林課長兼農業委員会事務局長 賀 建設課長 古 真 悟 堀 池 浩 水道課長 長寿支援課長 博 司 本 山 征一郎 前 田 会計管理者兼会 計 課 長 子ども・健康保険課長 橋 万里子 宮 和 子 石 田 教育次長 教 育 長 中 嶋 健 蔵 福 田 博 治 総務班係長 給食センター所長 昌 男 井 関 太 田 誠 也 企 画 財 政 課 財政管財班係長 坂 昌俊 本

午前10時 開会

〇議長(今井泰照君)

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

〇議長 (今井泰照君)

これから諸般の報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、 御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(今井泰照君)

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 福田勝也議員、2番 城後光 議員を指名します。

日程第2 会期の決定

〇議長 (今井泰照君)

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間としたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの6日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

〇議長(今井泰照君)

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

〇町長 (一瀬政太君)

おはようございます。本日ここに令和2年第2回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、6月に入りましたが、九州北部地方の梅雨入りは平年よりやや遅れるような模様となっています。毎日のように新型コロナウイルスに関する情報が飛び交い、一刻も早く終息の兆しが見えてほしいところですが、長期戦になるのは必至のようで、相応の備えもしていかなければならないと思っております。

政府は5月25日に全都道府県の緊急事態宣言を解除し、社会経済活動を段階的に緩和しましたが、一方では再流行にも備えていくべき必要性も唱えています。長崎県においても、県境を越える移動の自粛要請を6月1日から解除し、県内経済活動の回復、拡大、感染防止の新しい生活様式の対応などに向けた環境整備、感染予防、拡大防止と、県民生活の安心・安全確保という3本柱を中心とする補正予算が5月28日に専決処分されました。

災害が多発しやすいシーズンとなり、6月4日には波佐見町防災会議を開催し、災害に対する備えを確認したところであります。もしもの場合は、人命の安全を第一に、常に緊張感を持って、早め早めの対応で、最小限の被害にとどめられるよう、関係機関、団体及び地域防災組織と一体となり対策を講じてまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)は、今回2億2,500万円を 追加し、補正後の予算の総額を100億円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、ふるさとづくり応援基金繰入金、国、県支出金、繰越金、 町債等の追加であります。歳出では、新型コロナウイルス対策に関連するものが多く、未就 学児の副食費や小中学生の給食費支援、水道料金の基本料金免除に係る上水道事業会計補助 金、学校内の情報ネットワーク整備等であります。

議案第40号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第1号)は、水道料金の基本料を免除し、財源を一般会計からの補助金で補填するため、収益的収入の補正を行うものです。

議案第41号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、上水道と同じく、基本料金の免除に当たり、財源を一般会計からの補助金で補填するため、収益的収入

の補正を行うものです。

議案第42号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染による影響を軽減するため、徴収の猶予等の改正を行うものです。

議案第43号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る国民健康保険料の減免に関する特例を定めるものです。

議案第44号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る介護保険料の減免に関する特例を定めるものです。

議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例は、道 路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である宮川 豊氏が6月30日付で任期満了となりますが、引き続き選任したく、議会の同意を求めるもの であります。

議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である三岳 利之氏が7月24日付で任期満了となりますが、引き続き選任したく、議会の同意を求めるも のであります。

議案第48号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とすることについては、農業委員の過半数を認定農業者で占めることができないために、法令の規定に基づき、認定農業者に準ずる者をもって充てることについて議会の同意を得るものであります。

議案第49号から議案第58号までの農業委員会委員の任命については、各地区から農業委員の推薦があったため及び議案第59号、議案第60号の農業委員会委員の任命については、農業委員に応募をされたため、波佐見町農業委員会の委員選任に関する規則の規定に基づき設置した波佐見町農業委員候補者評価委員会の評価で農業委員として適任であるとの評価を得ましたので、波佐見町農業委員会委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更については、資材の高騰などによるものや、一部に工事内容の変更があり、請負契約額を変更するため承認を求めるものです。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 議案第43号

〇議長(今井泰照君)

日程第4. 議案第43号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

議案第43号について説明いたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料の減免に関する特例を定めるものです。

次のページの別紙をお開きください。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則、第8条の次に、次の1条を加えるものですが、現行では、第21条第1項に長期の療養や災害等があった場合、保険料の減免を申請することができるとし、第2項で減免を受けようとする者は、納期限の7日前までに申請書を提出しなければならないと規定していますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少が見込まれたり、あるいは新型コロナウイルスに感染して死亡した場合など、理由を証明する書類を添付して申請書を提出すれば、特例で令和2年2月1日まで遡り、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険料の全部または一部を減免すると規定するものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

今の説明によりますと、その長期療養云々かんぬんの条件等が、今回は収入減になったとか、死亡したというふうなことをおっしゃっております。条件が明確でない限り、その適用

とか申請とかというのを町民の人たちが知る余地がないと思うんですが、その辺に関する条件の確定した条件、収入減といってもどれぐらいの収入減なのかというのは、全然わからない。その内容については、どういうふうにお考えになっているのか。また、その考えをどうやって町民のほうにお知らせをして、町民の方が減免の申請を活用できる状況をつくっていかれるのか。その2点について説明をお願いします。

〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

まず、条件について、今回、国から示されている基準を準用するものなんですけれども、 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、あるいは、重篤な傷病を負われ た世帯に関しては、全部を全額を免除するという規定になっております。

収入減少につきましては、事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること、前年の所得の合計額が1,000万以下の方が対象になる。減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下ということが条件になっております。

周知方法ということですけれども、まず、ホームページはもちろんですけれども、今週、納付通知書、今年度、令和2年度の国民健康保険料の納付通知書のほうを発送するようにしておりますが、そのときに、こういう条件だったり、申請書の記入例とか、申請書はもう全世帯に同封をしてお知らせするようにしております。また、自治会長会、あるいは7月の、ちょっと6月に間に合いませんでしたので、7月の広報でもお知らせをするようにして対応しております。

少し収入がということで、もう既に電話相談があったりしておりますので、そういう方には、もうちょっと待っとってくださいということで御案内していますけれども、そういう方には、直接またお電話して、こういうことを勧奨していきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

収入減少の件ですけど、収入減に関しては、当然、波佐見町が実施しております経営関係の、事業所に関して経営の給付金制度の中においては、期間を限られた中における収入減という絞り込んだ形で要項をつくられております。だから、収入減と一言で言うて、どこの、どこからどこまでの収入源なのか、全然わからない、今の説明では。

もう一つは、保険料ですから、保険料の滞納者に対する、前回の経営支援給付金に関しては、町税等の未納等がない、完納していることという要項が上がっている。こういうとには、保険料に関しても、実際、同じ形でそういう方たちがいらっしゃる。その人たちに対してはどういうお考えなのか。それに対する、その今回の取り組みの中身ちゅうのは、全然、今の説明ではわかりません。

〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

まず、収入に関してですけれども、令和2年度分の収入を見込んでいただくということが必要になっております。既に5月までは、給与明細だったり、ある程度その収入があったりということで実績がわかるということにはなるかと思うんですけども、それ以降の分は、5月並みなのか、それよりも下がるのか、あるいは、去年ぐらいに回復するのか、その辺りを見込んでいただいて、去年の収入と比べて3割減少するというところを見込んでいただくということが必要になっております。

滞納者に関しては、この減免申請にはそういう要件は関係しておりませんので、滞納の有無にかかわらず申請は可能となっております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号

〇議長(今井泰照君)

日程第5. 議案第44号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

〇長寿支援課長(本山征一郎君)

それでは、議案第44号について御説明いたします。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号 被保険者に係る介護保険料の減免に関する特例を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に、次の1条を加えるということで、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例を第10条として追加しております。

これにつきましては、本条例第11条におきまして減免条項を定めておりますけれども、その第2項におきまして、納期限の7日前までに申請すると減免の場合はなっておりまして、それに対して、現行条例では、国が示す、令和2年2月1日からの減免を行えないことから、今回、本条文を加えることで遡及対応を可能としたものでございます。

なお、この附則につきましては、この条例は公布の日から施行するということで考えてお ります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

前条例の案と一緒ですけれども、条件とかについての詳しい内容を教えてください。

〇議長(今井泰照君) 長寿支援課長。

〇長寿支援課長(本山征一郎君)

減免の条件でございますけれども、先ほどの国保の説明でもありましたとおりなんですが、まず、新型コロナウイルス感染症によりまして、死亡もしくは重篤な症状、こういった状況を負われた場合につきましては、全額が免除となります。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入ということで、事業収入等の減少が見込まれて、そして条件が、いずれかの事業収入が前年の当該事業収入と比較して30%減、また、減少することが見込まれる事業収入に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下の方が減免の対象ということになります。なので、影響を受けていないと思われる所得の種類の部分が前年度の所得で400万円以下であれば、この対象になるということになります。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

二つございますけども、なぜ30%なんですか。もう一つは、減免の内容はどういう内容ですか。

〇議長(今井泰照君) 長寿支援課長。

〇長寿支援課長(本山征一郎君)

この30%につきましては、国が示す基準に基づきまして、一定の基準で、10分の3以上というふうになっておりますので、それを準用したものでございます。

中身につきまして、どのような形であるかということでございますけども、保険料につきましては、波佐見町の介護保険は9段階に分かれておりまして、そのうちの9段階の中の保険料に対して、まず影響があった所得が分子に来まして、全体の所得が分母に来まして、その分の、どれだけ影響があったかという割合のもの、割合を賦課をしている保険料に掛けて、その分が影響があったものとして減免額を出すということになっております。

それにさらに200万円以下であるときと、200万円以上であるとき、これによって、200万円以下の場合は減免額をはじいた額全部を減免して、そして200万円を超える場合には、はじいた金額から10分の8を掛けた8割分を減免するという形にしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

審査に当たって、かなり難しい判断を要求されるんじゃないかというふうに思われますが、 証明をしなくちゃいけないという、申請者には証明責任が課せられているわけですけど、そ の辺は機械的に申請者の申請書類において処理をされるような形になるんですか。その柔軟 な対応で、申請者の見込みという部分もこの判断材料に入っとるもんですから、そういうこ とに関しては、国保もそうでしょうけど、その対応の仕方ってかなり難しいんじゃないかと いうふうに予想されます。その辺をどういうふうな形で処理をなさるおつもりなんですか。

また、当然のことながら、国の趣旨も含めて出ているとは思いますが、多くの人たちが今回のコロナで影響を受けられているというのであれば、ある程度の柔軟な対応をしていただかないと、こういう形で、免除、もしくは減免の措置をやりますよと。国の流れの中でということを町民にお知らせされるんでしょうから、それについてはやっぱり町民の人たちもありがたく感謝されていると思います。その分に関して、申請に行ったけど、なかなかその申請自体の許認可ですか、含めて、2度、3度足を運ぶような形じゃ、大変なんですね、早く言えばですね。多くの人たちが、対象者が全町民でしょうから。

そういうことを考えると、今後、この二つの対応については、やはりわかりやすく、また 二度手間、三度手間かからないように手続の御案内含めてやっていただきたい。だから、審 査に当たっても、その辺を考慮しながらやっていただきたいというふうに思います。

併せて、先ほど言いましたように、この後期高齢者ですか、介護保険か。介護保険に関しても、保険料の滞納者が仮にいらっしゃった場合に対する対応についての御答弁をお願いします。

〇議長(今井泰照君) 長寿支援課長。

〇長寿支援課長(本山征一郎君)

議員おっしゃるとおり、この中身につきましては、やはり条件がありまして、そこの条件につきましてはなかなかわかりづらいとおっしゃるのも当然だと思っております。ですので、我々につきましては、その辺も丁寧に対応したいなというふうに思っておりますし、先ほど国保でもありましたとおり、本日のこの条例が議決されましたら、直ちに賦課通知を今週送るようにしていますので、これが通り次第、準備をして、その辺の記載要領だとか、そういったところも含めて送るように体制は整えております。

2度、3度ということでございますけれども、そこにつきましては、わからない場合につ

きましては、電話等でも対応したりとかして丁寧な対応を心がけていきたいなと思いますし、 あと、最後にありました滞納者の分につきましても、国保と同様に、その辺の条件はそこに 課しておりませんので、そこは全ての方が対象、先ほど言った条件は当然必要なんですけど も、滞納云々でその条件をはじくものではございません。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

これから、議案第44号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。 しばらく休憩します。10時40分より再開いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 町政に対する一般質問

〇議長 (今井泰照君)

日程第6. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 百武辰美議員。

〇7番(百武辰美君)

皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。 本日は1点でございます。

ふるさとづくり応援寄附金を活用した窯業振興について質問をいたします。

近年、全国の多くの方から多額のふるさとづくり応援寄附金を頂いており、自主財源が限られている本町にとっては誠にありがたいことであります。ふるさとづくり応援寄附金に対する返礼品の多くが本町で作られている陶磁器類であり、窯業振興にも大いに貢献しているものと思われます。

本町は陶磁器の産地であり、多くの町民が窯業関係の仕事に従事をされております。これまでも本町は、窯業振興のために様々な事業を展開してこられましたが、ふるさとづくり応援寄附金を活用して、窯業振興に特化した事業に使えるような仕組みをつくるべきだと思われます。ふるさとづくり応援寄附金とは別に窯業振興基金のような基金を設ける方法は考えられないか、お尋ねします。

以上、壇上での質問を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

7番 百武議員の御質問にお答えいたします。

ふるさとづくり応援寄附金を活用した窯業振興について。返礼品の多くが陶磁器類であり、 窯業振興等に特化した窯業振興基金等を設ける方法はないかという御質問ですが。

ふるさとづくり応援寄附金に対する返礼品として8割以上の割合で陶磁器類が選ばれており、本町の窯業振興に大いに貢献しているということは議員御指摘のとおりです。ふるさとづくり応援基金とは別に、窯業振興基金のような基金を設ける方法は考えられないかとの御提案ですが、基金は、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するために設けるものであります。本町において積立基金としましては、教育施設整備基金や庁舎建設基金のように、将来的に大きな支出が見込まれる事業などのために設置しております。窯業振興のために施設整備など、大きな支出は現時点で予定しておらず、また、ふるさとづくり応援基金だけでなく、既存のふるさと創生基金も窯業振興のために活用できることから、新たな基金の創設までは考えておりません。

また、今年度の当初予算におきましても、窯業振興関係には国、県の補助金等を活用しながら4,000万円を超える事業費に予算を充てておりますし、先般の新型コロナウイルス感染

症対策の補正予算におきましても、事業者向けの緊急経営支援給付金制度では、他の市町が 飲食店に限定した制度とする中、本町は当初から全事業者を対象としました。これは、本町 の主要産業である窯業関係の事業者を支援する目的であったことは言うまでもありません。

このように、現在の予算及び基金の枠組みにおいても、本町の産業振興策として窯業振興 を第一に考えていくことができ、今後もこの姿勢は変わらないと考えているところでありま す。

なお、ふるさと納税をしていただく際には、どういう事業で寄附金を使ってほしいか、寄附者の皆様に五つの目的の中から選んでいただいております。その中の一つにふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業がございまして、窯業振興を図るための事業もまさしくこの目的に沿った事業となっています。五つの目的から選んでいただいた結果、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業は、金額ベースで申しますと、平成30年度が約35%、令和元年度が32%となっており、次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業とともに、寄附者の皆様の期待が大きい項目です。

この御期待に応えるためにも、窯業関係者の御意見、御要望にも耳を傾けつつ、まずはふるさとづくり応援基金を有効に活用しまして、窯業振興を図っていきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

それでは、関連質問に入らせていただきます。

まず、ふるさとづくり応援基金について、少し整理をしていきたいと思いますが、年々、 応援寄附金が上がっておりますが、数値としてちょっと確認をさせていただきます。平成29 年決算、平成30年度決算、令和元年度見込みで結構ですので、寄附金額の総額と、あとは、 もしよければ返礼品に要した諸経費、それから応援基金に積み立てた金額を、それぞれお答 えいただければと思いますが。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

ふるさとづくり応援寄附金についてでございますが、まず、平成29年度の寄附額といたしましては5億1,573万円の寄附がございました。それに対する経費としましては2億7,878万3,000円。これを差し引きまして、一部、波佐見高校の甲子園出場の件もありましたので、その件もあって数値は一致しませんが、積立てした額が2億3,681万8,000円、これが平成29

年度の結果でございます。

30年度につきましては、まず寄附額が8億9,849万7,000円でございました。これに対する 経費といたしましては4億5,675万9,000円。差し引きました額を積立金として4億4,173万 8,000円積立てております。

令和元年度につきましては、寄附額が14億17万円でございます。これに係る経費としましては6億9,705万4,000円。これを差し引きました積立額が7億311万6,000円でございます。 以上でございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

御丁寧な答弁、ありがとうございました。その3年間の中で、その陶磁器類の返礼品で占める割合、大方わかれば、各年度、お願いをしたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

陶磁器類関係の割合ですが、平成29年度につきましては、件数では約83%、金額では約60%。平成30年度、件数としては約90%、金額的には77%。令和元年度につきましては、件数が91%、金額では88%となっております。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

それでは、先ほど答弁でありました、その応援寄附金に寄附者の意向を確認するために項目ありますよね。確認のためにですが、その項目をもう一度お願いを、教えてください。お願いします。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

五つ項目がございます。まず一つ目、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業、二つ目、未来に伝えたい伝統文化の保存整備に関する事業、3番目、懐かしい景観、新しいまちなみ整備に関する事業、4番目、次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業、5番目、その他町長が必要と認める事業、この五つでございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

それでは、もう一つですが、その基金にはこのほかに幾らか種類があるはずですが、数を 教えていただきたいのと、それと、その中で窯業振興に使える資金というのは、先ほど答弁 ありましたが、再度あれで、どの基金とどの基金が窯業振興に使えそうな基金なのか、お尋 ねします。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

基金につきましては、このふるさとづくり応援基金を含めまして、現在22の基金がございます。この中で、窯業関係で使える基金としましては、ほかには、ふるさと創生基金というものがございます。これは、波佐見町の産業活性化、雇用創出、交流人口の拡大など、将来に向け、活力あるふるさとをつくる事業の推進のための基金でございます。

また、関連したもの、関連事業として使うとすれば、人づくり・まちづくり基金がございます。こちらは、波佐見町の多様な歴史、伝統、文化、産業等を生かし、独創的、個性的な町づくりと個性豊かで優れた人材の育成を図り、活力と潤いのある町づくりを推進するための基金でございます。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

私はなぜこの質問をしたかということをちょっとお話ししたいんですが、実はやっぱりコロナ問題ですよね。これ、僕が思い出したのは、僕が思ったのは、国の持続化給付金、それから県の休業要請協力金、それから町におかれましては、いち早く、これは感謝しておりますが、全業種にわたって、それも、その20%という売上げもハードルを下げていただいて、3割やった、すみません、下げていただいて給付をしていただくというふうな決定をしていただいた。非常にありがたいんですが。

ただその中で、僕はずっと考えていたんですが、ここは、波佐見町は窯業の町ですから、 窯業者にもう少し特化してその支援があってもいいんじゃないかなというのは、素直な考え でおりました。というのは、ほかの市町村を、事例を見てみますと、例えば運輸業あたりで、 基本額に1台、保有している車に1台幾らという給付金もされているところもありますし、 そう考えたときに、やっぱり波佐見というのは窯業で400年も来た町ですから、もうちょっ とこの手厚い支援ちゅうか、これは振興と同じような考えで僕は言っているんですが、窯業振興のための支援をしてもいいんじゃないかなと思ったんですが、その話合いの折に、そういう行政、部局の中でそういう話が出たもんか。話せる程度で結構ですので、窯業界に対しての支援についてはもう少し突っ込んだ議論をされたかどうか、お伺いします。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、20万円の定額の給付金をするときも、まず私たちの頭に浮かぶのは、まず窯業の振興、窯業者をどうにかしなきゃいけないという、そういう思いでありました。それで、タイミング的には、まず、そういう一律に配付するような見舞金的な制度をまず第1弾でやらないといけない。その後、まだ、現段階では、窯業団体からも、その時期、その段階では、まだ要望書も出てきていないような状況で、このタイミングというのをちょっと見ながら、そういう窯業振興は当然やっていかないといけないということで、それは町長ともにそういう指示もあったし、そういうところを協議をしながら、今後の施策を打つ手段として考えているところでございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

おっしゃるとおりだと思います。今までもその窯業振興については、特に気をかけてしていただいたというのは我々も承知はしております。ただ、見てみますと、先ほどの答弁もありましたが、国の事業、県の事業に乗った計画的な事業のときに結構な経費を使われておりますが、こういう突発的なときには、どうしてもやっぱり小さい自治体では対応できないことが起こり得るんじゃないかということで考えておりました。そうなると、少しはやっぱり窯業振興のための基金なりを蓄えておくべき必要があるんじゃないかというふうな考えに達したのでございますが、そういう考えに対してはどういうお考えをお持ちでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

現在におきましても、光栄なことにふるさとづくり応援寄附金が順調に御寄附いただいて おりますので、ここをまず活用することで、波佐見町の特徴であります窯業関係につきまし ては、まず支援などをしていきますので、今はこのふるさとづくり応援寄附金を活用するこ とを第一に考えております。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

言っていることは同じだと思うんですが、私が危惧するのは、いざというときに特化しと かんと、使いにくいところがやっぱりあるんじゃないかなというふうなところでおりまして。 なぜこう言うかというと、基金にも全国を見るといろいろあるんですね、やっぱりね。

一例を紹介しますと、すみません、ちょっと資料を出しますんでお待ちいただければ。例えば特定な動物を保護するための基金だとか、あるいは病院を維持するための基金だとか、目的についてはいろいろなやっぱり地方で特色があるようでございます。あとは何でかというと、地名を挙げていいのかわかりませんが、吉井町、岡山県ではつちのこ基金なんていうのがありますが、何に使われるかは調べておりませんが、恐らくつちのこに関連して何か事業をやるのかなというふうに思いますが。

そういうふうに、やっぱり特化した基金というのはあっても、私はこういうところには、 僕はいいと思うんです。なぜかというと、僕は今まであんまり窯業界には不勉強なところが 多かったんで、もう一度調べてみたんですが、日本の陶磁器の産地というのは、お恥ずかし ながら、僕は浅学で失礼しましたんですが、ウィキペディアでいきますと、全国に153産地 あるそうでございます。その中で、皆さん御存じの経済産業大臣が認める指定伝統的工芸品 に指定されているところが、陶磁器類、32カ所しかないそうですね。

ということは、やっぱり、我々は何気なく毎日過ごしていましたが、この陶磁器に依存している町と、非常に特異な町でして、ここもですが、有田もですが、出荷額にしても、長崎県で調べてみると3位だとかという、佐賀が2位だとかという資料もありますんで、非常にこは今まで我々は窯業界におんぶにだっこという言い方はちょっと適当じゃないかもしれませんが、窯業界の方の御活躍で、非常にこの町は栄えてきたのは事実でございますから、やっぱりいざというときには、基金という、特定基金をつくってという考えもあれば、もう少しこういうふうな有事のときでも対応しやすいんじゃないかと思うて質問したわけでございます。これはあくまで僕の意見ですから、参考になさってください。

それと、先ほど課長の中に出ました。今までこの業界関係から陳情、要望もあんまりなかったということなんですが、これまでにあった、それからありましたか、最近、何か要望、 陳情。あったら教えていただきたいんですが。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

先日、商業組合のほうから要望書が理事長のほうから提出をされております。また、工業組合についても、担当レベルでありますけれども、こういう要望を出したいというようなそういう打診はあっております。今後、正式に工業組合として出されるものと思っております。そのほかは今のところはないです。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

差し支えない程度で結構ですんで、要望の内容というのをお知らせいただくわけにはいき ませんか。

- 〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長 (澤田健一君)

現段階で内容をちょっと精査しているところでありますので、ここでのちょっと回答は控 えさせていただきます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

関係団体、これは工業組合ということですから、個人のではありませんので、団体の支援ということでございますが、ぜひ前向きに検討されていただきたいなと思います。僕の友人だとか同級生も、かなり多くのところで窯業界に関係しております。ここは産地ということで、もう一度頭を切替えていただいて、特段の御配慮をいただきたいなと思うんですが。

そのために、このふるさと、先ほど言いました8割、9割が返礼品を陶磁器で稼いでるという言い方は民間的で非常に申し訳ないんですが、返礼品があったおかげで、ふるさと納税が増えているだろうと思いますんで、その活用もと思って、僕は差し出がましかったんですが、この応援基金をつくって窯業振興に充てたらどうかという質問をいたしました。最後にもう一度、今のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

当然、窯業の振興については、やはり最大の注視をしながらやってきておりますし、ある面では、これだけ特化したという、特化してきたから、こういうふるさと納税も本当に商工 一体となってスムーズにできたんじゃないかなというふうに思っております。 そういうことで、そういう基金とかいうものをつくったら、かえって使いにくいんです、 はっきり言って。そして、やっぱりその事態事態に、そしたらその基金を支出する条件をずっとつくっていかないかん。そういうふうなことよりも、大方の皆さん、業界のいろんな形の中で、ここだというときにはここだというやり方も出てくるんじゃないかなというふうに思っております。日頃から国、県のいろんなそういう支援制度、補助事業については、業界との連携は取れておりますし、業界の意向も沿ってちゃんと取り組んでいかないと。

やはりこの前、県でも言ったんですけれども、県からこうするから、こうするからということで、それに従いよったっちゃいかんと。そのことで、うちの町が、うちの産業が栄える、そのことについて特化してどんどんやれというような、そういうことでないと、補助金が来たから、基金があるからというようなことでは、やはり本当にそこの業界の一体となったニーズ、ウオンツ、そして行政が後押しをするというような形は絶対崩していかないかんというふうに思っております。

そういう面では、十分な連携の下に、前に向いていけるような企画、そういうことに特に 力を入れていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

〇7番(百武辰美君)

終わります。

〇議長 (今井泰照君)

以上で、7番 百武辰美議員の質問を終わります。 しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時4分 休憩 午前11時15分 再開

〇議長 (今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 城後光議員。

〇2番(城後 光君)

皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、波佐見町歴史文化交流館(仮称)の開館準備について。

歴史文化交流館(仮称)は、先人が築いた貴重な歴史、伝統、文化に学び、これを将来に 伝えるとともに、新たな地域文化を創造する町づくりの拠点を目指すという基本理念の下、 令和3年春の開館を目指し、建物改修、周辺整備などの工事、展示内容の検討などが行われ ています。

交流館を発展させるには、ハード面の整備はもとより、ソフト面の充実が欠かせません。 そのためにも、開館前から積極的に情報発信を行い、町内外に協力者を増やすことが必要不 可欠であると考えます。

以下、各項目に質問します。

- 1、展示内容の検討状況はどのようになっていますか。
- 2、内装や庭園部について、町民が親しみを持てるような仕組みが施されているのでしょうか。
- 3、施設運営に際して、サポーター制度など、町民参加を促す仕組みの検討状況はいかがでしょうか。
- 4、大学や博物館など、展示、資料研究に関する外部団体との連携の方針はどうなっていますでしょうか。
- 5、波佐見高校、長崎県窯業技術センター、地場企業、自治会など、地域団体との連携方針はどのようになっていますでしょうか。
- 6、交流館からの誘客が想定される町内既存施設、史跡の案内板等の再整備の計画はどう なっていますでしょうか。
- 7、学校教育、または外部機関交流のためのコーディネート技能を有する学芸員の採用予 定はありますでしょうか。
 - 8、町民向けの専門家講演、展示見学会などの開催の方針はいかがでしょうか。
- 9、町内に私有されている古文書などの歴史的史料の収集の方針はどうなっていますでしょうか。
 - 10、施設運営費を補助するため、財団など運営団体を立ち上げる計画はあるのでしょうか。
- 11、開館時及びその後の企画展の開催について、検討状況はどうなっていますでしょうか。 次、2番目です。新型コロナウイルス感染拡大に対する学校の遠隔授業等の対策について を伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、小中学校では長期間の休業を余儀なくされ、児童生

徒の学業に大きな支障が生じています。また、今後も同様の影響が生じることは十分に考え られます。

そこでお伺いです。

- 1、GIGAスクール構想進展に対応し、各家庭におけるインターネット環境を把握していますでしょうか。
- 2、全ての児童生徒へのタブレット等の配付を行うに際し、ICT教育を支援する体制は 十分でしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

皆さん、こんにちは。2番 城後議員の質問にお答えをいたします。

1、波佐見町歴史文化交流館(仮称)の開館準備について。(1)展示内容の検討の状況はについてですが。

歴史文化交流館(仮称)の展示工事の内容については、昨年9月の展示工事請負契約の締結議案時に概要を御説明しておりましたが、御承認いただいた請負業者と展示内容の詳細について、工程会議や担当者間の打合せを精力的に行っているところです。

現在、展示する内容や説明文、デザインがほぼ固まった状況であり、今後、展示公開する 歴史史料の選定と展示パネルの最終的な説明文について、関係者の意見を聞いた上で、建設 検討委員会へ提示し、承認をいただくことにしています。

(2) 内装や庭園部について、町民が親しみを持てるような仕組みが施されているかについてですが。

内装工事については、既存の建物を改修しますので限界がありますが、新しく模様替えを する部分については、明るい色合いで施工するように心がけています。また、展示パネルの デザインについては女性のデザイナーを登用し、堅苦しくならないように依頼を行っており、 先般の工程会議でもデザイン案の報告を受けましたが、好感が持てるものでした。

- 一方、庭園部については、かねてから日本庭園的な整備ではなく、芝生広場的な整備で進めており、町民皆様が、来館者の方が気軽に入れるよう施工しています。
- (3) 施設運営に際して、サポーター制度など、町民参加を促す仕組みの検討の状況はについてですが。

歴史文化交流館(仮称)については、現在の分室を移転統合する形での学芸員2名を配置しますが、主な業務である文化財の保存や研究があり、展示運営については多くの時間が割けないことも想定されますので、企画展や特別展の折に町民皆様に募集を行い、展示内容の説明等を行っていただくサポーター制度を検討したいと思います。

(4) 大学や博物館など、展示、資料研究に関連する外部団体との連携の方針はについてですが。

この波佐見町歴史文化交流館(仮称)の整備に当たっては、建設検討委員会を設置し、佐賀県立九州陶磁文化館の館長、長崎国際大学をはじめとする各大学教授、長崎歴史文化博物館等の学芸員について、その委員に就任していただき、様々な助言や提言を頂いていますので、良好な関係が構築できています。特に長崎国際大学とは、平成30年10月に包括連携協定を締結し、この歴史文化面での多くの連携が図られておりますので、この連携を基盤に他の博物館等の外部団体への関係も広げていきたいと考えています。

(5) 波佐見高校、長崎県窯業技術センター、地場企業、自治会など地域団体との連携の 方針はについてですが。

この施設が、町民皆様や子供たちが本町の歴史、文化、伝統に直接見て、触れて、学び、郷土波佐見に誇りを持つ施設として地域団体との連携は必要と考えております。このため、開館後に設置を予定しております運営委員会に地域の代表者の方々にも御参加いただき、助言や提言を頂くことで連携を深めたいと考えています。

また、地元企業や自治会向けの講演会、ワークショップも開催し、交流館が身近な存在になるよう努めたいと考えております。加えて、町民ギャラリー、講座室は多目的に使用できるよう整備していますので、例えば、波佐見高校美術・工芸科の皆さんの展示会を開催するなどの連携も検討できるものと考えています。

(6) 交流館からの誘客が想定される町内既存施設、史跡の案内板等の再整備計画はについてですが。

交流館の展示導入スペースで波佐見町の概要や観光施設などを地図で紹介することとしていますので、その際に主要な施設については、図示の上、案内したいと思います。一方で、町内の史跡案内看板については数カ所ありますが、十分でない上、いずれも老朽化が進んでいますので、今後、全般的な案内看板の整備計画を策定することで、関係部署と調整したいと思います。

(7) 学校教育、または外部機関交流のためのコーディネート技能を有する学芸員の採用 予定はについてですが。

交流館が交流の場として活用され、学校教育や外部機関との連携を強化する上で、議員お 説の学芸員の採用は今後も考慮しなければいけないところですが、まずは、現在の学芸員2 名体制で対応できる部分を進めながら、町内の小中学校の教職員との連携を深めてまいりた いと考えています。

(8) 町民向けの専門家講演、展示見学会などの開催の方針はについてですが。

教育委員会としても交流館が町民皆様の学びの場となるよう検討を行っており、ながさき 県民大学や町独自の新規講座の開設を検討しているところです。また、企画展、特別展を開催した折に町民皆様向けの講演会も計画しています。

- (9) 町内には私有されている古文書などの歴史的史料の収集の方針はについてですが。 町内にはまだまだ私有されている古文書などの数多くあるようであり、近年、様々な相談 が寄せられているようになっています。このような相談を通じて、所有者の方がこれら古文 書等の重要性を認識され、教育委員会への寄贈や寄託にもつながった事例もあります。機会 を見つけて、地域等で古文書等を保有されている場合は教育委員会へお知らせしてほしいと 依頼を行っていますので、今後、継続して周知を行い、寄贈や寄託により、町で安全に保管 できるよう進めていきたいと考えています。
- (10) 施設運営費を補助するため、財団など運営団体を立ち上げる計画はについてですが。 この施設の運営については、教育委員会分室を移転し、展示や交流機能を付加統合するこ とを目的にしていることから、直営としているところで、現時点で財団等の運営団体の設置 や委託は考えていません。
 - (11) 開館時及びその後の企画展の開催についての検討の状況はについてですが。

交流館については、さきにお知らせしているとおり令和3年4月の開館を目指しており、 可能であれば、陶器まつり開催に合わせてオープニングイベントを開催できればと考えています。陶器まつり期間中ではありますので、多くの来場者が見込まれるところですので、まずは通常の展示内容を見ていただき、その後、来場者が落ち着いた数カ月後に企画展を行い、その後、他館との連携を進め、特別展が開催できるよう計画しているところです。

- 2、新型コロナウイルス感染拡大に対する学校の遠隔授業等の対策について。
- (1) GIGAスクール構想進展に対応し、各学校におけるインターネット環境の把握は

しているかについてですが。

新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、町内の小中学校は、国の休業要請や緊急事態宣言 の発令に伴い、長期の臨時休業を強いられたところです。

本町の小中学校は5月18日に学校を再開し、これまでの臨時休業に伴う学業の遅れを挽回すべく、教職員一体となって取り組んでいるところですが、長期の臨時休業措置は私たちも初めての経験で、様々な課題が浮き彫りになりました。特に議員御質問の遠隔授業については、在宅での授業を補う手段として着目されましたが、パソコンやタブレット端末の保有状況や家庭におけるインターネット環境などが各家庭で異なり、実施については大きな課題も見えてきたところです。このため、国においては、児童生徒用のタブレット端末を本年度に前倒しして、一人1台の配付を決定し、今後、具体的な手続が進められることとなっています。

そこで、各家庭のインターネット環境を把握しているかとの御質問ですが、国においても、遠隔授業を実施するに当たり、家庭のインターネット環境の把握は必要とのことで、各市町村へ調査依頼があっています。このため、本町におきましては、6月3日付で保護者世帯へ調査を実施しており、11日を期限として回収を進めているところです。今後、調査結果を分析し、町全体における家庭のインターネット環境を把握したいと思います。

(2)全ての児童生徒へのタブレット等の配付を行うに際し、ICT教育を支援する体制は十分かということについてですが。

議員お説のとおり、今後、児童生徒にタブレット端末を配付し、一人1台の環境を整えることとしていますが、その端末の管理、授業で円滑に導入できるかなど、現場での不安は大きいものがあります。また、本年度から新学習指導要領の実施に伴い、プログラミング教育も開始されるなど、ICT教育の充実を図る観点から、学校、教職員への支援体制は喫緊な課題と考えています。

本町においては、これらの教育現場の変容に対応すべく、本年度の当初予算においてIC T支援員1名を新規配置することで所要額を計上しています。現在、各学校のICT担当教 論と教育委員会事務局との間で、ICT支援員の業務内容を含めたICT教育の進め方を協 議する場を設けており、今後、全般的な支援体制の方向性を出していきたいと考えておりま す。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

まず、順番が前後して申し訳ないんですけど、全町的に関心が高いと思われ、直近の関心が高いと思われるコロナウイルスに関連する学校の対策についてから再質問していきたいと 思います。

まず、教育長も答弁いただきましたとおり、GIGAスクール構想、一人1台、タブレット等を配付するという文部科学省の方針が、コロナウイルスの拡大に伴い、早めに今年度中にできるだけ行ってほしいということで通達がありまして、補正予算も組まれているわけなんですけども。

まずは確認を、今、ちょうど各家庭でのインターネット環境を調査をされているということなんですけども、感覚値で構いませんけれども、教育委員会のほうで、家庭でのインターネット環境、十分進んでいるというふうに考えられていますでしょうか。それとも、まだまだそこまで進んでいないというふうに考えられていますでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

教育委員会として、現在、調査を行っておりますが、正直申し上げて、皆目検討つかないというような状況でございます。本町においては、ほぼ全域が光ケーブルが、サービスが提供されるというふうに認識されていますので、多くの家庭はそのような環境にあるのかなと思いますが、アンケートを実施しておりますので、それを見てから分析をしたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

そうですね、実際、多分こういう調査をされたこと自体がなかったと思うので、今回、回答されてみないと、どういう状況か多分わからないと思いますので、その辺りは、11日提出期限のアンケートをぜひ分析していただいて、有効に活用していただきたいと思います。

それで、一応これでアンケートを取られた上で、インターネットの環境が整っていないところにどういう形で対応するかというのが教育委員会さんのほうで検討されると思うんですけども、国のほうでは、低所得者層にはモバイルルーターの提供をするという予算措置が補正予算で組まれるということなんですけれども、それ以外の低所得者に満たなくてインターネット未整備の御家庭というのが、もし、結構な数がいれば、何らかの形で、例えば今後、

第2波、第3波があれば、インターネット学習というのが考えられると思いますし、一人1 台配付できる環境になれば、十分そのインターネットの環境が必要になってくると思うんで すけども。

今の段階で、教育委員会としては、例えば一人1台配付されて、インターネットによる学習が必要になったと考えられたときに、御家庭でインターネットが使えない環境が多いとなれば、どういう感じで対応していこうというふうな方針を持たれていますでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

国においては、そういった低所得者の家庭、これは要保護の家庭について、モバイルルーターを配付するようにという通達が来ています。一方で、今、議員がおっしゃっていただいたように、そのほかのそういった家庭についてどう支援をするかということになります。具体的に言えば、準要保護の世帯が対象になるのかなというふうに思います。そこで、一定数のそういったインターネットの環境が整っていない家庭がありましたら、やはり初期投資の部分ですね。インターネットの開設の加入金、またはその機器の購入費について、一定の助成をできないだろうかということで事務局の内部では検討しております。今回の新型コロナの関係で、そういった補助制度もあるかどうか、今調査を進めておりますので、調査結果を踏まえ、各方面の意見を聞いて、そのようなことも検討に上げていきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

やはり、今、私が文部科学省の資料を見る限り、文科省の通達によると、例えば臨時的にこういう処理をする場合は、生活保護世帯の場合は、オンライン学習の通信費については生活保護の扶助対象になるということで、ある程度検討されているんです。それに漏れる御家庭は、どうしても実質的な負担が強いられるというのが十分考えられますので、その辺りは何らかの助成を検討していただきたいなというふうに思います。

それで、ただ、例えば、こういう形でいろんな金銭的な負担が軽減されたとして、整備が進んだとしても、まだやっぱりその家のいろいろな環境で整備ができない御家庭というのはどうしても出てくるものと思っています。例えば、町内の光、全地域に配付されているとはいえ、いろんな家の環境で、例えばあまり通信がスピードが出なかったり、仮に出たとして

も、ちょっといろいろな家の状況でインターネットの端末が家で使える状況にないので、お 金があったとしても導入できないという御家庭も多いと思います。

今後、例えば、総合文化会館とか、ほかの公共施設とか、あとは地域に、各地につくられています、その地域の郷とか、その自治会の公民館とか、そういった部分を活用して、例えばWi-Fiの環境を別に用意したり、そういうサポートをした上で、オンライン教育、例えばこういうコロナとか、今後、外出ができない状況になったときに、そういうものをサブ的に検討する余地というのはないんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

ありがたいお話を頂いたなというのが率直なところでございます。現在の調査では、そういった御懸念の状況で、従量制なのか、使い放題なのかとか、速度が出ていますかとかいうところも調査の項目に入れております。そこで、やはりアパートとかいうところになっては、なかなかそういった環境が整わないというところになれば、先ほどお話を頂いたような文化会館だったりとか、または公民館とかということも、確かに一理あるのかなということを率直に思ったところでございます。

一方で、なかなか調査の結果がわかりませんので、そういった分析をやって、何ができるかということを関係部署と調整をしたいと思いますので、調査を待って、しかるべきに公表して、いろんな御意見をいただきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

今、答弁いただいたように、いろんな活用の在り方があると思うんですね。文部科学省の 状況にも、いろんな先進的なオンライン学習に取り組まれている事例が紹介されていまして、 いろいろあるんですけど。

例えば、岡山県備前市、長野県喬木村というところでは、多分、いずれも山間部にある自治体みたいなので、インターネット環境がどうしても御家庭に通りにくい。そういうところでは、パソコンの中にダウンロードして、それを、端末を持って帰って御家庭でされるようなオンライン学習の仕方をつくられたり、いろんな各自治体自治体でできることをやられているみたいなので。

あと、今回そのコロナウイルス対策で、文部科学省のほうも、今までのその設置基準とか、

各自治体の運用のルールにとらわれずに、こういう緊急事態に関しては、独自のその考え方で、できるだけ積極的にICT環境を使って児童生徒にいろんな学習の機会を提供してほしいということで通達されていますので、今後もまだまだコロナウイルスに限らず、こういう外に出られない状況が発生するということは十分考えられますので、その辺りを踏まえて、ICTを使った教育環境の展開をぜひ考えていただきたいなと思います。

それで、これは私も前々から何度も質問をしたんですけど、もう一度ちょっと確認なんですけど、今の段階で、総合文化会館とか、公共の施設のWi-Fiというのを整備する予定というのは検討されているんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

以前からも御質問いただいておりまして、特に図書館に設置はどうかということでお話も 頂いたこともございます。教育委員会として、その後、具体的な検討を行っておりませんが、 今回の新型コロナウイルスの関係もありますので、資料等を寄せてみて、検討研究をちょっ と開始していきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

今回、歴史文化交流館にもWi-Fi環境を導入される方向ということですので、いろんな形でやっぱりWi-Fiというのがもうなくてはならないものに、観光の面からもなってくると思うので、その辺、いろんなとこでやったほうがトータル的なコストは下がると思いますので、今までの考え方は考え方であられると思うんですけど、今回コロナみたいに、ちょっとあんまり人と接触しないような形が求められる機会というのが出てきましたので、それはそれでまたちょっと検討を各部署でもぜひしていただいて、もしその予算的なものとかで十分考えられる部分があれば、ぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思います。

それで、質問にもしたんですけども、一人1台、予算が措置がされて、小中学校、学生さんにタブレットを配られるんですけども、普通に考えて、今ICTのわかられる先生が各学校いらっしゃるとは思うんですけど、急に皆さんがタブレットを配れば、まず動かなくなったとか、あとは使い方がわからないとか、問合せ、めちゃくちゃ増えてくると思うんですね。ICT支援員の方を一人、町で確保されるということなんですけど、多分それじゃあ、ちょっと到底追いつかないなというのが普通に考えて目に見えてくることなんですけども、もち

ろん予算措置がどうこうというのはあるんですけども、その辺、何かサポートする、ICT 全体に対してサポートをする、ほかの団体さんとか、そういう支援を求める考え方というの は今のところあるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

教育長が答弁したとおり、学校現場の不安というのは大きいものがございます。現在、タブレットについては、県全体で機種の選定が進んでおりまして、おおむね機種が選定し終わったという報告があっております。主に、やはりインターネット上を使って様々な教材をダウンロードして活用するという内容でございますが、やはり機種の当たり外れもあろうと思いますので、そういったことは十分想定をされると思います。

ICT支援員については、日替わりで各校を訪問するように今計画しておりますが、その ITC支援員から各校のICT担当教諭に、やはりそういった管理の仕方、技術の指導をやりながら、学校全体のスキルを上げていこうというふうに考えております。

一方で、そういった企業との連携ができないかということでございますが、今後、そういったICTの支援員を決めるに当たって、公募を行って、プロポーザル方式で考えておりますので、そういった企業さんの中で、またさらに突っ込んで話ができればというふうにも考えておりますので、おっしゃっていただいたことも一つの検討材料として受け止めたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

そうですね、これまで私も何度か質問等をさせていただいて、タブレットとかいろんなことで、前向きなものを、ICTに関する教育の仕組みというのを検討したらどうですかという形で、同僚議員も多分質問されていたと思うんですけど、なかなか、他町に、他市とか近隣市町に比べればあまり進んでいないのかなという印象があったので、逆に今度、国から端末を配られると、一気にその支援する体制というのがどんどん求められる、ちょっと困った状況が生じると思いますので、今までの考え方というか、今まで教育委員会さんで接点があられた業者さんとかでは足りないケースというのも十分考えられます。

本町では幸いに民間企業でインターネット通販をやられている会社さんとかもたくさん増 えてきていますし、いろんな形でインターネットに関わる方というのは増えていると思うん ですね。なので、今までのいろんな業者さん等、教育に関する部分というのはあられたと思うんですけど、それ以外に、例えばその単純なタブレットの使い方とか、あとは単純なインターネットの使い方とか、もっと――聴取不能――で御支援いただける部分に関しては、町内の企業さんとか関係する団体さんに御支援をしていただいて、例えば全体で何かそのレクチャーをしていただく機会とかはつくっていただいたりするのも一つの手かなと思うんですけど、その辺り、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

町内にもそういった企業さんがあるということは承知をしております。教育委員会も、一昨年度、その前の年度ですね、プログラミングの教育をするために、そういった講座を小中、高校生向けにやったこともございまして、その際には、町内のNPOさんに御依頼をかけたという経過もございますので、そういったことも一つあるのかなというふうに思っておりますので、それも含めて検討させていただきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

皆さん、御存じだと思うんですけど、長崎県に比べれば佐賀県のほうが教育に対するインターネットの取り組みが非常に進んでいまして、例えば武雄市なんかでいうと、各学校にICT支援員が一人いる。ある程度の規模の学校ですけれども、一人いらっしゃったりします。佐賀県自体がそういう取り組みを先進的にやられた結果、武雄市もそういう形でやられていると思うんですけど。

今回みたいに一斉に県単位でやられるということになると、どうしても長崎県だけではノウハウが足りない部分も多々出てくると思いますので、ぜひ近隣、今までもそれ以外の関係性もあられると思いますので、県を超えて、近隣の教育委員会さんにも、いろんな形で導入に当たって御意見をいただきながら進めていただければと思うんですけど、その辺りはどうお考えでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

議員おっしゃるとおり、武雄市さんとか、周辺の自治体には、そういった先進の事例がご ざいます。近くでございますので、そういったこともお伺いして参考にさせていただきたい と考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

一番、当たり前なんですけど、肝にあるのが、やっぱり小中学校で4月の22日から5月の17日まで、土日含めて25日間、3月4日から3月24日までに20日間、45日間、子供たちが、本来は学校があるというのになくなってしまったという、子供たちの環境を何か支援するというのが一番肝であるはずですので、そこを、こういうことが起きてしまったのは、今までなかったと思うんですけど、今後も十二分に起こり得るということで、もちろん学習支援もそうなんですけど、子供たち同士でやっぱりお話ができないというのは非常にストレスになっているみたいなんで、私も中学生と話すんですけど、やっぱり友達としゃべれないから楽しくないとか、学校、進級したばかりですね。例えばクラス替え編成の後にほとんどお友達としゃべっていないというのが、非常に子供たち、ストレスというか、不安になってしまったりというのにつながっているので、そういうものを、ツールが全部解決するもんではないんですけれども、こういうことが今後起きても、少しでもそういう負荷を軽減するために、ぜひ、いろんな面で前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、歴史文化交流館の質問に移るんですけども、まず、私、今までのそのインターネットのコロナ環境で全部質問しようと思っていたんですけど、2月に教育委員会さんと国際大学の落合先生で地域を生かすフィールドミュージアムという本を作られていまして、この本が歴史文化交流館第1回目の学術研究書という位置づけで発行されたというふうに伺っています。

正直、図書館にもこれは入ったということで新刊案内を書いていたんですけど、あまり存在が知られていないと思いますので、教育委員会さん、もう一度、せっかくその御自身で編さんされて、次長も教育長も寄稿されていますので、もう少し、こういう本ができましたというのをPRされたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長(中嶋健蔵君)

その宣伝については私自身も考えるところでした。先週、文化財保護審議会の委員の方からも、こういう本があるのに町民の皆さんが知らないんじゃないかというふうな御指摘も受けましたので、今後そういったところについては町民の皆さんに伝えていきながら、広報、

宣伝していきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

私は聞いていたんですよ。こういうのが出ていましたよと言って。ただ、本自体がたまたま陶芸の館に置かれているのを見て、これは買わんばと思って買って、もう2週間で3回ぐらい見直したぐらいすごくいい本だったので、3,200円、税とちょっとお値段高いと思うんですけど、いい本だと思うので、ぜひ職員の方にも読んでいただきたいなというふうに思います。

それで質問を全部つくったんですけども、まず、基本的なところからちょっと再質問をするんですけど、今回、歴史文化交流館(仮称)、以降、もう交流館というふうに言いますけど、法律による、博物館法によると、博物館とそれに博物館に類する施設というものがあるというふうに書いてあったんですけど、これ、博物館類似施設ですね。一応、開館後はどちらを目指して進める予定なんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

博物館の種類でございますが、議員お説のとおり、登録博物館、そして博物館相当施設、 そして博物館類似施設というふうになっております。残念なことにほとんどが、博物館類似 施設、8割以上がその施設になっておりまして、登録博物館になると、やはりそれなりの規 模とそれなりの規格でつくらないとできないということでございます。一方で、博物館相当 施設については、都道府県の教育委員会が認定をすると、指定をするというようになってお ります。私どもとすれば、可能であればこの博物館相当施設を目指してということは基本計 画にも掲げているところでございますので、その方向で進んでおりますが、審査等が今後ど うなるかということになろうかと思っております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

私も全然この分野のことに関して知識はなかったんですけど、この本で落合先生が書かれたのは、博物館にもやっぱりランクづけが、今、次長がおっしゃったようにあるので、例えば、その企画展等をした場合に、貸し借りをする場合に、やっぱりきちんとした管理ができるかとか、そういう部分でそういうランクが生きてくる。ほかの博物館さんから資料を取り

寄せるときに、博物館相当施設であるのか、ないのかというのがやっぱり一つの基準になってくるということですので。もちろん、それに応じての審査費用とかいろんな部分がかかってくると思うんですけど、今後長い目で見ると、やっぱり企画展等は絶対必要になってくると思いますので、博物館相当施設を目指されているということですけれども、ぜひ、これに向けて、認められるような方向性でやっていただきたいなと思います。

それで、今、歴史文化交流館、こういう形で進んでいます、建設事業はという形の説明は、 広報誌とかいろんな形で載せられていたり、情報発信をされているんですけど、いまいち中 身が、どういうことが進んでいるのかというのは、町民の方、皆さん御存じないと思います。 今後どういう形で開館に向けて情報発信していく計画なんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

工事が大分進んでまいりまして、いよいよもう1年切ったというような状況でございます。 どうしてもやはり工事、展示も含めてそちらのほうに力を結集しておりますので、なかなか その方向に余裕がなかったんですが、山を越えたら、やはり秋口ぐらいから、その情報発信 をやっていきまして、開館に向けて機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

これ、順番、前後してしまったかもしれないんですけど、私がちょっと1個懸念しているのは、昨月に行われた議会の全員協議会の場では、開館に向けて必要な手続ということで、歴史文化交流会に対する条例を検討していますというのが、お話がありまして、その内容については、いろいろ議員各位から意見はあったんですけど、こういうものが今回の議会には上程されなかったので、こういう結果でどんどんスケジュール、遅れていかないのかなというのが懸念になっているんですけど、その辺り、大丈夫なんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

全協の折にいろんな御意見をいただきました。少し急ぎ過ぎたのかなというのがこちら事務局の正直なとこでございます。建設検討委員会にも条例の全文をまだ御提示をしておりませんでしたので、概要のみでしたので、今後、建設検討委員会で条例を御提示し、意見を伺って、修正あるところは修正しながら、また条例の提出時期については、町長部局と協議し

てさせていただければというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

すみません、繰り返しなんですけど、スケジュールに関して、今のところ、これが原因で 遅れるとかなんとかいうのは考えていないということですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

申し訳ございませんでした。スケジュール自体には影響はございません。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

というのが、皆さん、やっぱり、特に近くの方ですね。湯無田郷の方とか、開館時期、どんどん迫っているんですけど、あんまりこういうのをやるというのが聞こえてこないんだけど、大丈夫なのかねという懸念をされている方もたくさんいらっしゃったので、その辺り、ぜひ、大丈夫であれば大丈夫という形で、こういう形でスケジュールを組んでいますというのを広報とかに載せられたほうがいいのかなというふうに思いました。

今、答弁の中で、教育長が答弁された中で、企画展等はオープン後、落ち着いてから検討されているということだったんですけども、今の段階で具体的にお話をしていたりする博物館とかはあるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

若干ちょっと整理させていただければ、企画展等は、私たち波佐見町が所蔵している中から、そういった企画にのっとって展示会を行うものでございます。一方、特別展というのは、他館から借り入れて、一連のつながりを持って展示会を行うというケースでございます。オープニングまで、事務局とすれば、結構忙しい時期を迎えますので、少し落ち着いた時分に、まずは企画展を行いたいと考えております。そして、その先にやはり他館との連携を進めて、何かしらの特別展ができればという思いが学芸員のほうにありますので、そういった中で教育長が答弁したということでございます。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

すみません、私も企画展と特別展が混在していたんで、わかりませんでした。ありがとう ございます。今の段階で、開館直後の企画展の内容は何か具体的に検討されているんでしょ うか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

学芸員のほうに指示はしておりますが、まだそこまで手が回りませんということでしたので、もう少し、展示パネルのほうの内容が固まったら、具体的な指示とヒアリングをしたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

まず、今回、私、いっぱい項目を並べさせていただいたんですけど、これまで、どちらかというと議会でいろんな方が関心を持たれたのは、交流館の建物に関する議論が中心的だったと思うんですけど、開館がどんどん迫ってくると、今度、中身に関するものをどんどん詰めていかないと、当たり前ですけど、箱物を造っただけでは意味がありませんで、それを生かしてこそ、教育委員会さんが直接やられる事業の意味なので、どういう事業を具体的にしていくかというのを、開館時期がどんどん迫っていますので、そろそろ本格的にしていかないといけないタイミングなのかなというふうに思いまして、今回、取り上げさせていただいたんですけども。

この本ですね、教育委員会との共著、一緒に編集されたお一人でもある落合先生がおっしゃっているんですけども、博物館は、子供たちの学びの場、地域住民にとってふるさと確認の場、町外からの訪問者にとっては当該地域の文化、歴史、自然の情報を得る場ということで、いろんな形の機能がありますよと。ただ、やっぱりおっしゃっているのは、住民の方が気軽に来れる、遊びに来られるような施設にならない限り、町民自体の協力も得られないですし、子供たちが学校とかで学んだとしても、それ1回きりになってしまう。そうしてしまったら、何のための町で運営している施設かというふうに問題提起されていまして。

一つ非常に大事だなと思ったのが、社会教育法というものがありまして、図書館法も博物館法も、これを基に理念がつくられているということなんですけども、どちらも公共のものでしょうと。公でみんなが使って、みんなが利益を享受する公共施設であるべきだと。図書館であれば、運営費がかかったから廃止しますとか、あまり考えられないと思いますし、入

館者数がちょっと減ったから、じゃあ、やめましょうかという議論はならないと思います。

波佐見町の歴史文化交流館に関しても、恐らくできた後も、入館者数で多い少ないで、いろんな評価をされがちだと思うんですけど、図書館と一緒で、地域になくてはならないものに、もうできてしまったらなると思うんですよね。その分、やっぱり学芸員さんとか職員さんが、なくてはならないものに育てていかないといけない。そのためにはやっぱり町民の方に、いろんな形でこの博物館、歴史文化交流館の価値を知っていただくための努力をしていただかないといけないと思うんですけども。

その辺りをいま一度ちょっとかみしめていただきながら進めていただくに当たっては、やはり、この本にもたくさん書いてあるんですけども、いろんな失敗例というか、他館でたくさんいろんな形で、もう少し人が入ればよかったとか、いろんな課題を持たれる博物館さんもたくさんあるので、そういった部分での学芸員との連携、あとは施設職員さんとの連携というのが非常に大事になってくると思うんですけど、今のところ、ほかの博物館、こういう類似施設との連携の方向、具体的にはあるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

本町の各施設については、陶芸の館があり、農民具資料館がありと、いろんな施設があったわけでございますが、そこに学芸員が常駐しているわけではございませんでした。今回初めて、そういった通史を展示するところと、学芸員が初めて同居と言ったら変ですが、同じ場所で運営をするということになりますので、そういった中で、学芸員のやはり活動というのは、おのずと活発になっていくというふうに思っております。

それでも、やはり2名体制でございますので、限りがございますので、先ほどおっしゃっていただいたような他館との連携、また町民さんとの連携というのが必要になってくると思います。幸いにして、うちは長崎国際大学さんとの関係が大変良好でございますし、そういったつてを生かしながら、他館さんの連携を広げていきたいということで教育長も答弁したところでございますので、それを念頭に置きながらやっていきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

今、次長がおっしゃったように、長崎国際大学さんは包括連携協定を結んでいただいているのですけれども、博物館の学芸員課程を学ばれている学生さんに町に来ていただいて、市

場の調査を行っていただいたり、史跡の調査を行っていただいたり、本当にもう今、現時点でもたくさん教育委員会に貢献いただいていますので、今後もそういう関係性を続いていただきたいですし、本の中にも書かれていたんですけども、歴史文化交流館のスタッフとして博物館課程で受け入れられることも検討されているということですので、そういう形で積極的に大学との連携を発展させていただきたいなというふうに思います。

あと、もう1点、やっぱり大事だなと思うのが、先ほどほかの議員も一般質問されたんですけど、焼き物産地って全国にそんなに多くないんですよね。今現在、リアルに操業されている。そういうところにも博物館があります。こういうところとの連携、例えばお互いに資料を提供し合ったりとか、あとはその展示の仕方とかを工夫したりとか、その辺は連携が必要かと思うんですけど、今のところ検討はされていますでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まずは教育長が答弁したとおり、現在は佐賀県立の九州陶磁器文化館の館長さんが建設検討委員会の委員長さんにもなっていただいておりますし、または県内のそういった資料館の学芸員さんもなっていただいております。本の中にも、萩博物館の紹介もありましたので、そういった運営の仕方も参考になるなと、私、思ったところでございますので、そういったところも視察等に行きながら、何か連携ができればなというふうにこの本を読んだとき、思ったところでございますので、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

○議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

非常に、やっぱり先進、改めて波佐見町に博物館に相当する施設ができるって、結構すごいことだなというふうにこの本を読ませていただきまして思いまして、全国でも多分町レベルでこういう施設を運営して学芸員がいる体制というのは珍しい。だからこそ、それを一般の町民の方にも御理解いただいて、もっとこういう形で使えば町にも貢献できるものができるというのを、いろんな形でこういう事例があるよというのを、ほかの博物館と町の自治体の取り組み事例とかいうのをどんどん教育委員会さんでも入れて、そういうのを町民の方にも発信すれば、もう少し、実際に生きた博物館、歴史文化交流館になるんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺り、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

先ほどから出ております国際大学の落合先生が話をされていたんですけど、博物館という 名称に物すごくこだわられておりました。この波佐見の交流館においても、博物館という名 前を出すような話も出されたんですけども、教育委員会としましては、先ほど次長も申しま したように、誰でもが気軽に見てくれて、憩える場所、そういった交流館にしていきたいと いうふうなことで、そういった名称について、博物館の名称をちょっと考えてほしいと、い ろんな議論をしながら建設検討委員会でもやっております。

ですから、町民内外からたくさん来ていただいて、観光面においてもこの交流館ができるような形を今後ともつくっていきたいということで、検討委員会の中でも話をして進めていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

観光の一つの目玉にもなると思います。やはり表面的に、いい景色が見えたり、ちょっと古い何か史跡があったりするだけだと、あまり心に残らないんですけど、いろんな解説がなされて、こういう物語があってというのは、やっぱり今後、歴史文化交流館が担う価値だと思いますし、そういう部分をどんどん発信していかないといけない。そのためには、質問の中にも述べさせていただいたんですけど、ほかのエリアにあられる、例えば中尾、鬼木、伝統的な景観のところと行き来、歴史文化交流館の行き来、例えばやきもの公園との行き来、非常に行き来が大事になってくると思うんですけど。

今、歴史文化交流館に地図を検討されていますけど、今度逆に戻ってくる方向、案内が、 全然多分今まではなされていないんですけど、今後はそういう部分は検討されていくんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

この本、フィールドミュージアムを読んだときに、フィールドって何かなと思ったら、地域丸ごと博物館なのかなということで私は勝手に解釈をいたしました。そういった中で、相互のやはり行き来をするというのは大切なことだと思います。歴史文化交流館から各施設の案内というのを考えたんですが、その逆というのも、今言われてみて、あ、そうだなというふうに思いましたので、教育長が答弁したとおり、今後その案内看板のサイン計画も、順次、

関係部署と協議していきたいと思いますので、そこも重要な要素として考えていきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

本当に大事ですね。例えば、私、思うんですけど、今言われた有田町の九州陶磁文化会館、 武雄の歴史資料館、図書館の横にあるやつですね。長崎の歴史文化博物館、大村市の歴史資料館。こういうところに来られるお客様というのが、関心があれば多分波佐見町にも寄られると思うんですね。逆もしかりで。こういうところとは、いろんな形で今も観光の連携とか、いろんなものを取っていますので、ぜひ相互にお客様が行き来する関係性もつくっていただきたいなと思うんですけど、その辺り、どうでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

県内には、美術館等も含めて160ぐらいの資料館があるというふうに伺っております。そういった資料館、また美術館、博物館の連携というのが今後やっぱり大きな要素となってくると思います。幸いにして、うちの学芸員2名とも、そういった関係は大変ほかの学芸員と良好でございますので、そういった裾野を広げて情報発信に努めていきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 城後議員。

〇2番(城後 光君)

最後に1点だけちょっと確認しておきたいんですけども、今、教育長が答弁で、今、現時点では学芸員2名体制、プラス臨時職員さん等で職員さん運営というふうな形で計画されているということなんですけども、今後、やっぱり教育機関とか、いろんな外部との連携をしていくと、2名じゃ、その学芸員、今までも資料とか整理とかでもお忙しいと思いまして、今度、館の運営自体に関わってくると、まだプロの意識というのは足りなくなってくると思うんですけど、今後はやっぱりプロの学芸員さんを、専業で、交流館の展示とかをやる専業でやっていくというのは検討はされていますでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

教育長が答弁したとおり、まずは学芸員2名体制で何をやれるかということを考えさせて

いただきたいと思います。多ければ多いほどいいものじゃないのかなということは個人的に 思っております。まずは、学芸員がしっかり何をやるべきかということを考えるいい機会に なればと思います。

一方で、やはりどうしてもマンパワーというのが足りなければ、議員お説のとおり、地域とか、またはそういったリタイアした方を、お力を借りて館の運営をやっていくということも選択肢の一つかなと思いますので、開館に向けていろんな御意見をいただきながら体制を整えていきたいというふうに考えております。

〇2番(城後 光君)

以上で終わります。

〇議長(今井泰照君)

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時15分より再開いたします。

午後 0 時15分 休憩午後 1 時15分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 石峰実議員。

O13番(石峰 実君)

こんにちは。今般の全世界的規模で猛威を振るった新型コロナウイルスは、世界的に感染拡大し、これまで経験したことのない日常生活から経済活動の全てにおいて、甚大かつ壊滅的なコロナ禍をもたらしました。国、県、そして各自治体では、様々な対応と経済支援策等を講じられました。まだまだ第2波、第3波の感染拡大が懸念される中で、さらなる対応と支援が求められるところです。農業面でも、収入期を迎えるこれから先に、感染拡大の影響により、収入減も予測され、作目によっては、求められる支援策が必要になってくるのではないかと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

農業経営における農作業の省力化、安全確保と農業施設構造改善の施策推進についてであります。

近年は、農業従事者の高齢化、担い手、後継者不足等が深刻化しており、農業、農村の厳 しい実情は周知のとおりであります。こうした中にあって、農家や地域組織の多くの方々は、 少しでも長く、一体となって農業、農村を維持存続できるように日々努力を続けられており ます。

水田はじめ、一連の農作業において特に重労働となるのが、草切り、除草剤、除草作業等であり、その負担軽減を図るとともに、農業機械の使用上、危険を伴う施設の構造改善と安全性の確保を図る施策について問います。

- 1、畦畔や法の草刈り作業等に従事する農業者の労力負担軽減を図るために、センチピードグラス、いわゆるムカデ芝でありますけれども、その吹付け施工による実証実験を実施して、町内でも普及推進していく考えはないか。
- 2、県道4号線沿いの岳辺田地区圃場等における一般車両等農耕用機械の事故未然防止や、 農作業を安全で省力化するため、用排水路等を有蓋化して、有蓋化って、いわゆる暗渠化で すね。作業路として活用する必要があるのではないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

13番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

農業経営における農作業の省力化、安全確保と農業施設の構造改善施策推進について。近年、農業従事者の高齢化や担い手、後継者不足が深刻化しており、農家と農業、農村の維持存続のために、センチピードグラス(ムカデ芝)吹付け施工による実証実験を実施し、普及していく考えはないかという御質問ですが。

近年、少子高齢化が進む中で、農業従事者の高齢化や担い手不足、また、それに伴う労働力不足は、農業、農村を維持していく中において深刻な問題となっており、農作業の効率化や省力化への対応が求められているところであります。しかしながら、農地の畦畔や法面の除草作業は依然として多くの労力を要しており、高齢化が進むにつれて重労働感が増すことから、省力化を狙った除草剤による雑草防除なども一部ありますが、畦畔や法面の崩壊や環境への影響も懸念されるところであります。

このような中にあって、畦畔や法面の管理作業の省力化には、被覆植物であるセンチピードグラスの雑草抑制作用の利用が有効であるとの考えから、全国各地で植栽が行われている

ところであります。このセンチピードグラスは、種子による造成が可能で、畦畔や法面への 種子吹付けによる施工が可能なことや、雑草の侵入に対して高い耐性を示すことから、畦畔 や法面へ導入した場合に、雑草の発生を少なくするなど、草刈り作業の負担軽減に有効であ るとの報告もなされております。

このようなことを踏まえ、本町においても農作業の省力化は重要な課題と認識していることから、センチピードグラスの植生を利用した方法が、畦畔や法面の作業省力化に結びつくかどうかについて、まずは実証試験等の調査を行い、各地域へ普及できるかどうか、研究を進めてまいります。

次に、県道4号線沿いの岳辺田地区圃場等における一般車両と農耕用機械の事故防止や農作業の省力化のため、用排水路等を有蓋化し、作業路として活用する考えはないかという御質問ですが。

県道川棚有田線の岳辺田区間においては、平成9年に現在の圃場整備側へ変更され、その後、平成22年の長崎キヤノンの操業開始等もあり、現在、変更前と比較して、交通量がかなり増加しています。その県道沿いにある岳辺田地区の一部の農地では、農業機械等を県道から直接圃場に乗り入れなければならないことから、一般車両との事故について懸念されるところであります。

その対応策として、議員の御質問にある、排水路を有蓋化し、作業路として活用してはと のことでありますが、現在の排水路は農業用のオープン水路構造で、有蓋には適せず、強度 的な問題や増水時の断面不足等からも難しいものと思われます。そのため、排水路を作業路 として利用する場合は、岳辺田地区や駄野地区の圃場整備で採用されているコルゲート管の 埋設による排水路の暗渠化の工法が最善と思われますが、既存の排水路にある構造物の撤去 と、新たな排水管を埋設していくとなると、工事費が数千万規模になるものと予想されます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、交通事故の未然防止や農作業の安全確保の面からも何らかの手だてが必要であることは承知しておりますので、国、県の補助事業が利用できないか、また別の解決方法がないか、調査検討を進めるとともに、地元との協議も行ってまいります。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

それでは、まずセンチピードグラスについてでございますけれども、まずは水田のみなら

ず、畑地、あるいは用排水路等の一連の農作業の中で、機械化はままならん状況であります けれども、最もその作業時間を要して、非常に重労働と考えるのはどういうことかと思われ ますか、まず。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

私も農業をやっておりますので、この暑い中にやっていくとなると、一番の重労働は、やっぱり草刈り作業が一番の重労働ではないかと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

確かにそうですね、草刈り機とか、あるいはトラクターなどを頻繁に使って農作業をする わけですけれども、非常に高いところ、特に中山間部あたりが高いところ、あるいは足場が 悪いといったところで非常に危険性が高いわけですけれども、今もおっしゃったように、暑 い中、あるいは逆に寒い中で、時期的にも非常にきつい条件の中で作業をやるといったこと で、農業従事の中で草刈りが占める時間というのは相当なもんだと、どれぐらいの割合になっているのかですけれども、多分七、八割になっているんじゃないかと思っております。

特に平たん部に比べて中山間部は、法面とか、あるいは石垣が多いといったことで、草刈り作業を年間通じて重労働であるということを認識しておるわけですけども、高齢化とか、担い手不足を幾らかでも解消する有効な手だてといったものは、どういったものが考えられますか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

今、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、少子化が一番中山間地のほうにも響いてまいりまして、高齢な方の農家さんが特に増えているという中においては、重労働感をなくすような農業の仕方が今後望まれるところであろうかと思います。ですので、機械化はもちろん進めてまいりたいと思っておりますけども、その機械化を進めるに当たっても、機械が何分高額なものですから、なかなかそこまでは手が回ってこないという方が多いということでありますので、なるべく費用がそうかからない方法で、少しでも省力化できないかなというところをやっぱり研究していかなければならないと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

おっしゃるとおりですけども、そこで、例えば、法面、あるいは畦畔等は非常に急傾斜で 危険だといったところで、きつい、そういったこともありますんで、先ほど来、言っていま すセンチピードグラス、いわゆるムカデ芝を植栽をして、雑草が生えるのを抑えると、そう いったことで、少しでも作業を省力化、あるいは作業の労力の負担軽減を図るといったこと が必要になってくるんではないかと思うんですね。

先ほど実証実験等を研究してということであったわけですけども、このムカデ芝については種子が非常に小さいわけですね。1グラム、1,000粒ぐらいあると思う。それで、このためにタオル生地のくずですね。そういったものを混ぜて吹付けをやるわけですけども、こういった、それはたばこと一緒なんですね。水に溶いてじょうろでまくと、そういった手法なんですけども、それをするといったことについて、こういったこの負担軽減を図るということについてどういうお考えですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

ムカデ芝、センチピードグラスについてでございますけども、以前よりセンチピードグラスは、苗を作って、移植して、ずっとこう造成をされていたというところがございます。しかしながら、その方法でいきますと、苗を育てる、そしてその移植するという労働が非常につらいというところもありまして、なかなか普及をしなかったわけなんですけども。

先ほど吹付けと言われました部分は、愛媛県のある会社が考案した手法でございまして、 そちらのほうは製紙会社でございまして、和紙の原材料を種子と混ぜて、撹拌して、そして のりのように土壌に付着していくという形を取られております。この方法でいきますと、労 力がかなり軽減されると。そして芝の発芽率もよくなるということで伺っておりますので、 もしこの方法が合うようであれば、この方法で芝をしていけば、かなり労力の軽減には、議 員おっしゃるとおりなるんじゃないかと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

先ほど町長もおっしゃいましたけど、その除草剤を振れば手っ取り早いわけなんですけど も、除草剤をやると、やっぱり地盤が崩壊するということが、危険性がありますんで、この センチピードにつきましては、多くの地区で、今、課長がおっしゃいましたけども、以前は 種をまいて植栽した地域もあります。でも、そこはやっぱりこの後、しないというのは、やっぱりその後の管理、そして、先ほど言われた業者については、3年間指導まで、管理指導まで行うといった状況がございますので、それと、おまけにそのムカデ芝がしたところは非常に景観もいいですね。こういった雑草も、これはちょっとくずが混ざっていますけれども、こういったムカデ芝ですね、こういったものをやっぱりやっていただきたいなと。調査研究をやるといった方向が示されましたけれども、ぜひ導入をしていただきたいと。

これは着手から二、三年、いわゆる1年目に播種をして、2年目、管理をして、3年目にもう十分な状態になると。聞きますところによれば、3年目にはもう30センチぐらいあると。それは後はもうずっと刈り込んでいくだけで、そういったことで、そう手は要らないということでございますので、ぜひこの先ほど言われた業者あたりとの調整含めて、そのセンチピードグラスの吹付け施工の実証実験をぜひまず取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

議員もおっしゃいましたけれども、実証試験ですね。実証試験につきましても、やっぱり予算が絡んでまいります。その部分につきまして、1平米当たり大体280円で実証しますよというような形で業者のほうから伺っておりますけれども、こちらについてが、業者のほうは前年からですね。ちょうど今、田植が各地でされておりますけども、この田植が終わった段階から雑草管理をしていただくようになりますよということですので、なかなか、もう今から適地といいますか、実証をやっていただく方を募っても、ちょっと遅いんじゃないかなというようなこともございますので、今後、来年ぐらいに、もし、どこかやりたいなというところがあれば、そこと、面積等もありますので、調整をしてやれればなと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

今年の春に、先進事例である大分県の豊後大野市に視察に行かせてもらったわけですけども、大分県の7割が中山間地ということで、非常に県とか市の支援を受けて、この中山間地域の中で、14ですかね、法人が連絡協議会をつくってやられておる。確かに今おっしゃったように、工程としては、例えば今年7月にその圃場を草刈りをせずに、7月以降、草刈りせんわけですね。10月に除草剤を散布、あるいは12月に草刈りをして、それを焼却、もう1回、

除草剤をやって、来年5月に除草をやって、6月に播種という形なんです。かなり時間は要しますけれども、今年が無理ならば、一応、来年に予定をしていくといったことで、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほどあった、メーカーとの調整あたり、確か、今、課長は平米当たり270円とおっしゃいましたですかね。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

280円。

〇13番(石峰 実君)

280円。私たちが聞いたのは平米27円というとですけど、その辺り、どうなのか、その辺り、後で調査していただきたいと思います。

こういったムカデ芝をした場合に景観がよくなるといった効果、それから、部分的には、 夏場でも全然草刈りをしなかったといったことで、相当の省力化になると。それから、見た 目がいいですね、景観的にいいといった、そういったものがございますし、ぜひお願いをし たいと思います。

いろいろ、先ほどありましたけど、その農家とかの調整事項もありましょうから、あるいはメーカーとの調整事項もありましょうから、その辺りについては、来年ですけれども、今年度からそういった地元関係者、ここを、今、私たちが聞く中でも、結構多くの町内の地区の集落とか法人も希望をされているところがありますんで、そういったところあたりを十分参集されてといいますか、そういった町が音頭を取って、そういった希望あたりも取りまとめて、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

ちなみに、毎年1メートルぐらいのランナーが伸びていくということで、いわゆる根が生えた状態がムカデにそっくりだということでムカデ芝と言うんだそうですけども、そういった状況でございますし、2年目、1年目に20センチぐらいですね、吹付けしたにし、その前に20センチ、最高30センチぐらいになると。ただ、このムカデ芝が、ついついやりがちなんですけども、野焼きをしたら全然駄目だと、もうアウトになってしまうということで、その辺りだけはやっぱり注意してやっていただきたいなと思います。

それから、その実証実験が終わって、いざ導入するという段階には、やっぱりかなり吹付け機かれこれ、もう、やっぱり600万ぐらいですかね。そのほかに附属した器具もございますので、そういった面についての町としての支援の在り方について考えていただきたいんで

すが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

先ほど280円と申しまして、議員が27円と言われましたが、多分27円は特許料じゃないかなと思っております。先ほど言いよりました、その吹付けをするまでの工程は、特許がもう取られておられますので、する場合には1平米当たり27円から25円の特許が発生するということは聞いております。特許料だと思っております。

私も、大分まではちょっと行けませんでしたので、いろいろと聞いてみましたら、お隣の有田町の後川内地区というところで昨年から吹付け施工をされているということで、見に行かせていただきました。まだ去年したところについては、少し雑草等もありましたけども、大変きれいなところでございます。

議員もおっしゃりましたとおり、吹付けには、またそれ専用の機械が必要ということで、これが大体600万程度かかるというところでございます。面積で、たくさんの面積をすれば、その600万も経費を取り戻せるかなと思っておりますけども、ある一つの地区だけでやる場合は、直接メーカーのほうが施工をやっていただけるということもございます。こちらは、もし、芽が出なかった場合は補償もついているというところで、大体平米当たり340円で施工をすると言われておりますので、面積次第では、もしかしたら、機械を導入するよりメーカーのほうに直接行ったほうが安価で済むのじゃないかなというところもございますので、その辺はしっかり研究をしていきたいと思っております。

また、攪拌機、吹付け機につきましても、何かしらの補助等がないかを、少しずつ、こちらのほうで研究、それから検討をさせていただきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

ぜひ前向きな支援をお願いしたいと思います。この部分については、例えば農業以外の、 例えば桜づつみの法の部分とか、あるいは普通の道路の用排水路の法の部分あたりも十分適 応できるんじゃないかと思いますんで、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、次に行きたいと思います。

県道4号線沿いにある、その平瀬地区、岳辺田地区の水田地帯については、非常に大型トラックはじめ、車両が往来するということで、非常にこう危険性があるわけですね。こうい

った大型が常に走っておるわけですね。ですから、ここの年間を通じた作業というものについて非常に危険性が、危険にさらされているわけですけど、こういった状況は、町として理解はされておりますか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

岳辺田の圃場整備地区の農業につきましては、大変、大型圃場を近くでやったということもありまして、機械の大型化がかなり進んでおります。それでいきますと、この県道から直接乗り入れるところについては、入り口、それから農道内の状況ですね、県道を直角といいますか、こう曲がるときにはちょっと大きく曲がったりとかしますので、やっぱり対向車、それから後ろの車もなかなかこう難しい、交通の時間帯によっては厳しいところがあるということで、法人の会議等もございまして、そこの重機のオペレーターなんかと話をしたときには、ちょっとあそこら辺は、議員がおっしゃる1列といいますか、十何枚ですかね、14枚の水田があるんですけども、その14枚の水田については、ちょっとやっぱり交通事故等に注意しなければならないということは伺っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

今、課長おっしゃいましたとおり、この地区は大型圃場整備がされまして、非常に大型の圃場が多いわけですね。そこには、それに伴って、コンバインとか、トラクター、あるいはこのブームスプレーヤ、こういった農機が入っているわけですね。それも大型化しておるもんですから、特にその万年橋から、万年橋寄りの上流部の農地の出入口は非常に危険と、危険性があるということで、しかも本当に、さっき課長が言ったように直角なんです、県道にですね。だから、そういった部分を、非常に県道が増しているということで、これらの安全策というもの、あるいはその交通関係とかのそういった調整事項とかというものが生じておるのかどうか。それをやるための課題というのがあるのかどうか。そういったのはございますか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

安全策というのはなかなか難しいところではございますけども、県道からの直接乗り入れ でございますので、道路を改修して、少し路肩のほうを広くするというようなことであれば、 ちょっと県のほうにお願いをしていくということでございますけども、そういう方法も考えたんですけども、県道べたには、岳辺田地区の配水ですね。配水って、入れるほうの水なんですけれども、そちらのパイプラインのほうが県道沿いにちょっと入っておりまして、万が一、県道を拡幅するということになりますと、それからやりかえなければならないということになって、それもなかなか難しいというようなところもございますので、今のところは、大型の機械、コンバインとか、そのブームスプレーヤあたりは、一人ではもう持って行かないで、二人ぐらいで行って、交通安全の監視をしながら入れていってられる状況じゃないかなと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

ちょうど私が写真を撮りに行ったときも、こういうふうに一人、道路に立って誘導されているわけですよ。頻繁に車は来るわけなんで、なかなか出入りも厳しいといったことがございます。現に今度、道路に出ますと、県道ですので、渋滞を招くといった状況なんですね。そういったことについての解消もやっぱり何らかを考えていかないといけないんじゃないかと思いますんで、この点についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、この圃場整備地区内の団地、下流部は、ライスセンター寄りのほうは800メートル、排水路が有蓋化というか、暗渠化しているわけですね。しかし、その上流部になる400メートルについては施工はしていないんですね。これは、こういった変則な構造になっているのはなぜなのかということをお尋ねしたいんですけども。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

西前寺線ですかね。道、町道がありますけれども、それを隔てて両方の圃場が不規則な、 不規則といいますか、大型化と、大型圃場と小さな圃場に分かれておるわけですけれども、 こちらは大型圃場整備をするときに、なかなか大型圃場整備、大型の圃場のほうに賛同を頂 けなかった方が、今までどおりの圃場でしたいという、今までの規模でしたいということで、 上流側といいますか、のほうに行かれたということで、そちらのほうはある一定の面積をや っぱりしなければならない。それから、そこはいじらないということだったんで、今の開渠 の排水路という形になっておる状況でございます。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

先ほど言いました、こっちが上流部なんですね。全然ない。下流部はこういうふうになっているわけです。だから、こういう、この暗渠化して上を使えば、構造上問題とおっしゃいましたけど、十分通れると思うんですよ、コンバインでも。だから、こういったことを地元の方は非常に望んでおられますんで、早急に取り組みの計画をして、実施の実現、施工の実現するようにして、そうすれば、この事故の防止と安全性の確保ということができるんじゃないかと思いますんで、この暗渠化についてはぜひ検討をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

議員御指摘の排水路でございますけども、一部はその法を、普通の法をしておりまして、その下にコンクリート構造物のU字溝みたいなものがございます。そちらのほうに2次製品の蓋をしてはどうかというような提案でございましたけども。今、既存の排水路が経年もたっておりますので、蓋をしてですね、蓋をしただけではもちろん通られませんので、それに通られるようにするのでしたら、泥を持ってきて道を造ると。そしたら、今度、その構造物がその土圧に耐えられるかどうかというのがまず難しいかなということでございます。

ですので、それに代わるものをコンクリートの構造物でやるのであれば、それを持ってきてずっとはめていくわけなんですけども、もうとにかく高額になってしまうということで、今回、町長が申しましたとおり、コルゲート管へのやり替えが一番手っ取り早いんじゃないかなということでしておりますけども。

ですので、コルゲート管を埋設して、今の開渠の部分、田んぼからの排水を全てパイプに よってつないでいくというようなこともしていけば、道として利用もできると。その工法は 全て今、岳辺田側の反対側の圃場、それから今、駄野地区の圃場でも取り入れてやっており ますので、それが一番現実的じゃないかなと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

ここの排水路の部分に行ってみたわけですけども、天端で4メートル10、4,100、深さが1,500ぐらいあるんですね。その下が、今、課長おっしゃったようにU字溝になっておるわけですけども。ここらについて、この間、建設課の担当者あたりと話をしましたけれども、

もちろんその排水管をつなぐという構造は必要ですけども、この工法として、ボックスカルバート、コンクリート、真四角の、いわゆる暗渠型側溝というんですけどね。これと、それから、さっきおっしゃいました、そのコルゲート管の暗渠型排水管、これを施工するというのについて、ざっとこう検討させてもらったわけですけども、やっぱり倍ぐらい違いますんですね。

いずれにしても、どっちにしても、数千万規模の事業になると。ただ、コルゲート管だったら、その高さ1メートル50の中で埋めていけば、土、埋めますんで、十分対応できるといったようなことでありましたんで、そこらあたりについて、関係課あたりとも協力しながら、ぜひ研究を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

こちらのほうですね、議員の御質問があったときから、設計のほうをよくしていただいております、今、ちょうど駄野の圃場整備の中でも設計をしていただきました土地改良連合会のほうにざっと写真と現状を説明して、積算のほうをやっていただいております。それは、今の駄野地区の整備を基に、田んぼの枚数だとか、あとは距離を調べましてやっていただいておるところでございますけども、本当に高額です。本当に蓋をして、ぱぱっと泥で埋めたほうが一番易しかねというようなところですけども。

結局、後の管理ができないということで、管理のできる半永久的なものをやっぱり造らないと、後々やっぱり困っていくということもございますので、今後は、県も、今、農地集積とかなんとかで、中間管理を利用したところで、補助なり何なりがあるようでございますので。岳辺田地区は、おかげさまで中間管理への参加率がかなり高い地域でございますので、その辺を利用できれば補助を利用して、補助は全て全額は来ませんので、あとは地元との調整になってくるかと思うんですけども、そこら辺でずっと研究をしていきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

ぜひお願いしたいと思います。いわゆる上流部400メートルの排水路上を有蓋化、暗渠化すれば、その両サイド10ヘクタール、裏作等も盛んにやっておられますんで、20ヘクタール以上の農地が受益することになるわけですね。そういったことで、今後、特に野菜等の栽培

あたりも進んできておりますから、そういった農地の有効利用と、それから所得の向上といったことも関連してきますんで、ぜひ安全確保と、そういった所得の向上を目指して取り組みをお願いしたいと思います。

先ほど質問したとおり、暗渠化をしてしまえば、当然、草刈りの作業も省けますし、景観 上もよくなるといったこともございますので、ぜひそういったことについて力を注いでいた だきたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

排水路を暗渠化すれば上が道になりますので、草刈りの面積はもう飛躍的に減少するわけでございますので、省力化にはつながると思っております。しかしながら、この方法は何分高額な事業となっておりますので、地元の理解が得られないようであれば、また、ほかの方法を考えていきたいなと思っております。

〇議長(今井泰照君) 石峰議員。

〇13番(石峰 実君)

確かに一部でありますけども、地元でも、ぜひ施工してほしいといった声が強いわけですので、その辺りを酌んでやっていただきたいと思いますし、課長がおっしゃいますように高額ということであれば、年次的に計画的にやっていただいても結構じゃないかと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、町内全体見ても、こういった、ちょっと改善をすれば非常に有効利用できるといったところもございますので、今後、そういった担当なりにおいて町内をくまなく探していただいて、そういった改善をしていただきたいと思います。

先ほど同僚議員がおっしゃいましたけれども、産業振興を特に特化したといったこともございますけれども、農業も基幹産業でございますので、特に農業にも、こういった大区画化された農業の面でぜひ振興を図っていただきたいと思いますが、最後に一つお答えをお願いします。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

最後ということで、ちょっとプレッシャーを感じるところなんですけども。そうですね、 この暗渠化については、何分、隣とのあぜの高さですね。高低差がないところは十分利用で きるかなというところがございます。あとは、もう地元の理解かなというところでございます。ただ、平地では有効であっても、中山間、特に山間地域の棚田にはちょっと使えないところもございまして、その辺で平地だけが優遇されとるんじゃないかなというようなところもございますけども、それは平地は平地、中山間は中山間地で、今後、農業が発展できるような施策について研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇13番(石峰 実君)

終わります。

〇議長 (今井泰照君)

以上で、13番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

〇5番(北村清美君)

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

- 1、児童の登下校時の事故防止対策について。
- (1) 特に下校時は分散で一人のときも多く見られる。不審者への対策はどうしているのか。また、どう指導しているのか。
- (2) 入学時に防犯ベル、ホイッスル等が配付されているが、1年も過ぎれば持参していない児童も多い。点検はどうしているのでしょうか。また、児童は有事の際にどのような対処をしようと考えているのか。
- 3、こども110番の家の意味とは。また、児童等の認知、周知方法は。また、訓練は実施しているのか。
 - 2番、庁舎建設及び災害対策について。
- (1) 雨量計は現在も庁舎屋上に設置されているのか。また、波佐見川の増水等の状況は ネット上でも随時観察できるのか。新庁舎には最新式の警報つき雨量計を設置予定でしょう

か。

- (2) 中尾郷に設置されている雨量計は機能しているのか。
- (3) 庁舎建設予定地も決定し、基本設計に入っているが、隣接地の用地交渉は進んでいるのか。
 - 3、本町の新型コロナ対策支援金の財源について。
 - (1) 支援金の原資は何でしょうか。
- (2) 支援策として、第2、第3弾の対策を講じると思いますが、財政調整基金の取崩し もあり得るのでしょうか。
- (3) 本町の支援策は適切なものと思われるが、町民及び他市町村の評価はいかがでしょうか。

以上、壇上の質問を終わります。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

5番 北村議員の質問にお答えをいたします。

1、児童の登下校時の事故防止対策について。(1)特に下校時は分散で一人のときも多く見られる。不審者への対策はどう指導しているのかについてですが。

本町においては子供たちの安全を地域で見守る風土があり、安全ボランティアの方々の登下校時の見守り、後だって説明をします、こども110番の家などの取り組みが行われています。加えて警察によるパトロールも強化されており、これら地域や関係機関一体となった見せる防犯で不審者対策を講じているところです。

そこで、子供たちへの指導ですが、学校においては、登下校時の不審者対策を定期的に指導しており、「いかのおすし」という標語を取り入れて行っています。これは、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせる等の不審者に遭遇した場合の対処法をわかりやすく標語にしたものです。子供たちの自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせる取り組みです。議員お説のとおり、場合によっては一人で下校している児童もいますので、これら学校の指導を継続し、地域の方の協力をいただきながら、不審者対策を進めていきたいと考えています。

(2) 入学時に、防犯ベル、ホイッスル等が配付されているが、1年も過ぎれば持参していない児童も多い。点検はどうか。また、児童は有事の際にどのような対処をしようと考え

ているのかについてですが。

本町においては、防犯ブザーと安全笛を小学校入学時に配付しておりますが、その後の点検は保護者にお任せをしており、意識の低下や故障等により、1年も過ぎれば、議員お説のとおり、持参していない児童もいると思われます。この防犯ブザーは不審者対策に有効であり、学年を問わず、携帯するのが望ましいと思われますので、故障等があった場合は、手続を踏めば交換できるよう検討したいと思います。

また、対処法については、学校での定期的な活動や、不審者が侵入した場合の避難訓練の 中で学んでいるところです。

3、こども110番の家の意味とは。また、児童等への周知方法は、訓練は実施しているのかについてですが。

こども110番の家とは、主に下校時に子供たちが身の危険を感じた際に、こども110番の家ののぼりが掲げてある家や店舗等に逃げ込む、または通報するなど、下校時の避難所としての取り組みのことで、全国的な取り組みと聞いており、本町でも15年以上前から行っています。

こども110番の家については、学校や地区PTAが、自営業等、常時在宅の方を中心に相談の上、登録していただいており、地域の見守りに大きく貢献いただいています。

また、訓練については、先ほど申し上げた学校での定期的な活動や、不審者が侵入した場合の避難訓練の中で行っているところです。

以上、教育委員会からの答弁を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

2番の庁舎建設及び災害対策について。(1)雨量計は現在も庁舎屋上に設置されているのか。また、波佐見川の増水時の状況はネット上でも随時観察できるのか。新庁舎には最新式の警報つき雨量計を設置予定かという御質問ですが。

役場の屋上には二つの雨量計が設置してあります。一つは役場が管理している雨量計で、 建設課で雨量の確認ができます。もう一つは長崎県の雨量計で、こちらは県内全ての市町に 県が設置しているものであり、県として、県内の状況を把握できるように設置してあります。 次に、波佐見川の増水時の状況はネット上でも観察できるかとのお尋ねですが、永尾郷二 共橋と宿郷鹿山橋に長崎県が設置しています水位計が、長崎県河川砂防情報システム(通称 NAKSS)というインターネット上のサイトで確認できます。また、このサイトは、先ほ ど説明しました長崎県の雨量計の数値も確認できますし、さらには、長崎県で管理しています野々川ダムについての情報も確認できます。これらの情報は、スマートフォンでも確認でき、長崎NAKSSと検索してもらえば、長崎県河川砂防情報システムのサイトが出てきます。

新庁舎での雨量計設置の御質問で、新庁舎建設に合わせて最新式の警報システムに変更するかとの御質問ですが。

長崎県の雨量計に関しては、県所有でございますので、県と協議しながら移設することになると思われます。一方、役場で設置しています雨量計については、役場のデータとして、雨量のほか、気温、湿度、風力などの気象データは必要ではないかと判断しております。警報つきシステムへの変更は考えていませんが、気象データ管理の方向で今後検討してまいりたいと思います。

次に、中尾郷に設置されている雨量計は機能しているのかという御質問ですが。

中尾郷の雨量計は、中尾山交流館駐車場敷地内に設置していますが、現在も機能しています。この雨量計は、24時間雨量150ミリかつ1時間雨量は60ミリを超えた場合に緊急放送が流れる仕組みとなっており、最後に放送があったのは、2018年7月6日の豪雨のときに放送の記録が残っています。現在でも、毎年1回の定期点検も実施しています。

次に、(3) 庁舎建設予定地も決定し、基本設計に入っているが、隣接地の用地交渉は進んでいるのかという御質問ですが。

本町では公共交通機関が少なく、交通手段を自動車に依存していることから、来庁者、公用車、職員それぞれの必要な駐車面積を確保しなければなりません。駐車場の計画に当たっては、議会開催や確定申告、自治会長定例会など、平常時より多く住民が来庁した場合でも対応が可能となるよう配慮し、来庁者スペースの充実化を図りたいと考えています。今現在においても十分な来庁者駐車場が確保できない状況の中で、職員に関しても、3台縦列駐車などで対応しておりますが、不便な状態が常態化しています。したがって、現庁舎北側の民地について用地交渉を行い、駐車スペースを確保し、町民が気軽に立ち寄ることができる駐車場造りを計画しています。

なお、交渉状況ですが、5月中旬に地権者に対して、新庁舎建設概要説明、買収単価の提

示まで行っている状況で、交渉の結果が基本設計に影響してきますので、地権者の皆様には、 折を見て意向を伺う予定としており、できるだけ早い段階で取得できるかどうか判断したい と考えています。

次に、本町の新型コロナ対策支援金の財源について。(1)支援金の原資は何か。

5月の臨時議会で可決いただきました令和2年度一般会計補正予算(第2号)においては、地方交付税及びふるさとづくり応援基金繰入金を財源としております。また、本定例会に提出しております第3号補正予算においては、繰越金及びふるさとづくり応援基金繰入金を財源としております。なお、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付決定された際には、財源の組み替えを予定しておりますので、その際には、後の議会でお諮りいたします。

(2) 支援策として、第2、第3弾の対策を講じると思うが、財政調整基金の取崩しもあり得るかという御質問ですが。

支援策につきましては、今後とも役場一丸となって取り組み、さらなる対策を講じていく こととしておりますが、報道にもありますとおり、国において2次補正予算が閣議決定され、 地方創生臨時交付金の大幅な増額が見込まれております。ふるさとづくり応援基金と合わせ て財源を調整することで、財政調整基金の取崩しまでは必要ないと、現時点では考えており ます。

(3) 本町の支援策は適切なものと思われるが、町民及び他市町の評価はどうかという御質問ですが。

具体例を申しますと、県内で最初に制度を制定した中小企業・小規模企業経営安定利子補 給事業につきましては、国や県の制度では対象とならない事業者であっても対象とすること ができ、スピーディーな事務手続と併せて関係の皆さんから大変好評を得ております。

また、1事業者当たり20万円の緊急経営資金支援給付金制度につきましては、他の市町が飲食店等の特定業種に限定する中、本町は、当初から全事業者を対象とした上、売上げの減少幅を50%以上ではなく、20%以上と幅を広げていること。さらに対象の期間を3月から7月までの5カ月間として、そのうちの1月でも、20%以上の売上げダウンであれば対象とするということ。さらには、事業所の所在や住所要件を緩和していることで、多くの事業者を救済することができ、他の市町からも追随されたように高い評価を得ております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

それじゃあ、質問に入りたいと思います。

まず、ちょっと確認ですけども、小学生と中学生と未就児の児童数を教えてください。

- 〇議長(今井泰照君) 教育次長。
- 〇教育次長(福田博治君)

まず小学校でございますが、小学校、本年4月現在でございますが、824名、そして中学生、417名、計1,241名でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。
- 〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

未就学児の数でございますが、4月1日現在で737人でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

先ほど教育長の答弁がありましたけど、一番問題は、3月の議会でもちょっと申し上げた んですけども、挨拶運動と不審者の対策の指導をどうされているかと、その違いですね。そ の対策をちょっと御説明をお願いできますか。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長 (中嶋健蔵君)

まず、挨拶運動については、家庭、地域、学校内での挨拶というふうなことで、日々、毎日、行っておることであります。それから不審者事案につきましては、事件、事故発生の場合は、必ずその学校で対応をするようにしております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

ふだんの指導ですけど、挨拶運動と不審者対策の違いがちょっと微妙なんですね。おわかりだと思うんですけど、その点はどうなんですか。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長(中嶋健蔵君)

微妙に違いながら、同じ関係もあるかなというふうに思っております。挨拶運動が盛んなまちは犯罪も少ないというふうなことも聞いておりますので、それと合わせた形で、しっかりとやっていこうというふうなことで進めております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

最近、事故が起きていないから問題ないと思うんですけど、有事の場合ですね、どのよう に対策される、マニュアル1、マニュアル2と、シナリオ1、2、あるわけですか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

町の教育委員会の中で具体的なマニュアルというのは作成しておりません。この声かけ事 案等については、長崎県の県警のほうから、以前、不審者対策のマニュアルとして出されて おりますので、そういったものを学校のほうで使っているかということについては、まだ、 十分指導ができていない部分がありますので、もう一度そういったマニュアルを検討しなが ら、しっかり学校のほうに指導していきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

児童は防犯ベルとホイッスルを持っているということなんですが、防犯ベルは町の提供の ものですか。ホイッスルは、これ、ホイッスルも町ですかな。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

防犯ブザーは、町が新1年生のときに町で買って渡しております。一方、ホイッスルのほうでございますが、企業名はちょっと申し上げられませんが、某大手のハンバーガーチェーン店さんが、これも新1年生に対して無償で頂いていると、提供していただいているという状況でございます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

先ほど、その防犯ベルとかホイッスルの点検は父兄の方にお任せされておるという答弁が あっていますけど、これは、学校では点検とか何かされていないんですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

統一した点検は、確認しておりませんが、なされていないものと考えておりますので、や はり家庭を中心に点検をしていただいているというとおりでございます。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

そしたら、訓練はどうされています。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長 (中嶋健蔵君)

不審者対策については避難訓練を行っております。この避難訓練を行うきっかけになったのが、昨日と一昨日の新聞報道でも出ていたかというふうに思いますが、平成13年の6月8日に発生をいたしました大阪の池田小学校の事件です。安心安全である学校の中で、不審者によって子供の命が取られてしまうというふうな事案が発生をいたしましたので、学校の中では避難訓練を年間に3回ほど行っているんですが、その中の1回を、不審者が学校に侵入した場合、どのような避難をすればよいかというふうな形の避難訓練を行っておりますし、またその際にも警察のほうから来ていただいて、道路で声かけ事案があった場合にはどういうふうな対応をすればよいかというふうな形で指導をいただいております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

ちょっと質問が前後しますけども、下校時、一人で帰る場合は、本当に挨拶しない子が多いんですよ。そのギャップですね。だから、その対策と、微妙なことなんですけど、そこら辺の具合は、まず挨拶をせろということですか。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長(中嶋健蔵君)

まず挨拶をせろというふうなことで学校のほうでは指導をしております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

いや、ちょっと次に行きたいと思います。

こども110番の家には、各校区別に何軒ぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

- 〇議長(今井泰照君) 教育次長。
- 〇教育次長(福田博治君)

まず東小学校区でございますが24軒、中央小学校区が17軒、南小学校区が20軒でございます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

これは学校の下校時のことが問題と思うんですけども、当然、年1回ぐらいはPTAの、 地区のPTA、児童、これは挨拶に行っていますかね。そこら辺はどうですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず、こども110番の家のほうには、各校区のPTA会長さんと学校の代表の方が、少なくとも年1回は御挨拶に行かれているというふうに伺っております。一方で、地区の各郷のPTAの会長さんなりが御挨拶に行っているかどうかまでは把握しておりませんが、地元の方でございますので、常日頃からお話はされているものと理解はしております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

それはぜひやっていただきたいと思うんですね、確認というか。下校時というのは、帰る人は、ここは一緒ですから、その地区の方が、地区の子供が挨拶に行って、何かあったらここに行きなさいよとか、そういう指導ぐらいは必要かと思いますが、いかがでしょう。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

この話を頂いて、再度改めて、この安全教育についてはしっかりと学校のほうに指導していかなければいけないというふうに感じております。ちょうど、議会が終了した後の16、17、18日と24日、学校訪問を行います。その際、子供たちの様子を見たり、校長と情報交換をしたりしますので、その折に、この安全対策についても、再度、学校の様子を確認して、指導をしっかり徹底したいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

仮に有事の場合、こども110番の家の方たちがそういうその自覚をまず持っていらっしゃ るか。そのためにどういう対処をされるのかというのを、マニュアルなんか、やっています。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

町のほうでは特段マニュアルは作成はしておりません。ただし、長崎県警のほうではマニ

ュアルがあるようでございますので、当初お願いした際には、そういったマニュアルを配付をしているものというふうに思いますが、今回いい機会でございますので、そういった学校のPTA、または学校の代表者が御挨拶で行く際に、改めて、長崎県警のマニュアルを配付するように、今回見直していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

ちょっと再確認ですけど、この110番というのは、児童は知っていますか。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長 (中嶋健蔵君)

各学校に確認をとったところ、わかっているというふうなことの回答を得ております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

次に行きたいと思います。

中尾にある雨量計に対してちょっと質問したんですけど、警報が以前はもう頻繁に鳴っていたわけですね。避難をしてください、避難準備をお願いしますと、避難準備をお願いします、避難をしてくださいということでですね。先ほどのあれは、時間雨量が60ミリ以上というようなことで鳴ると、累計が150ミリ以上というようなことで鳴りましたけども、この場合に、同じように避難準備をしてください、避難をしてくださいという警報が鳴るんでしょうか。

- 〇議長(今井泰照君) 総務課長。
- 〇総務課長(朝長哲也君)

中尾にある雨量計の話でございますけども、議員おっしゃるとおり、以前は頻繁に鳴っていたということで、平成24年にシステムの改修をするときに、地域からもそういったお声を頂いたということで、そのときに数値の見直しを行っております。

その際に、24時間積算雨量が150ミリ、かつ1時間時間雨量が60ミリを超えたときに、サイレンが鳴って注意してくださいという啓発文が流れるというふうに設定がなされております。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

避難をしてくださいという、あれは鳴らないんですか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

以前は、その後にも、雨がずっと降り続けるということで、またさらに雨量が増したら、 次は避難してくださいという放送は鳴っていたみたいでございますけども、そのときの見直 しのときに、その避難してくださいという放送分のは自動で流れないような設定に今なって おります。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

昨年、レベル4以上になったということで警報が鳴りましたよね。その警報、レベル4というのは、基準としては何ミリですか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長 (朝長哲也君)

昨年、避難勧告を8月27日の豪雨のときに出しております。そのときに、基準としては、 基本的に気象台のほうに確認をしたんですけども、こういった大雨警報とか注意報を出す基準というのは、その雨量に応じて、どれだけその土砂、土の中に水がたまっているかとか、 それと、もう一つ、流れ出してその道路の冠水があるかというところで、タンク方式と言いまして、タンクがありまして、雨が降ってきたら、そこに染み込んでいきます。もちろんその下に小さな穴がありまして、その降る量と、出る量と、たまる量、それともう一つ、横の穴から出てくる量とか、そういった数値の基準があるみたいで、その数値を基にして、そういった警報、注意報、それと、あと土砂災害警報というのを、気象庁と県のほうが判断して、波佐見町に発令されているということでお伺いしております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

当然、災害の時期になりますので、各自治会組織に対しては、その災害対策というのは各 自治会で行われていますかね。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

各自治会におかれましては、新年度に新しく役員さんが入れ替わりもされますけども、そ

のときに、各自治会の災害対策関係の名簿も提出をしていただいております。中にはそういった消防団との連携訓練とか、いろんな訓練をされているところもございますので、そういった際には、役場から消防団の出動とか、あと社協のほうでもそういった災害についての勉強会というのもされておりますので、そういったところで、女性消防団の参加とか、いろいろなところで、こちらとしても支援をしていければと思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

ちょっと質問が前後しましたけど、昨年のその警報が鳴ったときに、大雨警報、レベル4 になったときに、実際波佐見町は何ミリだったんですか。それはわからないですか。わかれ ば教えてください。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

昨年の8月27日の雨量でございますけれども、これは、先ほど町長の答弁の中で、長崎NAKSS、長崎県河川情報システムのほうで雨量の確認ができました。それで確認したところ、8月27日にその土砂災害警報が鳴ったんですけども、実は8月22日からこれは降っておりました。8月22日から、大体22、23、24で117ミリ、途中で25、26が小康状態で7ミリしか降っておりませんでしたけども、そこをずっと継続させて、計測して、27、28、29、30日に解除になっておりますけども、トータルで425ミリ降っておりました。そして、出ました8月27日が1日で150ミリ、次の日が154ミリの雨量を観測しております。

その土砂災害警報が発令されまして避難勧告を出したんですけども、あ、そうか、8月27日の土砂災害警報につきましては、夜中の1時20分に出されている関係で、皆さんに、町民の方に呼びかけたのは、4時45分に町有施設のそういった避難所の開設の準備をいたしまして、6時に防災無線で避難勧告ということで呼びかけをしております。そのときも、一番ひどかったのが4時から5時までで45ミリという記録が残っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

1時何分に土砂警報が出たということですけど、周知は4時過ぎたと。それは今のあれでは無理かもわかりませんけど、もう避難をしてくださいという場合は、例えば我々の地区は、 土砂降りの中で、よその勤労福祉会館まで行かないかんわけですよね。とても行けるような 状態じゃないんですよね。だから、何かその前に手を打たないと、避難もできなきゃ、その まま崩れてくるかという危険性をはらんでいますから、そこら辺の対策は、一つ、県のほう ともよろしくお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょう。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

そうですね、確かに夜中に、こちらで判断したのは、夜中の1時20分に出たからといって、全町民に向けて避難指示というのは、夜間でもありますし、足元もわからないという状況も考慮されての朝の6時の避難の呼びかけだったと思っております。そうなる前にも、状況を見ながら大雨洪水警報のほうは出されておりますので、そういった気象情報を、町民自らの方も注意をしていただきながら、そういった避難に備えて準備をしていただければというふうには思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

蛇足なんですけど、その当日、やっぱりね、中尾住民って、やっぱり10世帯の人がもう避難しているわけですよ。もう雨の土砂降りの中ですよ。だから、その正常な人はいいけど、高齢者とか、一人住まいとかいらっしゃいますから、そういう面をどういうふうにするのかというのがちょっと問題があります。その点を総合的に考えて、どうするべきかということをぜひ御検討をお願いをしたいと思います。

次に、3月に質問をしたんですけども、これも庁舎隣接地の土地交渉、取得の問題ですけど、前松下副町長は前向きに検討しますというようなことで御返答いただいたわけですけども、今、ちょっと説明、答弁を聞いていますと、そういうようなことじゃないかと思う判断をしておりますけど、その点、副町長、前に進んでいるわけですね。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長 (村川浩記君)

庁舎に関する用地の取得関係については、先ほど町長が答弁をしたとおりでございまして、 価格の提示までしているという状況でございます。その後の状況については、また、いろい ろございますので、なかなか皆様にまだ報告できるレベルではないと思っております。

前副町長が答弁しましたとおり、用地については取得を目指したいという方向性はもう以前からあったということでございます。それを私も引き継ぎまして、4月の段階で地権者の

方に、一旦、御相談といいますか、状況報告等ありましたので、お会いして、報告と、それから、今後交渉をさせていただきますというところまでのお話は、私と、それから庁舎建設推進室の職員と一緒に出向いて伺っております。その後は、担当のほうで、担当課のほうで鋭意進めているという状況でございます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

ぜひその件は前に進めていただいて、何とか取得できるように、ひとつぜひ努力をしてほ しいと思います。お願いいたします。

次に、新型コロナ対策支援金の財源についてということで移りたいと思います。

まず、この政策について、町民の皆様の評判もいいと。他市町村も非常に奇異な目で、驚きの目を見ているということも今答弁の中でありました。本当、それは事実だと思います。だから、今回の支援金に関しても、やっぱり、本町は20%減の20万円でしたけど、平戸は30万ということだったですが。

結局、最初に実行したのが平戸と波佐見じゃないですか。この辺はもう、ちょっと自慢ができるんじゃないかと私は評価をしているわけです。その点、今度、第3号で補正予算でいろいろこう出ておりますけども、そういうひっくるめてね、町長がどういうふうな気持ちでこの政策を取られたか、ちょっと存念を聞きたいんですが。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

このことについては、やっぱり担当課も緊張感を持って考えておりますし、今までのバブル崩壊後デフレが続いてきている、そういうふうな中で、やはり波佐見町の地域の特性、これは非常に焼き物業界は裾野が広くて、そして分業で、それから下請でというような、中小企業の中の零細企業だというようなことで、やはりそういう人たちにまで手が届くようなやり方をしなければならないというのは、私だけじゃなくして、職員も全部そういうふうな形で、そしてできるだけ漏れなくやっていこうと。

脚光を浴びるために1番に早くするという考えは全くありません。要は中身の問題なんだと。そして、うちの地域に、特性に合わせたことをやるのがベターじゃないかなと。今後の第2弾、第3弾もそういうふうな基本的な考え、地域の特性に合わせて、住民のために、そして、事業者のためにというような形で今後も取り組んでいきたいというふうに思っており

ます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

謙虚な答弁で本当に敬服しますけども、その前に至るまでにはどういう過程であるか、最 後にまた町長の意見を聞きますが。

質問の前に、百武議員の答弁の中にもありましたけども、ふるさと応援基金は幾らぐらい 推移があるのかというようなこと、幾らですか、令和元年度のあれは。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

ふるさとづくり応援寄附金でございますが、令和元年度の積立額が10億3,240万4,000円となっております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

この推移はわかります。例えば、3年ぐらい前からでいいんですけども、基金の推移ですね。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

基金の残高の推移ということで答弁いたします。平成29年度末が2億7,647万円、30年度 末が5億7,974万円、令和元年度末が10億3,240万円。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

もう一つ聞きたいんですけどね、その政調整基金ってあると思うんですけど、これはやっぱり20年前、10年前、5年前、1年前と、今現在ということをちょっとおわかりになったら教えてください。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

財政調整基金でございますが、20年前、残高が3億4,441万円ございました。10年前の平成21年度末で5億7,742万円、5年前、平成26年度末で5億8,366万円、30年度末が5億

8,933万円、そして、令和元年度末で6億3,634万円ございます。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

ほとんど節約して、ずっとためてきていただいて、あんまり使われてもいないと。これに 手をつけたらいかんというような考え方じゃないかと思うんですが、これは大体、何のため の基金ですか。

- 〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。
- 〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

最も考えられるのが災害対応でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 北村議員。
- 〇5番(北村清美君)

今おっしゃったような、災害対応と言われましたけれども、新型コロナもやっぱり災害といえば災害ですよね、これもね、現実としては。だから、答弁の中で、使うつもりはないと、もう答弁あっておりますけども、いざという場合は使う気はありますか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

現段階では、ふるさと納税とか、国のいろんな支援金とか、まず国、県のとをどんどん使うんですよ。でくっだけ、うちの金は出さんごとして。しかし、必要なときには、僕は、ふるさと基金にしても、財政調整基金にしても、ためることだけが目的じゃないと。最低限これだけあればいいな、これだけあれば。しかし、それを、今ぼんぼんぼんぼん、あるから無駄遣いは絶対しないと。やはり、この財調にしても、ふるさと、やっぱり次の後年度に過度の負担を残すような財政の在り方は駄目だと思っております。だから、現在のところは、本当はもう財調、ふるさと納税がなかったら、使うんですよ。だから、また次の段階、次の段階が来たら、必要なときには必要な金額を出すという心構え、十分あっております、はい。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

そういう段取りの考え方があってやられることだからいいことだと思うんですけどね。それだけ資金的に本町も余裕がある、余裕があるんじゃないけど、ほかの町村に比べたら、ちょっといいですよね。羨ましがっていますよね。やっぱりふるさと納税というのはね、非常

に大きな寄与をしていると思うんですけども。

現実に非常に大きな問題ですけども、第2弾としていろいろ項目が出ておりますけども。 実際、この間、テレビでもあったんですが、町長は御存じかどうかはちょっとわかりません けども、品川の例が、東京の品川ですね、例が出ていまして、全区民に3万円、中学生以下 に5万円、品川区で負担を補助、助成金を出すというようなことをちょっと御存じですよね。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

今、議員がおっしゃることは存じ上げません。しかし、本当に必要なものが必要なときには必要な額だけは出すと、ですね。というとば、予想以上に、十何年、長い期間、我慢に我慢をして、行革ばっかりで、職員も類似団体では全国一、人口に対して少ない状態がずっと続けてきているんですよ。そういう積み重ねのあれでですね。そして、やはり入札のあれしたものは全部積立てていこうじゃないかというようなことで、無駄な金は出したくないと。しかし、必要なものは必ず出すというような考え方でいきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

非常にそういう工程の下で、約20年、22年間、やってこられたわけですから、それは物すごい評価するわけですよ。町長じゃなければでけん政策もあったと思うんですよね。決断が早い。だから、支援金に関しても1億6,000万、今回でも2億近く上げられていますけども、非常にこういうのがなかなか決断ができないと思うんですよ。この点はね、町長の今までの経験と、やっぱりそれが出てきているんじゃないかと思うんですよ。かえって町長になられたがよかったなと思っています。その点、どうですか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

決して私は大した人間じゃありません。ただ、人の能力をいかに使うかと、生かすかということが大事じゃないかな。だから、常日頃から、課長の皆さんと、ある種、連携を密にして、そして意見をしながらですね。そしたら、もう、町長が言うたからと言っても、俺の言うことを聞かんでもよかけんねということもあります。やはり現場の人の目線と私の目線が違って当たり前。しかし、より地域のため、より町民のためになることであれば、誰の意見でもいいから一緒にやっていこうと。そういう形で全てやってきているんじゃないかなとい

うふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

いろいろ補正の中で、3号の補正の中で、学校給食支援とか、水道料とか、未就学副食費とか、いろいろ農業支援給付金とか、いろいろ出ておりますけども、非常に面白いといえば面白いと、失礼ですけど、非常にいい企画だと思うんですよね。

だから、各部署部署によってこういうのが出来上がってきているというんですが、品川の場合は、多分ね、まとめてやっていると思うんですよ。5万円とか、中学生以下はね。給食費とか、いろんなのをひっくるめてやっていると思うんですけど。そういう点でね、今回の支援金に関しても、非常に後手後手に回っているって、町長はちょっとあまりそういう気持ちはないと言われましたけど、私ども、人口減少の進む中でね、本町の在り方というのは、そんなものいいんでしょうかと思うんですよね。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

先ほどお話がありましたように、いろんなアイデアが出てきます。対策本部を立てた後に、各課で、それぞれの今から自分たちの関連のところでの支援策、そういうことを出せと。 100件ぐらいありましたよ。それをいかに整理整頓をして、本当に必要で、時期が適宜適切というような形の中というのになっていったら、やっぱり管理職会議でまた協議をして、そして進めていくと。

そして、品川さんは品川さんでいいんです。一気に出て。うちは、やはり国がこうだ、県がこうだと、いろんなことをしながら、一遍にぱーって出したら、あとさーっと終わってしまうんですよ。今これを出したら、そん次はこれじゃないかな。これからこれだと。これも私の独断では一切ありません。そして、そういうふうな皆さんの、管理職の皆さん方の考え方、意見も十分お互いに出し合った中で、こういう形でいこうじゃないかということで、第2弾、第3弾も考えて、そして、また、あってはならないことですけども、第2波の来たときには、そういうときにもあうんの呼吸で、最悪の事態を想定しながら、今やるべきことをやっていこうじゃないかなというような考えでおります。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

非常にスタンスとしてはいいなと思うんですけど。ただね、やっぱりね、先ほど申し上げたとおり、人口減少の中で、みんなが減っていくわけでしょう。波佐見町はこんなことをやっているんだ、本町はこんなんやっているんだという、そのアピール度というのがね、例えばメディアに対してのあれが下手くそだと思うんですよね。そこだけを要望をしたいと思うんですけど、その点いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

僕はあんまりアピールは好きません。中身が問題なんで、はい。そして、その中身を見て評価をしていただく。人に受けるようなことじゃなくして、やっぱり実践的にやっていったのほうが、実際的な、町民の皆さんの安心感といいますか、安定感といいますか、そういうことができるんじゃないかなと。ああ、やったって。そのときは何のでくっとかなという不安感よりも、やはり住民の皆さん方の意思、意向も聞いておかないかんだろうしですね。やっぱり人の社会の流れ、人の心を読むというのは大変難しい。一人の頭でとてもできるものじゃありません。だから、いろんな角度から考えながら、よりベターな方法で取り組んでいくというのがベターだなというふうに思っております。

そして、PRはPRでしても、載せるか載せんかは新聞社の都合ですので、テレビの都合もあります。そういう面で、何かにあったときは、投げ込みもやんなさいと、やっているんですよ。ところが、やっぱりそのときのいろんな都合があって載っていない状況じゃないかなというふうに思っております。中身で勝負です。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

今回のコロナ騒動で、これは政府も莫大な資金を使っていますよね。県も使う。各地方団体も使っている。そしたら、ほとんど赤字になっていると。東京都をはじめ、今日の新聞に載っていましたけども。やっぱり、この事実があと尾を引くと思うんですよ。コロナが解消した後に。その点は頭の中に入っていらっしゃると思うんですけど。そういう中で、厳しいことが訪れるんだろうなということは考えていらっしゃいますか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

当然、これだけ大放出して、必ず来年は交付税が減るとか、公共事業が減っていくぞと。

また新たな大不況も出てくるんじゃないかなと。どういう面に出てくるかと。ところが、それにきちんと対応できる自治体ってありません。だから、ある面ではやっぱり伸縮自在に必要なときのあれにはぱって出て、ちゃんと引っ込むということも考えないかんだろうし、お互いに知恵を管理職の皆さんたちと出し合って、そういうときにも、できるだけ平常時の形で行政運営がやっていけるような体制を、財政をしとかないかんだろうというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 北村議員。

〇5番(北村清美君)

こういうのをちょっと質問に上げていいのかどうかわかりませんけど、現実にそういう姿勢でいらっしゃいますから、非常に安心はしているんですが。私も今回感心したのは、町長がね、こういう事態になってからね、私の知り合いにもそうなんですけども、ちゃんとふるさと産品を贈っていらっしゃるんですよね。これは誰もかれもまねをできんですよ。それも小さな金じゃないですよ。そしてふるさと納税にやってくれと。気持ちを込めて、ちゃんと一筆書いてやっていらっしゃいます。こんなもん、誰もかれもできないですよ。この発想というのはね、やっぱり民間発想、やっぱり22年のキャリアと思うんですが、どうですか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

大変返答に苦慮します。結局、あれを受け取ったら有効に使わないかん。だから、ふだんのお歳暮とかなんとかやらない人、町外の人ですね。そして産品をやる、やればいいじゃないかということで、これを受け取らないということで、国庫に入っているだけで、何も役に立たん。だから10万はもうもらったつもりで、もっと早めに、そういうふうな方々に、東京波佐見会の方々とか、いろんな面でお世話になった方々にそういう波佐見の特産品を贈呈をしたところでございます。

以上です。

〇5番(北村清美君)

終わります。

〇議長(今井泰照君)

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時8分 散会

第2日目(6月11日)(木曜日)

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目(6月11日)(木曜日)

1. 出席議員

1番 福田 勝 也 2番 城 後 光 聖 代 三石 孝 3番 横山 4番 5番 北 村 清 美 6番 脇 坂 正孝 7番 百 武 美 8番 中尾 尊 行 辰 保 則 9番 尾上 和 孝 10番 川田 11番 太田 彦 12番 堀 池 主男 13番 石 峰 実 14番 今 井 泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書 記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長 瀬 政 太 副 町 長 村川 浩 記 総務課長 忠 朝 長 哲 也 企画財政課長 藤 澤 英 庁舎建設推進室長 商工観光課長 濹 健 大 橋 秀 田 税務課長 山口 博 道 住民福祉課長 中村 和彦 農林課長兼農業委員会事務局長 賀 建設課長 古 真 悟 堀 池 浩 水道課長 長寿支援課長 博司 本 山 征一郎 前 田 子ども・健康保険課長 万里子 教 育 長 中 嶋 健 蔵 石 橋 総務班係長 教育次長 福 博治 太田 誠也 田 企 画 財 政 課 財政管財班係長 昌 坂 本 俊

午前10時 開議

〇議長 (今井泰照君)

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

〇議長(今井泰照君)

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

1番 福田勝也議員。

〇1番(福田勝也君)

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染症の対策についてです。

全世界を震撼させている新型コロナウイルスでありますが、日本においても、多数の感染者と死亡者が発生しており、なお、現在においても感染が発生している状況であります。

本町において感染者は出ていないが、隣接する市町で感染者の発生があり、気が緩めない 状況でもあります。

感染防止対策として、3密を避ける、不要不急の外出自粛、休業要請などが行われてきました。一方で、経済の低下や学校の休校など、生活に様々な影響が出てきております。 そこで。

- (1) 小中学校において、3月から5月にかけ二度にわたり休校となりましたが、児童生徒の事件や事故などはなかったでしょうか。また、学力や体力の低下が危惧されますが、どうでしょうか。
- (2) これから梅雨、台風シーズンとなり、土砂災害等の発生が予測されます。避難勧告となった場合、3 密を避ける体制が取れる避難場所の確保はどうか。
 - (3) 波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度の受付及び給付状況は

どうか。

(4) 企業、個人事業は、業種や規模によって売上げ状況が様々であり、第2弾としての 支援策の考えはどうでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

- 〇議長(今井泰照君) 教育長。
- 〇教育長 (中嶋健蔵君)

おはようございます。

- 1番 福田勝也議員の質問にお答えをいたします。
- 1、新型コロナウイルス感染症の対策について。
- (1) 小中学校において、3月から5月にかけ二度にわたり休校となったが、児童生徒の事件や事故などはなかったか。また、学力や体力の低下が危惧されるがどうかということについてですが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に、町内の小中学校は、国の休業要請や緊急事態宣言の発令に伴い、二度の長期臨時休業を強いられたところです。長期の休業期間となりましたが、保護者・家庭の協力や地域の方々の見守りのおかげで、事故、事件の発生はありませんでした。

一方で、休業期間は、平日換算で延べ28日間となっており、年度末の未履修が発生した上、 新年度になっても臨時休業を実施したことで、全体的な授業時数が不足しています。このこ とで、議員お説の学力の低下が懸念されているところです。

学校においては、5月18日から通常の授業を再開しておりますので、まずは前年度未履修科目の修得と今年度の履修科目の早期実現に全力を挙げて取り組んでいるところです。また、中学校においては、5月7日、8日の臨時登校日に実力テストを実施したところで、小学校においても標準テスト等を行いながら学力の把握を行い、再開後の授業に生かしています。加えて、授業時数が不足しておりますので、1学期の授業を7月31日まで行い、学力を含め、学習全体の早期の挽回に努めてまいります。

なお、体力面の低下も懸念されるところですが、学校再開後は、中学校の部活動、小学校 におけるクラブ活動も、それぞれ感染症に配慮しながら順次再開されており、また、小学生 を対象としたジュニア体操教室、放課後児童クラブ運動支援事業も実施準備を進めています ので、遅からず体力面の回復も進むものと期待をしております。

以上、教育委員会からの答弁を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

1番 福田議員の、同じく新型コロナウイルス感染症の対策について、これから梅雨、台風シーズンとなり、土砂災害等の発生が予測される。避難勧告となった場合、3密を避ける体制が取れる避難場所の確保はどうかという御質問ですが、これから梅雨に入ります。その後、台風、大雨のシーズンと10月ぐらいまでは災害発生の可能性が高くなるものと警戒しています。それと、今年は新型コロナウイルスといった未曽有の災害が既に発生している中であり、二重の対応が求められるという厳しい状況となっています。

避難所については、町防災計画書に指定避難所として32カ所、収容人数3,720名の施設が登録されております。避難所で3密対策を確保することは非常に難しい問題であるとも考えていますが、まずはソーシャルディスタンス、直訳すれば社会的距離を保つことが本年は求められています。防災計画書の収容人員数3,720名は、1人3平方メートルで計算していますので、少なくともソーシャルディスタンス、人と人との間を2メートル保つとなれば、机上論ですが4平方メートルとなりますので、先ほどの収容人数も2,790名となってしまいます。収容人数が多くなれば、指定している避難所だけでは足りなくなってくると予想されます。このような事態になった場合は、指定避難所として指定していない連合班などの集会所も活用していく必要も想定されますので、今後、自治会と協力しながら、連合班等の集会所の調査も行っていかなければならないと思っています。

もちろん、避難所での衛生管理には十分気をつけなければならないと思われます。消毒剤等の配備や飛沫関連対策として周囲を仕切るパーテーションなど、新型コロナウイルスに対応した新たな避難所装備も求められてきます。パーテーションについては、地元企業と連携して、段ボールを使った仕切りができないか模索しているところであります。

一方、国のほうでは、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、ホテルや旅館の活用についても方針が示されており、5月26日に長崎県と長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定が締結されております。

本町におきましては、ホテルブリスヴィラや長生苑がこのホテル旅館組合に加盟されておりますので、そちらとの連携もしていかなければならないと思われます。特に、避難所に避難してこられる妊婦さんや小さいお子様連れの方がいらっしゃれば、ホテルへの案内等も考えております。

避難所においても、コロナと共生するような対策は取ってまいりたいと思います。

次に、波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度の受付及び給付状況はどうかという御質問ですが、波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度は、御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受け、経営に支障を生じている波佐見町内の中小企業や小規模企業、個人事業主の経営継続支援のため、緊急的経済支援を行うことを目的に、当年3月から7月の売上高が前年同月比で20%以上の減少が1カ月あるなど、所定の条件の下で一律20万円給付しております。

受付については、連休明けの5月7日から開始し、窓口、郵送両方で対応し、窓口受付は、 広めの会場において除菌やアクリル板による仕切りを設け、飛沫防止やウイルス感染に十分 注意しながら行っているところです。

また、給付については、申請から極力10日以内の振り込みを心がけ、最初の支給は5月15日に振り込むなど、スピード感を持って対応しているところです。

なお、6月9日現在の受付件数は492件で、これまでの交付決定済額は459件の9,180万円 となっています。

次に、企業、個人事業は、業種や規模によって売上げ状況が様々であり、第2弾としての支援策の考え方はどうかという御質問ですが、今回の給付金は、一定の条件はあるものの、様々な業種を対象にしており、この危機的状況をみんなで乗り越えるための支援という意味合いもあり、事業規模に関係なく、売上げ20%以上の減少に対して、法人、個人関係なく、一律20万円の給付金を交付しております。

当然ながら、この給付金だけで経営が立て直せるわけではなく、十分とは言えませんが、 セーフティーネットを活用した融資や国、県の支援策など有効に活用していただき、急場を しのいでいただきたいと考えています。

支援の方法もいろいろと考えなければなりませんが、給付型支援以外にも、例えば収束に 向かうという前提での消費喚起を促す支援、販路拡大やPR、今後の持続可能な仕組みづく り、今後のための設備投資など、様々な支援も必要だと思います。もちろん、コロナの第2 波など、情勢を見極めながら、国、県の支援の動向も注視し、必要に応じて様々な支援を考 えていきたいと思っています。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

今回の新型コロナウイルスの感染症でありますけども、本当に全世界を取り巻く環境において、感染者、それによる死亡者がまだまだ多数発生している状況でございますけども、幸いにして本町では1件の感染者の発生もなく、町民皆様の感染防止に対する関心の高さで満を持していることだと思っております。ですが、まだ東京や北海道、北九州市などでは第2波と思われるような状況がまだまだ発生しておりますので、気が緩めない状況であるともあります。

それでは、学校の休校期間についてなんですけども、本町では、3月4日から3月24日までの休校と、それでまた春休みを挟んで、4月6日から4月21日までは一応新学期を迎えたと。それから4月16日に全国都道府県に緊急事態宣言が発令されて、また4月22日から5月17日までの14日間が休校となったということです。

本町では、5月18日から通常登校を始められましたけども、各市町によっては、11日からの段階的学校再開に踏み切ったところもございます。本町が18日から再開登校となった意図はどういったことでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長(中嶋健蔵君)

県の要請で11日から分散登校、24日までですかね、2週間を分散登校でどうかというふうな話がありました。町内の校長会を臨時に行いまして、教育委員会と町内校長会で話をしたところ、分散にするか、後の1週間をもう通常の日課にするか、どちらがいいかというふうなことになりまして。学校の実情といたしまして、分散登校にするよりは、1週間を準備期間、それまで課題を与えてた子供たちの、その課題について見る時間とかいうのを1週間設けて、そして、その18日からの日課に、しっかりと学校の体制を整えた上で出発しようというふうな形で1週間遅らせた通常の日課にしました。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

そういった形で11日からの段階登校に踏み切るか、18日から完全登校にということですけども、県内においてはですよ、どちらのほうが大体比較的に自治体のほう多かったんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

県のほうからの話を聞くと、大体半分半分だったというふうに思います。

あと、なお、25日からの日課については、午前中だけの授業をする地域もあったんですが、 給食を入れて、通常の昼までの日課というふうな形でやりました。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

それでは、実質的に14日間、14日間、丸一カ月近くの休校期間があったんですけども、先ほどカリキュラムの未履修とか、あと授業時間の確保など今後考えられるということで、各市町でも夏休みの短縮とか、そういったものが発表されておりますけども、本町においては、一応1学期の末を7月末までというふうなところでお考えですか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

4月からの再開に向けてスタートしたところなんですが、また途中から臨時休校というふうな形になりました。この期間についても、各学校で授業時間数についてもそれを洗い出していただきまして、夏期休業中、やはり7月31日まで行ったらこれまでの授業時数の確保ができるというふうな体制が取れるということでありましたので、7月31日まで。それも給食を含めた通常の日課というふうな形で進めるような形で話をしております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

やはり夏休みの1週間ほど延長というふうな形なんですが、実質的には新学期も14日間ということで、2週間の大体休校となっております。その1週間でこの2週間の分をということですが、授業数的に大丈夫でしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長(中嶋健蔵君)

授業時数に関しましては、教務主任が時間の月々の計算を行います。その1週間の授業と、 それから1カ月の授業の時数を確保した上で、大丈夫だというふうなことで、それぞれの学 校が話がありましたので、7月31日までというふうな形で進めさせていただきました。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

それでは、各小学校では、春に、今年ですね、運動会の予定をされておったようなんです

が、やはりこの影響で秋に延期というふうなことをちょっとお伺いしております。そのほか にも小学校、中学校で、そういった形で行事等が変更あるいは中止になったような行事があ ればお知らせください。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

先ほど議員お説のとおり、小学校が春に3小学校とも予定だったんですが、やはりまだまだ緊急事態宣言が発令された中での日にちでしたので、秋に、10月18日に変更するような形をしております。ただ、第2波、第3波というふうなものが出てくる可能性もありますが、今のところはその日にちでするような形を取っております。

あと、中学校のほうですが、最初から9月28日というふうなことで運動会については予定 をしておりますので、通常のその日にちを目標にやるような形を取っております。

なお、中体連関係については、県の中体連がなくなりましたので、郡の中体連を行うというふうなことで、6月の予定だったんですが、これが7月の最初の日曜日と、それから8日に陸上があるというふうなことで、約1カ月ちょっとほど延びておりますが、これは3密を避けながら、しっかりとした内容で郡の中体連を行うというふうな形で今進めております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

それでは、あと、児童生徒への指導ということで、教室内に30人とかいらっしゃいますけど、身体的距離の確保やったり、あるいはマスクの着用ですね。そういった、現在ではどのような指導をされているのでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

まず、各家庭で登校する前に体温をはかるというふうなことをしております。必ずその体温を記録をしまして、朝の健康観察に生かしております。そして、マスクの着用については、通常、マスクをしておるんですが、ただ、熱中症対策で最近暑くなってきておりますので、登校、下校の際については、そこまで無理強いはしてないような状況でもあります。また、体育の時間とか音楽の時間についても見直しが出てきておりますので、その都度様子を見ながらマスクの着用というのをやっております。また、途中、学校内で気分が悪くなって保健室に来た際には、必ず体温をはかって、体温が37度5分以上あった場合については、保健室

に待機をさせて、すぐ早引きをさせて、専門医に見せるというふうな形を取るようにしてお ります。

その体温が出た場合の保健室の入室なんですが、これも3密を避けるというふうな意味で、 もし疑いがあるようなときには別室を設けるというふうなことも各学校でやっております。 会議室とか相談室をまた別室の形に取るような、しっかりとした形で学校のほうは捉えております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

そういった形で生活に、あるいはもう授業面で大きな影響を与えております。まず、学力 の低下がないように、ますます教育委員会を中心に先生たちの御指導をしていただきたいな と思っています。よろしくお願いします。

それでは第2番目のことなんですが、これから梅雨に入り、今日も雨降っておりますけど も、台風シーズンの到来等で川の氾濫や土砂災害の発生が予想されております。

このコロナウイルスの影響で、避難所のほうでも密を避けるような対策が必要と考えておりますけども、先日の新聞によりますと、県の各市町へのアンケートでは、避難者間の距離を取るなどの対策を講じた場合、避難所の数が足りていると回答したのは、21市町のうち3市町ということでありましたけども、本町ではどうでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

本町の場合も、災害の規模によりますけれども、先ほど町長が答弁させていただきましたけれども、今、本庁の中で避難所として指定しているところで、総数で3,720名の収容人数ということで計算しておりますけども、先ほどのソーシャルディスタンスを取れば、3,720名が2,790名ということになってこようかと思っております。ですので、それを超えるような災害がもし発生するとも限りませんので、そうなってきた場合は足りないということで判断しております。先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、そういったところに備えて、各自治会の連合班が所有されている集会所等がございますので、そちらの集会所についても、あした自治会長会が開かれますけども、そのときに、ちょっとアンケート調査を予定しておりまして、把握していって、そういった避難所の確保というところで考えております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

そういった形で足りていないという状況でございますけども、避難の方法もちょっと耳に したんですけど、密を避けるために在宅避難というようなこともお聞きしております。在宅 避難というのはどういった避難の方法になるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

在宅避難、もちろん自分の家が浸水とかしたときは在宅ということはもう考えられません けども、親戚とか友人、知人宅への避難というところで、そういった在宅避難という言葉が 出てきてると思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

そういった避難をするような場合になった場合、避難所に避難するのか、あるいは在宅避難するのかというのを、その判断はどういうふうな形で指導されますでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

こちらからの指導というところは特別は考えておりませんけども、個人でそういった判断をされることになってこようかと思いますけれども、今後、7月の広報等を使いまして、そういった避難の方法もあるというような形で啓発は行っていきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

あと、避難所での飛沫感染を防ぐための段ボールなどでの間仕切りとか、あるいはビニールシートあるいはアクリル板などの設置が必要ということでありますけども、準備のほうは進んでいるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

今年度に限って――限ってというか、新型コロナの関係でそういった3密を避けるということで、今のところ、地元のそういった箱屋さん、段ボールを扱っているところと見積り等を取りながら、ちょっと話はさせていただいております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

それでは、あと、国は災害避難施設の増強へということで、避難所に使うための体育館や 公民館などの公共施設を改修したり、既に避難所として指定している施設を改築したりする 自治体を支援するというふうなことですが、本町においてそのような計画はあるのでしょう か。

- 〇議長(今井泰照君) 総務課長。
- 〇総務課長(朝長哲也君)

今のところ、そういった計画は持っておりません。

- 〇議長(今井泰照君) 福田議員。
- 〇1番(福田勝也君)

そういった国の支援もあるということですので、やはり幾らかでも御検討いただきたいと 思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(今井泰照君) 総務課長。
- 〇総務課長 (朝長哲也君)

確かにそういった支援があるということで検討させていただきたいと思っておりますけども、今、避難所で考えられるのが、避難されて来られる方がもし体調が悪くなるというところが考えられるというところで、そういった方々を避難するような場所を、仕切りというか、完全に別室を設けるような形でしなければいけないのかなというところで、文化会館とかなんとか、個室があるところはそういったところを充てられますけども、体育館等についてはなかなかそういうところがございませんので、どういった形でできるかわかりませんけども、ステージとかなんとかにそういったものが臨時的に立てられるような形に作るかどうか、ちょっと状況を現場等で判断しながら、そういったものの活用も考えていかなければいけないかなという形では思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

今年は災害及びコロナとダブルで一応対策をしなければいけないということですので、そ ういった対策等に努めていただきたいなと思っております。

それでは、次に参ります。

波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度ですが、各自治体は、飲食業

あるいは宿泊業の50%以上の売上げが減少した事業者を対象にされておりますけども、本町で、どの自治体よりも先駆けて、事業を問わず、売上げの20%以上の減少ということで、幅広くの事業者に対して給付金を支給をしていただいております。各事業者からは感謝の言葉や高い評価を頂いております。

この緊急支援給付金の制度の受付ですが、現在で492件ということで受付されているようです。その中で受付に来られた方が支給の対象とならなかったような案件があったのでしょうか。また、あったのであれば、どのようなケースがありましたでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

相談といいますか、受付に来られた方の中では、ほとんどが該当する案件だったんですけども、例えば、計算をした状況の中で20%いかなかったりとか、最低限求めている書類を持って来られてなくて、もう1回持って来ていただくとかいう部分はありましたけども、ほとんどそういうケースはあまりなかったということです。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

それでは、受付に来られた方、大概の方が支給の対象というふうなことが見受けられます。 今、7割ほどの受付されておりますけども、最終的に何割ぐらいの受付が見込まれるでしょ うか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

先ほどの町長の答弁では6月9日までの数字を言いましたけれども、昨日までの数字をも う1回言わせていただきたいと思っております。

昨日、また増えまして、受付件数は500件です。ちょうど500件になっております。

交付決定額については、交付決定の件数は459件。昨日決定分まで入れると、492件が決定をしております。

その差は事務の差ということで、受け付けて駄目だったというんじゃなくて、昨日受け付けて、この時点でまだ交付決定ができてないという状況ですので、その差は、受け付けて、審査をして決定にならなかったというわけではありませんので、御承知おきをお願いしたいと思います。

それで、最終的にどのくらいというのは、これあくまで、もともと予算をするときの数字というのは、税務課において、営業所得を昨年されている方の数字を参考に予算化しておりますので、例えば営業所得もいろいろありまして、例えば、報酬を1万円もらっただけの方が営業所得で挙げている方も、当然カウント、その数字をしておりますので、大体そういう方は対象にならないという判断をしております。ですから、全て100%はならないと思っておりますけども、できれば9割ぐらいは最終的にはしていていただきたいなというか、該当する人において申請漏れがないように、そこはちょっとPRも含めてやっていきたいと思います。該当する人においては100%を目指します。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

給付金の申請ではいろんな業種の方が申請に来られたかと思いますけども、審査する際に 当たって、どのような業種が著しく減収になっているなと感じられたでしょうかね。また、 最高で大体何割ぐらいの減収の事業者があったのか、もし回答できればお願いします。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

○商工観光課長(澤田健一君)

細かく分析までできておりませんけども、大きく三つに、陶磁器関係、飲食、あとその他ということで分けますと、現在、500件の内訳をちょっと申し上げますと、陶磁器が232件、飲食が49件、その他が219件、合計500件となっております。

そして、減少率、これは売上げを全て足してというわけじゃなくて、それぞれの減少率の 平均ということで思っていただきたいと思っていますけども、それで言いますと、陶磁器が 57.5%の減少、飲食が68.3%の減少、その他が平均して52.5%の減少ということになってお ります。昨年の収入があまりなかった人が、今年はゼロだよと言ったら100%の減少になる んでしょうけども、通常、年間を通じてしっかり営業されていて、このコロナでガタンと落 ちたという人は、私が見た限りでは、85から90%減少というところも見受けられました。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

先ほどの数字をお伺いして本当びっくりしております。各事業者の方がほとんど 5 割から 6 割以上の減収ということで、大きなダメージを皆さん受けられていると思っております。 窯業界においても、商社さんでは 3 月の末か 4 月ぐらいから影響も出てきております。あ るいは、まだそれから4月、5月にメーカーさん、また、その後に生地屋さんとか鋳込み屋 さんというような事業者の方に影響が出ている状況で、このように窯業界でも商社さんやメ ーカーさん、生地屋さんというような仕事の影響にも、ある程度タイムラグがあるような感 じが見受けられております。

また、建設業とかサービス業、その他の事業者に対しても、一般のお客さんを対応されている方につきましては、やはりお客様の収入減によって売掛金とか仕事が減ったと。そういった方たちが今後見受けられてくるような状況でもございます。

そういった形で、今後、生活の流れで減収に伴っていかれるような事業者もありますので、 現在では3月から7月までの対象期間というふうな形を取られておりますけども、先日の臨 時議会でもちょっとお話ししたとおり、もう少し減収の対象期間というのを延長はどうお考 えでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

基本的には3月から7月までというのを考えておりますけども、今後の申請状況を見ないとちょっとわかりませんが、極力20%の減少で設置をしていますので、その減少がまだ後に来るという方がどのくらいいらっしゃるかというのも今の時点でわかりませんけども、今後の申請状況を見ながら、そこは柔軟に判断をしていくべきじゃないかなというふうに考えております。

○議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

今後、そういうふうな傾向が見られるような状況であれば、ぜひ御検討を頂きたいと思っております。

次に参ります。

事業者の業種や規模によっても売上げの状況は様々でございますけども、窯業界においては、昨日も同僚議員から質問でありましたけれども、第2弾の支援策を検討されているということでしたので、一安心したところでございます。

支援策の内容につきましては、現在、検討あるいは精査されているというようなことでありますけども、窯業界の各事業者の方につきましては、現在のところ、国の支援策であります持続化給付金やセーフティーネットでの融資、あるいは雇用調整助成金などで、この夏場

をしのがれているような状況でございます。先日の6月5日の長崎新聞でもありますように、「伝統産業の4割が廃業のおそれ」と。「陶磁器などコロナの売上高急減で」ということで見出しがございました。「陶磁器や織物、木工品などの伝統産業に携わる事業者の4割が、新型コロナウイルスの影響で急減した売上高が元に戻らない場合は、年内に廃業するおそれがある」と。また、「62%の事業者が新型コロナの影響で収入が50%以上減った中小企業や個人事業主を対象とする国の持続化給付金を申請された」と。また、「事業者から、伝統的工芸品は不要不急なものが多いので、売上げの回復が遅い」と。「職人の高齢化で加速度的な廃業が予見される」と。こういうふうなコメントがございました。そういった形で各事業者、この6月、7月、8月、この夏場をいかにどう乗り越えていくかということで物すごく苦慮されているわけですけども、そのためにも早急な対応とか支援が必要かと思いますが、いつ頃第2弾の発表を予定されてるでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

今回の6月議会では、やっぱり国、県、そして、いろんなことの支給、支援の方法の中で、複雑で煩雑で大変な状況がありました。第2弾では、ある程度すっきりした形の中で全体につながるようなことをやり、6月には、さらに消費の喚起を促すような形の中で、それも、町内の状況は、非常に偏ったりするようなおそれもあると。そこをいかになくすかと、ここが一番難しいところですね。だから、相当考えて、もう7月の半ばから下旬にかけてはやろうというような思いを致しております。

もう既に1カ月前から考えよっとですけど、一度にどんどんどんどんやったら息切れするところも、受ける人も混乱するところもあるだろうし、やはり一区切り一区切りおいて。そして、そういう中において、世の中の状況がまた変わってくるわけですね。そしたら、それにもちゃんとした柔軟な対応をしていけるような。だから、ある面では、今、十分熟知して、ほぼというようなところまで来ておりますので、月末ぐらいにはまとめて、そして周知を図る準備をして、そして支援、給付をしていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

そういった形で、やはりこの夏場をどう乗り越えるかということで、物すごく苦慮されて おりますので、早めの支援策のほうをお願いしたいなと思っております。 窯業界については、そういうふうな、ちょっとありましたけども、そのほかにも売上げが著しく減少しているのは窯業界だけでなく、飲食業や宿泊業あるいは観光業だったり、タクシーなどの運送業に対しても、各自治体でもいろんな対策を打たれて給付金の支援をされております。

例えば、ちょっと調べさせていただいたんですが、長崎市においては、飲食業については30万円を限度に支給されております。宿泊業につきましては、客室定員掛ける3万円で300万円を限度と。観光バスについては、総定員数引く乗務員掛ける2,000円で300万円の限度と。タクシーでは1万円の台数。あと、諫早につきましても、飲食業では30万円、宿泊業について、宿泊定員掛ける2万5,000円。観光バスにおいても10万円掛ける台数、これ上限が200万円となっておるようです。タクシーについては3万円の台数というふうな形で。あと、佐世保でも、飲食20万円、宿泊が30万円から300万円、貸切バス1台につき10万円というような状況でございますので、やはり本町のそういった業種もたくさんございますので、こういった方の業者にも支援策のほうを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

県内でも各市町、様々な支援策が行われているようで、給付型の支援策については、まず そういういろいろな業種に関係なく20万円を支給したということを第1弾とさせていただき ました。

それで、この給付型の支援がずっと続くというのはかなり限界もありますので、給付型の支援だけじゃなくて、給付型の支援は町だけではなくて、もちろん飲食業においては、連休期間中に時間短縮要請を受け入れた飲食店については、県が30万円、それで持続化給付金、個人であれば100万円ということで、飲食においては50%以上減少されているところであれば、最高で町も合わせて150万円が、その給付のスピード感は別にしても、あってくるというところで、もちろんコロナの第2波とかの状況を見極めないといけませんけども、給付型の支援がいつまでもずっとというのは、なかなか難しいところもあるのかなと思っています。あと、経済を立て直していくには、やっぱり消費喚起だったり、今日、町長も答弁しましたように販路拡大とか、今後、コロナと付き合いながら、持続可能な取り組みに対する支援、種まきをする支援といいますか、次につながる支援というのが非常に重要になってくると思っています。焼き物にしても売れれば分業体制ですので、最終的に下請の生地、型屋さんと

かにも収入が見込まれるという仕組みになっておりますので、そういうところを考えながら、 様々な支援を考えていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

まだまだ感染の発生が見受けられる以上、町民、国民の皆さんも第2波、第3波の感染のおそれからまだまだ自粛のムードがございます。今、課長からも話がありましたとおり、コロナ感染と共存して今後生活していくわけですけども、やはりワクチンの開発とか医療機関の整備、あるいはもう国の安全宣言を出さなければ経済の回復は難しく、長期戦になるというふうなことで本当考えられております。また、回復されても、7割、8割回復していいほうじゃないかなというふうなことも言われております。そのために、今言われたような長期的な対策も必要ということで、事業者の方もやはり自助努力をしなきゃいけないということで、販売ルート、インターネットやSNSで販売に向けて環境整備の投資や、あるいは今の既存の仕事がなかなか売上げのめどがたたない以上、また新たな事業も、進出とか、そういったものもいろんなことをいろいろ模索されているようでございます。

第2弾の支援内容がどのようなことかわかりませんけれども、そういった設備投資あたり、 あるいは新事業への初期投資などの助成というような形でも御検討いただきたいと思います けども、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

僕は思うんですけど、大ピンチですよね。その時になって、やっぱり底力、ピンチをチャンスに変えると。だから、ある面では直面する問題に懸命になりながらも、将来の布石を打っていく、種をまく、そういうふうな気概がないと受け身だけでは先が見えないんじゃないかなというふうに思っておりますし、そういう面では、波佐見の窯業界の皆さん方の若手の動きというのは、やはりネットをいかに活用して、そして新たな道を切り開くというような、そして、そこの中でまた問題が出てくればまた成長するし、チャンスになってくるんじゃないかなと。だから、そういう積極性があれば必ずや道は開けてくるんじゃないかなと。

だから、災害にしてもしかりと思います。全部、気象庁と町のあれだけを待って、そのと おりじゃなくして、やっぱり自己の身の安全は自分で守るという意識もやはりずっと持って いただいて、そして、これを参考にして自分は逃げるんだとか、そういうふうなことの民度 をずっと高く持っていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。そういうチャンスもあるんだということですね。

そういうことで、官民一体となってこの状況を打破していかなきゃならんと。だからそういう面で、現場のそういう事業者の皆さんの声を率直に聞きながら、そして行政でできることと、そして民主導でやっていけることと、一緒になってやっていかないかんじゃないかなというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 福田議員。

〇1番(福田勝也君)

やはり長期戦になればなるほど廃業者や、今後、企業においてはもう解雇者を出さなければいけないと、そういうふうなところもありますので、やはり十分な検討をされて、町民の皆さんが、困窮しないように努めていただきたいなと思っております。

では最後に、支援策かどうかわかりませんけれども、全国に「波佐見町は元気だよ」というようなイメージのSNS等での動画発信のほうもしてみたらいかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 観光商工課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

今、一番情報が発信しやすいのはSNSでありまして、そういった方法も考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

〇1番(福田勝也君)

終わります。

〇議長 (今井泰照君)

以上で、1番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

〇議長 (今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

〇11番(太田一彦君)

こんにちは。皆さん御存じのように、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、私たちがこれまでに経験したことのない世界的な経済の危機が訪れていると思われます。本町も言うに及ばず、大変大きな影響が及んでおります。そこで、国や県も緊急的な経済支援策を出されて、経済の立て直しにつながるよう努力されているところであります。

そのような中、本町は特に独自の支援策として、中小企業・小規模企業経営安定利子補給 補助金制度及び新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度をいち早く制度化し、実 施していただいていることに敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第でございます。これに より多くの方々が、一時的にではありますが、救われている状況であると思っております。

しかしながら、コロナショックの影響はこれからが本番だと言えるのではないでしょうか。 今後も国、県の動向を注視しながら、本町独自の第2、第3の支援策を適時適切に実施して いただきたいと願うものであります。

今回の一般質問におきまして、私は、今は何はさておきコロナ対策が最優先事項だと心得 ております。しかしながら、一方で新庁舎建設も着々と進んでいる、また進めていかなけれ ばならない本町にとりましての重大問題であります。そのようなことから、これからの質問 をいたしますことを御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

新庁舎建設について。

(1) 新庁舎は、防災拠点の名にふさわしく、災害に強い庁舎建設を望むものであります。 外観は、これは私の感覚でありますけども、今はやりの総ガラス張りの建物にされるのか。 空調の調整がしやすく、効率のよさを考慮した建物にするべきと思いますが、いかがでしょ うか。

少子高齢化が進む中で、役場職員でも掃除ができるようコンパクト化を重視した構造を考えていらっしゃるのでしょうか。

エントランスは、メンテナンス等を考慮し、出入口のドアはなるべく小さくすることを考えていらっしゃるでしょうか。

また、波佐見焼を随所に使用し、焼き物の町にふさわしい建物で、かつ、身の丈に合った 庁舎建設を目指しておられるでしょうか。

(2) このたびの新型コロナウイルスをはじめとした様々なウイルスの対策として、エントランス付近にウイルス除菌スペースを設けることはできないでしょうか。

また、各窓口にウイルス対策のビニール間仕切り(取り外し可)を設置できないでしょうか。

- (3) 省力化・効率化・短縮化等の効果が期待されるタブレットを採用できないでしょうか。それと同時に、今後、テレワーク化も視野に入れておくべきと思いますが、いかがでしょうか。
- (4) 議場の形式についてですが、多目的に使用できるようフラット化を採用するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- (5) 新庁舎建設について、町民の意見等はどのように取り入れていかれるつもりなのかをお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎建設について。

今、御説明がありましたように、新庁舎は防災拠点にふさわしく、災害に強く、効率のよいコンパクトな構造を考えているかと。また、随所に波佐見焼を活用し、焼き物の町にふさわしい、かつ、身の丈に合った庁舎建設を目指しているかという、大変難しい御質問でございます。

本町役場庁舎は昭和36年、1961年に建設され、既に59年が経過しています。2度の増築工事を経て現在の姿になっていますが、建築本体、そして各施設の老朽化による設備の劣化が進んでいます。また、耐震性能が著しく不足していることから、万一の大災害が発生したときの防災・復興拠点としての機能が果たせないことが懸念されています。そのため、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべく、耐震安全性を確保します。

このようなことから、新庁舎の耐震安全性の基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、震度6強の地震に対して倒壊しないような新庁舎の建設を行います。

新庁舎の外装材や開口部には、断熱性に優れた建材や建具、ガラスを検討し、省エネルギー性を高める計画とします。

外観につきましては、計画段階ではありますが、高断熱・高遮断ガラスを採用し、明るさ

を確保しながら、外気熱を遮断し、ひさしやブラインドにより日射を抑制し、居室は全て全 熱交換機の採用を検討し、空調の効率化を図ります。

建物の維持管理に関しましては、高耐久性材料を使用し、メンテナンスフリーで、汚れに くく掃除のしやすい外装材を採用するとともに、基本的には職員で清掃できるような構造を 検討します。

エントランスにおいても、大きく造れば、イニシャルコスト及びランニングコストもかかりますので、利便性を考慮し、適正な大きさの出入口を検討してまいります。

また、波佐見焼を随所に使用し、焼き物の町にふさわしい建物で、かつ、身の丈に合った 庁舎建設を目指しているかについてですが、新庁舎建設地は、緑豊かな山林に囲まれ、川棚 川を挟んでのどかな田園風景を有する緩やかな丘であり、由緒ある鹿山神社の森と溶け込むような場所であることから、緩やかな丘の稜線に沿う建物形態を大切にし、隣接する建物や 歴史に配慮し、波佐見町の伝統技術、波佐見焼を活用した、波佐見町の景観にふさわしい新 庁舎を計画します。

なお、今の時代は、豪華けんらんな箱物を競う時代ではなく、シンプルでコンパクトな庁舎こそ次世代の町民に残すべき遺産と考えています。

次に、このたびの新型コロナウイルスをはじめとした様々なウイルス対策として、エントランス付近にウイルス除菌スペースを設けることはできないか、また、各窓口にウイルス対策のビニール間仕切り、取り外し可を設置できないかという御質問ですが、コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや重症急性呼吸症候群SARSや2012年以降発生している中東呼吸器症候群MERSウイルスがあり、現在猛威を振るっているのが新型コロナウイルスです。周期的に現れる見えない敵、ウイルスに対応するために、除菌スペースを設けることは必要かもしれませんが、新庁舎に備付けでの設備は今のところ計画しておりません。後付けで設置できる除菌ゲートなどを想定しながら、来庁者、職員の出入口を計画してまりたいと思います。

なお、各窓口の仕切り板につきましては、新庁舎には、取り外し可能な設備を計画し、適 宜、自然換気できるような構造の窓を計画したいと考えています。

(3) 省力化、効率化や短縮化などの効果が期待されるタブレットを採用できないか。それと同時に、今後、テレワーク化も視野に入れておくべきと思うがどうかと。

現在、役場では職員一人一人にノート型パソコンを配布し、業務に当たっております。そ

れは、業務の処理能力を考えたときは、どうしてもタブレットよりはノート型パソコンの性能が勝っているためです。将来的にタブレットの能力が向上し、現在のノート型パソコンと同等の処理能力を持ってくれば、タブレットへの全面転換も考えられます。

現状においては、確かにタブレットのよさは、手軽に持ち運びができ、窓口での対応や会議での活用など、ペーパーレス化につながっていくものと認識もしています。しかし、今の段階で、省力化や効率化や短縮化等の効果を期待するタブレットの活用方法を考えると、費用対効果から導入には慎重にならざるを得ないというのが現状です。

しかし、先進自治体では、ペーパーレス化でタブレットを効果的に導入している自治体も あるようですので、これからの課題として研究を進めていく必要があるとも思っています。

次に、テレワークについての御質問ですが、役場の業務の大部分は個人情報を扱う業務であり、そのほか工事関係等の設計機密情報や、役場を訪問されるお客様との相談業務などが主立った業務となっております。このような個人情報や機密情報は役場外への持ち出しを禁止しており、相談業務も個人情報となりますので、どこでもできる業務でもありません。テレワークについては、役場外で役場の業務を行うものと認識しており、先ほど申しましたとおり、役場の業務は大部分が個人情報であったり、機密情報であったりするため、その情報を外部に持ち出すことは非常に厳しいものがあります。

県内でもテレワークを実施している自治体もありますが、どうしても業務がはかどらない と聞き及んでいます。また、長崎県もその一つですが、県が管理している個人情報と、市町 が管理している個人情報とでは、大きな開きがあると思っています。

テレワークは、いかに個人情報を守るかといった課題が課せられた業務手法であると判断 しています。

しかし、中には個人情報や機密情報も扱わない業務もあると思います。例えば水道の施設 管理業務などはそれに該当するかとも思いますが、そのような業務については、テレワーク の余地はあると思います。そのほか、テレワークに適するような業務がないかも研究を重ね る必要があると思います。

(4) 議場の形式について、多目的に使用できるようフラット化を採用するべきではないかという御質問ですが、議場の形式につきましては、公共施設等調査特別委員会においても協議を重ねている状況です。

議場のレイアウトには、議席の配置方法、床の形式や傍聴席の高さをどうするかなどあり

ますが、他市町村の状況も勘案し、検討しているところです。

なお、フラット化や多目的に使用できる空間につきましては、議会の議決機関としての独立性を配慮しつつ、町民へ開かれ、充実した機能を持つ空間を目指すためにも、利活用を検討してまいりたいと考えています。

(5) 新庁舎建設について、町民の意見等はどのように取り入れていくのかという御質問ですが、これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

初めに、平成27年から4年間、町民の代表者15名で構成する庁舎建設検討委員会を開催し、 協議を重ね、現調査の課題整理や建て替えの必要性、新庁舎整備に向けた基本理念などが検 討されてきました。

平成31年2月に答申書が提出され、答申書の内容を尊重しながら、町職員グループワーキングや管理職員による協議を経て、新庁舎計画に向けた、より具体的な条件などを示す、波 佐見町新庁舎建設基本計画が策定されました。

このような経過を受け、今後は基本計画をベースに、現在行っている基本設計で完成時の形を明確にする概略設計を行い、次に、実施設計で工事実施のための詳細設計を行っていく予定です。

町民の皆様の意見につきましては、基本設計の素案ができました時点で、今年度予定している町政報告会の折に、説明と意見交換を行い、それと並行して実施するパブリックコメントにおいても町民の皆様の意見を聴取し、新庁舎建設に取り入れていきたいと考えています。

○議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

最初、町長から、本当にこれは非常に難しい問題なので、私の質問だけでどうのこうのなるものではないですけども、一般質問では初めてのことだったので、取りあえず、まずは懸案事項といいますか、私自身が思っていることで質問させていただきたいと思いましたので、質問させていただきます。

まず、庁舎建設完成までのスケジュールを大まかに説明をお願いします。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

ただいまの質問について回答します。

現在、基本設計を行っていますが、今のところ、基本設計が令和2年8月いっぱい。実施

設計、令和3年6月いっぱい。実施設計にちょっと並行しまして、敷地造成、令和3年4月から6月。新庁舎建設工事、令和3年8月から令和5年3月。新庁舎での業務開始を令和5年4月を予定しております。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

そういうことで計画をされているんですけども、庁舎建設推進室ができて、このコロナの 影響で、ほかの庁舎等の視察とかなんとかはできてないと思うんですけども、どこかされた ところとか調べられたところというのはありますか。

- 〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

ほかの庁舎の視察につきましては、去年、職員ワーキングにおきまして、武雄市のほうに 行きました。庁舎建設推進室のほうでは、まだ視察のほうには行けていないんですけど、今 後、新型コロナウイルスの状態を見ながら視察を行っていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

今言われたのは、基本計画策定のワーキンググループで行かれたということですね。 それで、答弁では、要するに外観はガラス張りということなんでしょうか。

- **〇議長(今井泰照君)** 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

ガラス張りについての質問に回答します。

一般的に、一次消費エネルギーのうち、照明と空調が約90%を占めています。

窓をどのくらいの割合で配置するかについては、現在、設計段階であり、設計業者からの ほうから詳細には提示は受けていないんですけど、窓を含めた形で、省エネ庁舎を発注者側 としては要望しています。

基本設計業者選定のプロポーザルの内容にもいろいろ提案がございますので、これから協議を重ねて、ランニングコストがかからない庁舎を建設したいと考えています。

ガラスの材料につきましては、高断熱・高遮熱のフクシャペアガラスを採用する予定で、

明るさを確保しながら、外気熱を遮断し、また、ガラス効果を高めるために、ひさしやブラインドにより日射を抑制し、相乗効果を図りたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

町長の答弁を繰り返されたと思うんですけど、外観の決定というのは、いつ、どこが行う ような形になりますか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

外観の決定につきましては、大まかな庁舎の位置、外観、周辺駐車場の状況とか植栽計画とか、そこら辺も含めて、ガラスとかエントランスとかも含めて、基本設計の中で決定したいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

そしたらですよ、基本設計はいつまで決める、いつまで出す予定でしたっけ。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

今のところ、基本設計を8月31日で予定しておりますが、新型コロナウイルスの関係で、 多少、1カ月ほど延びるかと考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

そしたらですよ、外観はもう決定していると考えたほうがいいということですか。それとも、例えばA案、B案があって、どちらかを選べるというような状況があるのかどうか、その辺をお伺いしたい。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長 (大橋秀一君)

外観につきましては、今、5回ほど、設計業者と月2回協議を行っている中で、外観の図面とかも、大体の図面は頂いております。それで、これから協議の中で、ガラスをどのくらい大きいガラスをつけますかとか、それを開閉式にしますとかいう、向こうから提案があるんですよ。それに対して私たちも、これ開閉式にした場合、お金はどのぐらいかかるのとい

って、1.5倍ぐらいかかりますと言ったら、ちょっと減らしてくださいというようなやり取りを今行っております。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

その場合、私が一番気にしているのは、耐震はちゃんとやっているけども、例えば物が飛んできて割れるじゃないですか。破損した場合の取替えの、要するに期間というか、そういうのを短縮しないといけないと思うんですよ。防災拠点だから。だから、そういうのもちゃんとしっかり調べた上で、取替えも、修繕、修理が容易にできるような体制を取ってもらいたいと思うんですよね。そういうところも考慮に入れといていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

ガラスにつきましては、省エネと、あと高強度のガラスを使用するように考えております ので、基本的には割れないガラスを使うように考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

いやいや、割れないガラスなんてないんですよ。割れるかもしれないんですよ、物が飛んできたら。台風で物が飛んできて、当たって割れた場合というのも想定しなきゃいけないと思いますけども、それは考慮に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長 (大橋秀一君)

議員が言われたように、割れないガラスはないんですけど、高強度のガラスを使用して、 あと、取替えも容易にできるような材料をですね、特殊なものじゃなくて、ちょっと選んで いきたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

ちょっと今、答弁がらがらになってるんですけど、ちょっと変わってると思うんですけど、 特殊でもいいんですよ。その取替えがちゃんとできればいいという話なんですよ、要は。で すから、そういうのはよく調査をしていただいて、備えていただきたいと思いますので、御 検討いただきたいと思います。

次に行きます。

これ、珍しい工法を取り入れようとされてます。まず、それを取り入れられるのかどうかをちょっと聞きたいんですが、クールピットシステム、これは工法として取り入れられるのかどうか。

- 〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

クールピットに関しましては、業者のほうからプロポーザルの提案書の中に入っておりまして、検討を行っています。

クールピットも安価でできそうなので、採用しようと、今のところは考えております。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

そのクールピットシステムについて、簡単に御説明をお願いします。

- 〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

地下にピットを設けて、水タンクというか、そこに水をためまして、それで熱負荷を低減 するような仕組みになっています。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

私がちょっと書いてあるの読みますね。

建物に取り入れる外気を地中に埋設した配管や地盤に接するコンクリート製の空間の中を通すことで、地中温度により、夏は温度を下げ、冬は温度を上げることが可能ですとあるシステムらしいんですが、実は私、この前に、ジオパワーシステムという、地中6メートルの空気を吸い上げて、要するに井戸水みたいな感覚ですよ。この6メートル下の空気を取り入れて、要するに、冬は冷たい風を、夏は涼しい風をというような、同じような考え方なんですけど、これ、地中といっても、ちょっと1階の下だけですよね。そんなに効果が出るのかなと不思議なんですよ。というのは、ジオパワーシステムを6メートル掘ったやつでも、なかなか効果を得られてないんですよ、実は。これはしっかりと調査をしていただきたいんで

すよ。取り入れているところの庁舎をちゃんと調べて、実際に効果があるのかどうか。この 辺をちょっと調査してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

この提案につきましては、設計業者のほうからは、施工事例があるように一応聞いている んですよね。それで、今後、調査をして、導入するかしないかは決定したいと思います。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

導入しているところに行って調べてください。私もジオパワーシステムというのが効果があると思って行ったんですけど、ないと言われたんですよ、実は。ですから、余計な費用がかかるかもしれないので、その辺はよく検討をしていただきたいと思います。

次に行きますね。

次は、空調はそういうことで、その特殊ガラスで効くということに今のところしときましょう。もうそうしかわからないので。それと、町長の答弁では、職員さんでも掃除がしやすいような形を目指しているということだったんですけど、この辺はどういうふうなお考えでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

職員でも掃除ができるということですけど、建物のコンパクト化ということで、住民や職員の動線効率化により共有部分の面積を削減し、無駄のないコンパクトな庁舎造りを行い、設備などについては、イニシャル・ランニングコストの費用対効果の検証を行い、効果的な採用をし、メンテナンスフリーな材料をできるだけ使用して、基本的にはコンパクトにすることによって、職員が掃除をできるような構造を計画したいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

今から人口減、職員さんの数も減っていくでしょうから、そういう考え方は入れといてい ただきたいなと思います。

それと、計画を受け、技術提案とかなんとかの中に、非常に気になることが、吹き抜け箇所を設けるとあるんですけども、この吹き抜け箇所を設けることで、空調の、要するに調整

とか管理というのは結構難しくなるんじゃないのかなというか、もったいないスペースになると思うんですよね。これは多分、どこの市町村でも問題になっていると思うんですけど、私はなるべく吹き抜け箇所を狭く、できればなくしてもらいたいと思うんですけど、それはまた、空間の圧迫感を感じるんで、なかなか難しいところですけど、この辺のところの吹き抜け箇所の広さ、どこまで吹き抜けるのかという部分は、どういうふうに検討していかれるのかなと思うんですけど、これも決定事項としていつ決定されていくのか、お知らせいただきたいんですけど。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長 (大橋秀一君)

吹き抜け部分に関しては、住民交流スペースの執務室がありまして、その南側に住民交流スペースをつくりまして、そこの部分を吹き抜け、1階、2階まで吹き抜けにするように計画しております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

なるべくコンパクトにしていただきたいと思います。

それから、ちょっと気になるのが、もうあらゆることが要素が混じっていて、全部取り入れられるのかなというぐらいのことをいっぱい書いてあるんで心配なんですけど、特に心配なのは、図書スペースとかというのを造るとなっています。一角にはキッズコーナーや子供図書館、授乳室を配置して、子育て世代も訪れやすい施設としたいというのがあるんですけど、これは設置されるんですか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長 (大橋秀一君)

キッズスペース、授乳室、もちろん計画しております。

図書室は、ちょっと今、私も考えておりませんでしたが。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

書いてあるんですよ。後で見といていただきたいんですけど、学校帰りの子供たちの自習 エリアとかも書いてあります。あんまり何でもかんでもというわけにはいかないんじゃない のかなと思いますので、その辺はスペース的にどれぐらいを取られるのか、何人ぐらいの子供たちとか収容できるのかって、通常の段階でできるのかというのも要検討だと思いますけども、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

そこの住民交流スペースにつきましては、今、議員がおっしゃったように、学校帰りの生徒さんが座って勉強ができたりとか、町民の皆さんが歓談できたりとか、1階、2階ありますので。それで職員が業者さんと打合せをしたりとか、そういうとに使ったりとか、あとは、期日前投票、確定申告とか使えるようなスペースを計画しております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

エントランスの部分なんですけど、答弁にもありましたように、なるべくコンパクトにしたいということと、もう本当に県庁とか市の庁舎を見ると、自動ドア、物すごく大きいんですよ。本当に動力が持つのかなというぐらいの。まあ性能がいいんでしょうけども、10年、20年あるいは50年ぐらいはもつような庁舎を今度は建てると思うので、本当にそういう部分も、動力関係の部分も、長期的にメンテナンスができるような会社選びだったりとか、メンテナンスの充実したところをしっかりと選定していただきたいと思うんで、そこも含めて、自動ドアというのは考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

自動ドアについては、一般的に建築基準法重視し、法的制約などを考慮して、適正な位置、 大きさで検討していきたいと思います。それで適正な位置の中で大きさを選んで、それを使 わないときは、横から自動で通り抜けられるような通路とか、そこら辺も、自動ドアを使う とき、使わないときとか、考えていきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

なるべく、そういういろんなバリエーションがあったほうがいいと思います。

エントランス部分に、先ほど、ウイルス除菌スペースというのは特には設けないけども、 そういう後づけの形で設けられるスペースは確保するということを言われたんですけども、 もう一度その確認をお願いしたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

スペースにつきましては、そういうときのための通路を1カ所、何かこう決めるような形で、除菌ゲートとか、足を洗っていくとか、例えばそういう形で、手洗い場、そこら辺を考えて、除菌スペースを設けるのかの話の中では、通路をまずぴしゃっと造って、それであとは所管課と協議してから、庁舎の設備になりますので、そこはおいおい協議していきたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

これから、やっぱりウイルスというのは、まだまだいろんなウイルスが出てくると言われていますので、必要な設備になってくると思いますので、検討の中に入れていただいて、研究をしていただきたいと思います。

次に、ペーパーレス化、タブレット化のことなんですけど、町長が答弁されたとおりだと思いますので、現状ではですね。なんですけど、将来的にわたっては、特に議会と執行部という形の中で、もうペーパーレス化を目指したほうがいいと思うんですよ。それは、まず、世の中がそういうふうな状況になっているということ、それから、学校教育の中でももうタブレット化がもう当たり前になっていく。これはちょっと室長に言うのも変ですけど、要するに、もう役場の職員さんが今からそういう世代がもう出てくるという現実があるわけですので、むしろペーパーレス化を進めることがより仕事の効率化にもなるし、能力を発揮できるという人たちが今から職員さんに若い人たちが入ってくるんじゃないのかなと思うんですよね。そういう意味で、タブレット化というのを進めていくような形をぜひ取っていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

確かに、これから学校でもタブレットが今年度予定をされておりますけども、そういった 世代に向けて、タブレットの導入というのも考えてまいりたいと思いますけれども、町長が 答弁したとおり、今のところ、タブレットについて、まだノート型よりも機能が落ちるとい うことで、これはタブレットが飛躍的にというか、今後、技術革新が起こって同等ぐらいの 性能を持って出てきたら、もちろんそのタブレットの導入も積極的に考えていかなければい けないかなというふうには思っております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

その辺はもう常に研究をしておいていただきたいと思います。

もしこれ、波佐見町に感染症感染者が出た場合とか、職員さんに感染症が出た場合というのは、庁舎は結局閉鎖することになるんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。ちょっと質問がずれるかもしれないですけど、これ、ウイルス対策ということでお願いしたいんですけど。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

職員に感染者が出た場合につきましては、一旦、1日閉鎖をして消毒に当たりたいと思っております。もちろんそういった放送もかけて、したいと思います。その際に、住民票とか、そういった証明書の書類については、文化会館のほうで事務ができるような形で準備をしております。

そういった庁舎が閉鎖して消毒中も、文化会館のほうでそういった証明書の交付業務は行ってまいりたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

もうそういうことまで想定されているわけですね。今の設備でできることをやるしかない と思いますけども、まずはかからないこと、そういうことを一生懸命されていると思います けども、そういう形で取り組んでもらえればと思います。

議場の形式についてなんですけど、これは議会との話合いともいうことになるんですけど、もう個人的な考え方なんですけど、やっぱり新庁舎については、災害があったときには、この防災計画の中の避難場の一つになるようなことも考えておかなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですよ、こういう時代になってきたら。特に議場というのは、年4回と、臨時議会の三、四回のときしか使ってませんので、そういう意味においては、多目的に使えるように用意しておいたほうがいいんじゃないのかなと。これは、何人かの町民の方とお話をしても、もうそれはそがんしてほしいというお話はすぐ返ってきますね。そういうところもあ

りますので、やっぱり町民の意見を吸い上げるというのは非常に大事なので、早めに聞ける 体制というのを取ってもらいたいと思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

町民の意見につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、基本設計の素案ができましたら、パブリックコメントと、あと町政報告会を8月に今のところ予定しておりますので、そこで基本設計の素案の説明を行い、意見の集約を行いたいと思っております。そのほかには、自治会長会議で進捗状況に変化があれば報告をするように考えております。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

今、ちょっと日程のことが出ましたけども、具体的には8月の何日から何日までというの がありましたら教えていただきたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。

〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

町政報告会の日程なんですけど、8月3日月曜日、東小学校区、東小学校体育館。8月4日火曜日、中央小学校区、体育センター。8月6日木曜日、南小学校区、南小学校体育館で、19時半から予定しております。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

今、この3カ所で報告会及び説明会という形になるということですけど、この場合、コロナの状況でしょうけど、今のところ、どういう形で町民の方は。詰めて入るのか、ソーシャルディスタンスとさっき言われましたけども、ソーシャルディスタンスを保った形での説明会というふうになるのか、今のところの想定はどういうふうな形なんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

町政報告会のことでありますので、私から答弁いたします。

過去の町政報告会は、それぞれの郷を回りまして、そこの郷に住む方を対象に、全て22カ 所で行っておりました。ですが、現在のコロナの状況でございますので、今回は3回に分け て、先ほど説明したとおりの開催を予定しております。それぞれの小学校の校区内の開催日 を目安として御案内いたします。

ですが、日にちを特定しておりますので、都合がつかない方もいらっしゃるかと思います ので、都合がつかない場合は、ほかの校区の会場にお越しいただければと思っております。 中身は、3回とも全て同じことを報告する予定でございます。

コロナの状況でありますので、広い会場を準備しておりますので、その中で距離を保って、 椅子などを配置したいと考えております。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

その際、庁舎の模型等を作る計画はありますか。

- 〇議長(今井泰照君) 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

庁舎の模型につきましては、1回簡単な模型を見せていただきました。それで、逐次模型 も進化させていくということで、その時点で何がしかの模型は作るように予定します。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

その説明会のときにやっぱり置いてもらいたいですね。こういう雰囲気の庁舎ができます よと。でないとわからないと思います。恐らくラフスケッチとかなんとかでは。やっぱり模 型があって、説明をしていただければと思いますので、いかがでしょうか。

- **〇議長(今井泰照君)** 庁舎建設推進室長。
- 〇庁舎建設推進室長(大橋秀一君)

議員言われるとおり、模型がないとやっぱりわからないと思いますので、ちゃんと模型を 作って説明をしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(今井泰照君) 太田議員。
- 〇11番(太田一彦君)

本当に一大イベントといいますか、一大プロジェクトですので大変だと思いますけども、 大変だからこそ慎重に、また大胆にといいますかね、取り組んでもらいたいなと思います。

最後に町長から、この庁舎建設についての思いを語っていただいて終わりたいと思います

ので、よろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

びっくりして何も考えてなかったわけですけども、50年ぶりぐらいの大変な大事業じゃないかなというふうに思っております。できるだけ、本当に最少の経費で最大の効果が上がる、そういうことの中で、今おっしゃったようなコンパクトで、そして利用しやすい、そういうことで、やっぱり今の時代をよく見極め、将来にあって、あのときにこのあれができたんだなというような、そういう町民に親しまれる庁舎を目指していきたいというふうに思っております。いろんな形が出てこないと皆さんのアドバイスもなかなか出てこないんじゃないかなと。そういう都度、柔軟な対応で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

〇6番(脇坂正孝君)

皆様こんにちは。私は通告に従い、2件質問いたします。

まず第1に、波佐見町歴史文化交流館(仮称)のカフェの設置についてでございます。以下、仮称は省きます。

現在、工事中の歴史文化交流館について、開館時からカフェを設置する必要があるのか、 次の事項について問います。

- (1) カフェの設置の目的は何でしょうか。
- (2) 同施設への年間利用者(入館者)及びカフェ利用者の見込数は何人か。
- (3) カフェの施設・設備の概要及び最大利用定員は何人か。また、その建築経費、年間

のランニングコストはいくらか。

- (4) カフェの開設に向けて、テナント予定者との協議等の進捗状況はどうか。
- (5) 自動販売機を設置し、テーブルや椅子を置いて、最小限の設備で喫茶の場とすることはできないか。

2番目です。新型コロナウイルスの世界的蔓延に伴う本町への影響と対策について。

緊急事態は全国的に解除されましたが、第2波、第3波の感染が想定されております。また、多方面にわたる休業等であらゆる面に影響が出ており、本町も例外ではありません。産業や経済の回復には長期化が予想されておりますが、一日も早い回復のためには、国、県、町それぞれの施策が必要であり、次の事項について問います。

- (1)特別定額給付金の申請状況及び支給状況はどうか。また、辞退者を除き100%支給すべきと思うが、その見込みや対応はどうするのか。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金の申請状況及び支給状況はどうか。
- (3) 今年度補正第2号で、緊急雇用対策事業として二人分が予算化されました。今後の 雇用状況によってはさらに増員する必要があると思うわけですが、計画はどうでしょうか。
- (4) 本町の経済は低迷しており、特に運輸業や飲食業は著しいものがあります。早い回復が望まれますが、そのためには消費拡大が重要であります。対策の一環として、町民向けのプレミアム付き商品券の発行ができないでしょうか。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長(中嶋健蔵君)

- 6番 脇坂議員の質問にお答えを致します。
- 1、波佐見町歴史文化交流館(仮称)のカフェの設置について。

現在、工事中の歴史文化交流館について、開館時からカフェを設置する必要があるのか、次の事項について問う。

(1) カフェの設置の目的は何かについてですが、波佐見町歴史文化交流館(仮称)は、 本町が有する貴重な歴史文化資産を保存活用し、未来に継承するとともに、町民皆様や子供 たちが本町の歴史、文化、伝統に直接見て、触れて、学び、郷土波佐見に誇りを持つ場とし てその必要性は高く、本町の歴史的価値を高める施設です。また、本町が様々な地域や文化 と交流を通じて発展した歴史的背景を踏まえ、交流をキーワードに、波佐見町の歴史を公開、 情報発信するとともに、町内外の交流の拠点となることで、町の活性化に寄与したいと考え ております。

これらの整備方針を踏まえ、学識経験者や町民代表で組織する建設検討委員会では、当初から町民皆様や来館者の方々が休息し、憩いの場となり、様々な方々と交流できるカフェを望む声が高く、展示部門との連携や情報発信等、相乗効果を高めることが期待できるため、カフェの設置を行うものです。

- (2) 同施設への年間利用者(入館者)及びカフェ利用者の見込みは何人かということについてですが、波佐見町歴史文化交流館(仮称)の年間の入館者の目標は2万人としており、1日当たりでは平均63人としています。そのうち、カフェ利用者ですが、1割から2割と見込んでおりますので、1日当たりでは6人から13人の間で想定をしています。
- (3) カフェの施設・設備の概要及び最大利用定員は何人か、また、その建築経費、年間のランニングコストはいくらかについてですが、カフェについては、この施設自体が民家を改修することから、耐火力が消防法等の規制により使用できませんので、コーヒー類とあらかじめ用意された軽食を提供することで対応する設備の内容を設計したところです。

定員については、現時点で最大11名と考えていますが、隣接する和室や広縁も使用できま すので、それ以上の利用が可能と考えています。

また、建築経費については、内装工事、電気設備、カウンター、冷蔵庫等の据付け設備を 含め、280万円を見込んでいます。

一方、年間のランニングコストですが、カフェテナント事業者が負担することとしていま すので、特に町においては試算はしていません。

- (4) カフェの開設に向けて、テナント予定者との協議等の進捗状況はどうかについてですが、カフェのテナント事業者については、昨年7月下旬から9月末までを期限として、町ホームページや町広報誌で公募を行い、1件の応募があったところです。このため、応募者との面接を行い、問題なしと判断し、11月上旬に内定の通知を行ったところです。その後、本年に入ってから随時打ち合わせを行い、様々な提案もあったところで、現在は毎月1回行っています工程会議にも出席いただき、共通認識を図っているところです。
- (5) 自動販売機を設置し、テーブル等での最小限の設備で喫茶の場とすることはできないかについてですが、カフェ設置目的は、冒頭申し上げたとおり、交流の拠点としてこの歴史文化交流館(仮称)の展示部門等の相乗効果を図る上で必要と考えており、その交流の大

きな柱であるカフェが自動販売機では相乗効果も薄まるものと思われます。このため、人の 温かみが感じられるよう、対面によるカフェの設置が必要と考えているところです。

以上で教育委員会からの答弁を終わります。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

6番 脇坂議員の御質問ですが、新型コロナウイルスの本町への影響と対策についての中で、(1)特別定額給付金の申請状況及び支給状況はどうか、また、辞退者を除き、100%支給すべきと思うが、その見込みや対応はどうするのかという御質問ですが、特別定額給付金は、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全ての国民に10万円を支給する事業です。給付対象者は、基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に登録されている者で、受給対象者はその者の属する世帯の世帯主となります。

本町の基準日における給付対象者数は1万4,576人で、受給対象者数となる世帯数は5,239世帯であります。

給付金の申請については、感染拡大防止の観点から郵送による申請方式とマイナンバーカードを利用したオンライン申請方式が原則でありましたが、本町では当初から感染症防止拡大に留意しつつ、窓口での申請にも対応してきました。

現在の申請状況についてでありますが、6月5日までに受理した件数は、郵送及び窓口の申請5,026件、オンラインによる申請69件の5,095件になっています。

また、現在の支給状況については、6月5日までに受理し、記載内容、添付書類などに不備がなかった申請分について、累計で5,086世帯分、14億3,010万円、1万4,301人分が6月12日に完了する予定です。

給付割合としては、受給対象世帯で97.08%、給付対象者で98.11%になります。

辞退者を除き100%支給すべきと思うが、その見込みや対応はどうするかということですが、6月10日現在、書類の不備のため決定を留保している申請書6件を除き、申請の意思が不明である方、いわゆる未申請の件数は100件ほどであります。この特別定額給付金における辞退の方法については、申請書に辞退する旨を記入し自己の意思を示す場合と、申請を行わないことで辞退することとみなす場合があります。いずれにしましても、未申請者の方については防災無線や文書による申請勧奨などを通じて、周知の徹底を行い、できるだけ給付

漏れなどがないよう万全を期してまいります。

- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金の申請状況及び支給状況はどうかという御質問ですが、このことについては福田議員にも答弁しましたが、受け付けについては連休明けの5月7日から開始し、給付については最初の振り込みが5月15日と、大変スピード感をもって対応しているところです。なお、6月9日現在の受け付け件数は492件で、これまでの交付決定済額は459件の9,180万円となっています。
- 次に、(3) 今年度補正第2号で緊急雇用対策事業として二人分が予算化された、今後の雇用状況によってはさらに増員する必要があると思うが、計画はどうかという御質問ですが、5月に緊急雇用対策として農業作業員を若干名募集したところ、3名の応募がありました。予算は2名分を計上しておりましたが、諸般の事情を考慮した結果、3名とも採用することとし、不足する予算につきましては、次の議会で補正計上したいと考えております。

今後の雇用計画につきましては、各課の業務においても雇用の要望もなく、今回の応募状況等を考慮しますと、現時点での新たな採用は予定しておりませんが、状況に応じて柔軟に対応してまいります。

次、(4)本町の財政は低迷している、特に運輸や飲食業は著しいものがある、早い回復が望まれるが、そのためには消費拡大が重要である、対策の一環として、本町民向けのプレミアム付き商品券を発行できないかということですが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大や緊急事態宣言による行動自粛の影響により、全国的に経済は低迷し、本町でも観光業、飲食業をはじめ様々な業種において、売上げの減少は著しい状況です。今後、様々な支援策が考えられますが、消費喚起対策としてのプレミアム商品券も有効な対策の一つだと思います。実施に向けて、本町にとってよりベストな手法、時期を研究し、検討し、しかるべき時に実施できるよう努力していきます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

それでは、まず歴史文化交流館のカフェについて質問をしていきたいと思います。

カフェの設置の目的ということで、教育長の答弁にありましたように、交流館という名称が付いておりますので、恐らくその辺から出たのかなという思いはあったわけですけども、 それはそれで結構なことでございますけども、一番考えられるのが、果たして採算が取れるかなんですよ。恐らくこれで基本計画とか実施計画つくられた各委員の先生方は、こういう ことは言われるということは大体想定はできるわけですけども、問題は実施していく中での 採算性ですね。つくったは、利用者がないは、そしていつも開店休業の状態といったことに なりかねないというふうに思っております。

それはさておきまして、そのほかに地域からの要望はあったんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

この建設検討委員会には、地域の代表者の方々、公募の方々も御参画をしていただいております。この建設検討委員会の立ち上げの当初から、このカフェを求める意見は多うございまして、当然ながら、地域の方々、公募の委員の方々からもカフェは設置してほしいという強い要望があったところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

年間の入館者が約2万人というふうなことで、1日当たり63人を見込んでおられるようですけれども、そのくらいは私もどうかなって思いはするんですが、ただ、今、東彼杵町にあります、あの資料館で年間1万人というふうな状況でございます。私もここのところ10カ所ばかりあちこちの資料館的なところをまわりまして、大体1時間ぐらいおって、私だけなんですよ、見学者は。あとほとんど別の方に見当たりません。そんな状況ですから、この目的にあるようなことは、一番やっていかなければならないというふうに思うんですが、やはり考えていかないといけないのは、入館者とそれからもし入館者の増を図るということになるかと思うんですよ。だから、昨日、福田次長が言われた、長崎県には約160あるというふうなことで、恐らく町村合併前の一つの町にも一つずつぐらいは資料館と呼ばれるようなものがあろうかと思っておるわけですけども、これらの施設の入館者とかあるいはカフェ等の分は調べられておりますか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

私もこの担当になりましたから、時間を見つけてそういった施設を訪問させていただいて おります。確かに時期によっては多いときもあれば、議員おっしゃるとおり、大変少ないと きもあるのかなと思っております。そこで、建設検討委員会でもこの話題は上りました。近 隣を調べてみますと、有田町の歴史民俗資料館が年間平均で4,000人、彼杵の歴史民俗資料 館が、私が調べた限りでは平均で8,000人、お隣の九州陶磁文化館は年間で8万9,639人ということで、観光コースに載っているところは比較的多いようでございますが、それに載っていないところは議員お説のとおり、大変寂しいところもあるのかなと思っております。一方で、カフェ等の設置しているところもあります。直営でされるところもあれば、付近に民間の方がされているというところもございますので、それぞれなのかなというふうに思います。確かに来館者については先ほど教育長が言ったとおり、1日当たり六十数名ということで、その中から1割、2割ということで10名前後ということで申し上げたところでございますが、そういった条件もカフェのテナントの事業者の方にはしっかり伝えております。1日10人前後だろうと思うと。テナント事業者の方もそう思うということで、その中で町ができること、テナント事業者の方ができることということを随時話をしてきて、現在、協議を進めているというところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

恐らく旧町立でつくられたというのはこの資料で見る限り、三井楽、これは資料館があるんですけども、道の駅としての恐らく併設だと思います。ですから、旧町立でつくられた資料館といったものにはまずカフェとかレストランとかそれはないものと思っております。大きな市でも、長崎、佐世保、島原ぐらいはあるんですけど、最近できた諫早でもありません。1番市役所の近くのにぎやかな通り、それから大村は県立図書館の中に併設みたいなものかと思っております。だからそういうふうに非常に厳しい状況にあるというふうに思ってください。

次に、安定的な経営を続けるためには、先ほど1日当たり6人から13人というふうなこと でございましたけども、どのくらいの売上げがあったら採算が取れるか、そこら辺は市場調 査的なことはされましたか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

テナントを募集するに当たって、応募された方には、先ほど申したとおり、1日当たりの 来館者、またはカフェに行かれる方の割合等をお伝えをして、そこで企画書を提出をしてい ただいております。コーヒー類と、教育長が答弁したとおり、あらかじめつくられた軽食等 を提供して、なおかつ、焼き物を売って採算をしたいということで、テナント事業者の方で そこはしっかり試算をされて、現時点でおいても行えるということで話が進めているところ でございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

私はあるコーヒーショップでお聞きしたんですけども、そうしたら1日2万円、このくらいは必要だということで、そうしますと、一人単価が1,000円としまして20人、それから500円としまして40人、このくらいの利用者がいるというふうなことで、先ほどのお話からしまして、経営予定の方もその辺は理解をされているというふうなことでございますけれども、非常に難しいかと思っておるわけです。そしてまた、経営者と町、官が一緒になってということになるんですけども、うまく行くときはいいんですよ。しかし、もしもあんまり採算が取れないというときには、この辺りも町でみてくださいとか、まず使用料は減免してくださいとか、それからそのほかにいろんな注文が来ることも考えられるわけですけど、その辺は覚悟はされてますですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

その辺の来館者またはカフェの見込みを含めて話をしております。いずれにしましても、 お金の話でございますので、大変厳しいやり取りがあるというのは御承知おきしていただき たいと思います。そこで町で整備するところ、そしてカフェのテナント方が準備すること、 そこの切り分けということがやはり1番の厳しいところだということになっております。

町の考えとすれば、やはり基盤となるカフェの設備等については町でしっかり整備を行いまして、カフェのテナント事業者については、こういった多くの集客が見込めないところでも採算が取れるよう、そこの切り分け、そして備品の購入等を行っていただくということでその切り分けを進めております。私どもとすれば、教育長が言ったとおり、相乗効果を狙っておりますので、やはりカフェのテナントの方に過度な投資をさせず、なるべく機動性をもって経営を行っていただくというのが私たちの基本方針でございますので、そこを御理解をしていただいた上でテナントに参画をしていただくということで考えているところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

先ほどの教育長答弁にありました、カフェの施設の経費280万円というのは、今回、契約増として出されている経費でございますかね。それとも、今までのそれは入っていない、最初の契約の段階での280万円でしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

既に今回の契約の変更の議案については、お手元に届いているかと思います。カフェの関係については金額を足していただければ、おおむね220万程度かなと思いますが、差額については当初から計上している配管等というふうに理解をしていただいて、総額を合計しまして280万程度を見込んでいるということで教育長からの答弁でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。
- 〇6番(脇坂正孝君)

この280万円は現在、増額の契約をする前の経費ということですかね。

- 〇議長(今井泰照君) 教育次長。
- 〇教育次長(福田博治君)

増額後の金額ということで御理解をお願いできればと思います。

- 〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。
- 〇6番(脇坂正孝君)

そうしますと、最初は60万が入っていたということで、220万ほど加えて280万という理解 でよろしいですね。はい、わかりました。

それで、以前、図面をもらったのがありまして、これが31年1月15日の全員協議会向けの資料なんですよ。それでいきますと、これは図面の撮影月日はありませんけども、ここに該当するところはカフェスペースということになっております、この時点で。ほぼ同じ時期だと思うんですけど、2019年11月28日にこれは上山建設さんが作成されてるんですが、名前が入っているわけですね。これによりますと、このときはこの部屋は休憩室となってるんですね。ですから、この時点でちょっとどちらかはわかりませんけども、どの時点でどう変わったのか、当初設計で入札をされるときの名称はどんな名称になってるんですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

上山さんがつくった資料については私が今、手元に持ち合わせておりませんが、当初から

今のカフェのスペースについては喫茶室ということで、議案等にもその旨で記載をしとったかと思いますので、私どもとすれば、休憩室じゃなくてやはり喫茶室ということで認識をしておるところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

ちょっと飛びまして、今度の契約増に示してあります工事の内訳の中で、飾り柱の撤去というのがあるわけですね。これは柱を撤去しても強度は大丈夫ですか。そしてまた、壁の補 修はどうされるんですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

私も最初は立派な柱が付いているものということで思ったんですが、いざ工事をしてみると、飾りの柱ということで、強度的には全く問題がないという、設計事務所からも回答がありましたので、今回、カフェのテナントの方との協議において、やはり飾り柱は不要だという話もありましたので、今後のことも見据えて、飾り柱は撤去し、壁を補修をするということで今回の請負契約の変更の内容についても、内装工事として所要額を計上させていただいているというところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

後の15日の話になろうかと思いますけども、1,536万円の整備工事の契約変更が提出されているわけでございますけども、その中でカフェ部分が220万ということですね。

あと、ここにもう製氷機とか冷蔵庫とかこういったものまで全てこの予算の中で含まれる ということになるわけですね。テナントさんはこういったものは全くゼロだということで、 そうしますと、あとテナントさんはどのような経費を負担されるということになるわけです か。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

多少繰り返しになるかもしれませんが、今回このように来館者がやはり少ないということ は想定は私どもはしております。その中でカフェのテナントの方が安定的に継続的に経営が できるように、やはり町のほうで据え付けの備品、そして基盤となる部分については整備を させていただこうというふうに思います。若干、言葉として過ぎるかもしれませんが、公設 民営的な考えでカフェを設置をしたいというふうにも考えているところでございます。そこ で、この備品等についてもそういった趣旨にとって、町において整備をするということにな ります。

一方で、カフェのテナントの方については、図面等を見ていただければ、実際、コーヒーをつくる機械とかお湯を卓上で沸かす機械とかあと備品とかジューサーといったもろもろはカフェのテナントの方で準備をしていただくということでお話をしてますので、現在、そういったものを考慮して話を進めているところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

もちろん交流館にカフェという趣旨はよくわかりますんですけども、相乗効果とかそういうものはわかるんですが、やっぱり町としての持ち出しが結構あるわけですよね。そしてまた、これが今回だけで終わればいいんですけども、後々、利用形態、採算によってはどこまで増えていくかというのがわからないところがあるわけです。先ほどの話の中で、テナント業者さんは一応、公募で申し込まれたということですので、その辺はいろいろ頼んでのあれと違うから、話をしやすいところもあろうかとは思うんですけども、町側として過度な負担を避けるべきだというように思います。そこら辺は非常に危惧しているところでございます。後の負担はどんなもんでしょうかね。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

仮に町が整備をせずにテナントの方に御負担を頂くということも選択肢かなというふうに 思いますが、仮にこれでうまくいかなければやはりテナントの方が撤退し、次の方が来ると いうのがほぼ無理だと思います。そういうふうに逆に考えると、ここは町でしっかり整備を し、テナントの方が機動性を持って経営がもてるようにすべきだということで私どもは考え ております。そうすることによって万が一、今の方が経営上無理だとしても、次の方が新た に参入しやすくなるのではないかというふうに思います。またそこでそれ用の備品を準備し てくださいとなったときに、来館者の保証云々とかいう話まで及ぶとなると難しいものでは ないかなと思っておりますので、そういったことで話を進めているということでお願いした いと思います。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

テナントに応募された方の意気はすばらしいものがあろうかというふうに思うわけですけ ども、やはりどうしても問題は採算ですよ、最終的には。だから、町のために、あるいは資 料館のために、交流館のために何かやりましょうというふうなところはあろうかとは思うん ですけども、それもやはりどうしても先立つものがないと先に進まないということも考えら れるわけですね。だから、今の方がもし撤退される場合は次の方がしやすいようにというふ うなことも言われましたけども、そうそう悪かったのにじゃあ私が代わりにしましょうとい うふうなことはあんまり考えられないというふうに思うわけです。よっぽど採算が取れるよ うな条件がそろわん限りは。したがいまして、やはり開館当初からそういった施設を設ける というふうなことは、私はちょっと疑問を持っております。特にまだまだ新型コロナウイル スの影響も来年の春は考えられます。引き続き、場合によっては入館の制限とかそれからカ フェ等の利用はほとんどないというふうな、そういった影響も出るわけですよ。それから開 館する場合はいろんな問題が生じます。御存じのとおりでしょうけど、いろいろな業務があ ったり、予見し難い、予見できていないトラブルも発生します。だからこういったところか ら、まずは資料の充実といいますか、それから展示の充実、そして入館者の適切な案内、こ ういったことに努めていただきまして、施設本体の運営にまずは力を注ぐべきだとそのよう に思うわけです。そこのところはどんなもんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

数字的にはおっしゃるとおり採算はかなり厳しいものではないかなというふうに思います。 それを踏まえた上で、カフェのテナントの方は、ここで自分は生計を立てようとは考えてないと。やはりそこでできることをやっていきたいということでお言葉も頂いているところでございます。

カフェの設置については、教育長が申したとおり、やはり建設検討委員の皆さんの思い、 または展示部門との相乗効果、情報発信、そしてカフェの方と来館者の方がカフェで憩って 話をして、情報交換をして、そして波佐見を理解をしていただいて、それをもとに情報発信 をしていただくといういい意味でのサイクルを行っていきたいと考えておりますので、私ど もとすれば大変、新型コロナという危惧もあるわけでございますが、現時点ではしっかりカ フェを整備し、テナント事業者の方が安心して経営に研究できるよう条件整備をしっかり行 わせていただきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

開館しましてしばらく時間をおいて、入館者の状況とかあるいはカフェに対するお客様の 声、要望といったものを聞きながら、カフェの必要性とか採算性といったものを十分研究し て、そして判断されるということも一つの方法ではないかと、そのように思っておりますけ ども、当面は、当初はあそこまだ転用が可能かと思いますので、自動販売機を置いて、そし てテーブル、椅子で喫茶の場とその程度のものに抑えられたほうがよろしいかと思いますけ ども、再度ですがその辺はいかがですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

やはり施設をつくって、オープニングの勢いというのは大切かと私は思います。当初から、そういったところに自販機を置くとなれば、施設全体のイメージもどうかというふうに私は思います。やはり交流の場として、にぎわいの場として私どもも町の活性化に寄与したいと考えております。その意気込みにテナントの方も呼応していただいて応募をしていただいておりますので、私たちもそこをしっかり受け止めてカフェを整備し、そしてこの交流館が交流の拠点となるよう、人の温かみが感じられるような施設にしたいと思いますので、ぜひ御理解の上、カフェを設置させていただきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

続きまして、新型コロナウイルスの本町への影響と対策のほうにまいりたいと思います。 特別定額給付金は非常にスムーズに支給されているというふうなことで安心しているわけ でございますけども、最終的に100人程度残っとられるというふうなことですが、この中で 今から申しますような例は本町では少ないものと思っておりますけども、お尋ねを致します。 まず、郵便の配達不能です。戻されてきたもの、こういったものがどのくらいありました でしょうか。

それから、郵便は配達され、これはなかなか難しいでしょうけど、長期不在等で開封されてない場合、それから住民票が町内にあっても、実際には居住がない人がどのくらいおられ

るか、それから、家族間の問題等で別居中の方から、これはよくよくテレビでも放送があってたかと思いますけども、そういったところからの相談、こういうふうなことで、プライバシーに関わるところもあろうかと思いますけれども、事例とか申出等がありましたらお知らせください。

〇議長(今井泰照君) 住民福祉課長。

〇住民福祉課長(中村和彦君)

質問が複数にまたがるようですので、前後する回答になるかもわかりませんけども、まず申請用紙につきましては、宛先不明で戻された郵便物というのは8通ほどございました。それにつきましては、国民健康保険、介護保険、あるいは税の関係における納付書の発送先の確認を行い、全て発送済みとなっている状況であります。いわゆる町のほうで留め置きをしているという状態はございませんので、対象者へは全て行き届いているものと判断しております。

あと、郵便物がそのまま個人宅に郵便受けに入っている状況なのかどうかというところは、 あくまでも個人の所有物という形になりますので、そこの把握はしておりません。何名程度 いらっしゃるかとかいうところまでも確認が取れる状況ではないと判断しております。

あと、町内での居住がないとかっていう方についても、基本的に住民基本台帳への登録者 という形になりますので、その実態というところもなかなか判断するところは難しいかと思 っております。あくまでも住民基本台帳に登録されている方という形での手続を踏んでいる 状況でございます。

あと、配偶者からの暴力等によって避難されている方の場合については、住民票をそのまま波佐見町に置いたまま、よその市町村に避難されている方につきましては、特段の手続を踏めば実際の居住地でいただけるような形にはなっているわけですけども、家庭内の問題で、いわゆる家庭内別居とか言われるケースであるというのもあるかとは思いますけれども、そういった御相談というのはなかったというのが現実であります。特にもしあったにしても、配偶者からの暴力を受けて避難しているという避難の事実がないということであれば、それはあくまでも家庭内の問題になりますので、こちらのほうではもし相談があった場合については、家庭内での問題という形で流すぐらいになったのかなと思いますけども、その先については、人権相談とかあるいは心配事相談とかという形で結び付けるという方法は考えなければならないかなとは思っております。

あとは何かありますかね。よろしいでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

いろいろ課題はあろうかとは思っておりますけども、どうしても無理なケースもひょっと したら出てくるかもしれませんが、これが全国民を対象とした給付金でありますので、 100%を目指して、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、いろいろ手を講じて100%支給 を実現してほしいというふうに思っております。

次の新型コロナウイルス感染症の緊急経営支援金の申請状況についてですけれども、これ は先ほど同僚議員の質疑がありましたので、ほぼ重複しておりましたので、省きます。

それから、3番目の緊急雇用対策事業の計画のほうでございますが、現在のところはない ということで、ただ2名のところを3名採用されたということですね。

昨日の全国紙にも載っとったんですが、コロナの失職2万933人、今月の6月5日時点で半月で倍増というふうなことで、ここ半月で雇用情勢が急激に悪化していると。そして、これも各地の労働局が把握できた人数にとどまるため、実際に解雇やら雇い止めにあっている人はさらに多いとみられるというふうな記事でございますけども、非常に、今、顕在化されているかどうかわかりませんけども、今後の雇用状況を心配するわけですが、この離職者については雇用や住居、そして特に雇用というのは一番基本的なことになるわけです、住居や食事とともにですね。それで、本町への本人の雇用やそれから住居の確保は生活再建に向けて重要でありますし、また本町にとりましても、定住の観点から非常に重要なことと思っております。いろいろまだ求人倍率は1.0倍程度はありますけども、やはり本町におられる方が本町で働いてもらうというふうなためには、ある程度の雇用が必要ではないかと思っております。農林課以外で今後の募集計画はいかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長 (村川浩記君)

先ほどの町長の答弁のほうにもありましたとおり、そういったコロナに関する失職者を雇用してできるような仕事がないか、これは各課のほうに問合わせて確認をしたところなんですけれども、農林課のほうからその3名の雇用はほぼ決定してますけれども、それ以外には今のところ、失職者を雇用してまでやれる業務が見つからないということで、現時点においては募集をするとか雇用をするというような計画はありません。先ほど申し上げましたとお

り、この後、ひょっとすれば新たな業務が出てきたりとか、そういったことが出てくれば再 度募集をかけて雇用をするということは当然できるかとは思いますので、柔軟な形で対応を 取っていくという方向を持っております。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

ぜひそういうふうな方針でなるべく離職された方を優先してでも採用するというふうな雇用の形態をとっていただければと思います。

それから、消費拡大の一環としてのプレミアム付き商品券の発行でございますけども、先ほどの町長答弁で、ベストな方法を検討して、しかるべき時には実施しますというふうな答弁を頂いているわけですが、県内でも多くの市町でそれが予算化され、実施されつつあります。東彼3町でも川棚町がプレミアム付きの商品券、それから東彼杵町がクーポン券というふうなことで決定されているようでございますので、近々、その辺は具体的にされるんじゃなかろうかと思っておりますけども、先ほど今月末ぐらいからそのことを検討されるということだったですかね。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

当然、このようなプレミアム付き商品券についての構想というのは常に頭の中にはあるわけでありまして、いつでも準備できるような体制でありますので、あと最後は関係各課といろいろ調整しながら6月末ぐらいまでにはこっちの内部の協議を進めていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

どのような形のプレミアムなりクーポンなりを考えておられますか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

いろんな考え方があるというふうに思っております。特に波佐見町の社会経済状態、消費の状態、そういうことで単一に一律にやった場合には偏ってくるんじゃないかなと、特定のところに。この件は、地域、地元の商店、小売業者の事業の活性化ともう一つは住民皆様の利便性、使いやすいと、この両方をかなえて、そこまでやっとるところはまだ今のところは

あんまりないんじゃないかなというふうに思っております。それをどういうふうな形でということは秘策の秘で十分今、大所高所から検討してほぼ煮詰まってくるんですけども、最終的な管理職会議で全部煮詰めて、そして7月の半ばぐらいには交付できるかな、二十日ぐらいには。そういう目標、予定をもって取り組んでいきたいというふうに思っております。最終的な金額、総額にしてもその時点で決定をしていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

今、町長の答弁にありましたとおり、地元の活性化ですから、したがいまして、私もいろいる方法はあろうかとは思うんですけども、大型店舗だけじゃなくて、大きな店とか事業者だけやなくて、町内の小事業者と言えば申しわけないですけども、そういったところも十分行き着くような組み合わせをぜひ講じてもらいたいというふうに私も思っているわけですが、その辺については再度お願いします。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

それこそ、それが一番のかなめじゃないかなというふうに思っております。言うように、 地元の小売商店の皆さん方の経済の活性化とそしてやっぱりプレミアムを頂いた住民の皆さ ん方の使い勝手の良さ、そこら辺りを十分頭の中に入れながら、最終的な詰めをしていきた いというふうに思っております。

○議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

それを聞いて安心を致しましたんですけども、ぜひこの商品券等、これが実効を上げて、 そして波佐見の経済も1日も早く回復ができるようなことを祈りまして、私の質問を終わり ます。

〇議長(今井泰照君)

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後1時58分 休憩午後2時10分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

〇4番(三石 孝君)

皆さんこんにちは。通告に従いまして、壇上からの質問を致します。

- 1、新型コロナウイルス感染症の拡大・緊急事態宣言による行動自粛で経済の落ち込みは計り知れない。国、県、市町はそれぞれに経営支援の給付金また貸付制度を充実している状況でございます。そこで次のことをお尋ねします。
- 一つ、波佐見町新型コロナウイルス感染緊急経営支援給付金制度について、受付者の数と 給付決定者の数はどうなっていますか。
 - 2としまして、町税等の納付の猶予の特例について、申請は何件ございましたか。
- 3、波佐見町中小企業・小規模企業経営安定利子補給補助金制度について、利用者は何件でしたか。
- 4、国の持続化給付金について、オンライン申請となっているが、手続支援はどうなっていますか。
- 5、新型コロナウイルス感染症の第2波は今秋にも襲来すると言われていますが、災害等が発生した場合の対応はどうですか。また、第2、第3弾の支援策をどうお考えですか。 以上、壇上にての質問といたします。
- 〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長(一瀬政太君)

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大・緊急事態宣言による行動自粛で経済の落ち込みは計り知れない。国、県、市町はそれぞれに経営支援の給付金・貸付制度を充実している。そこで、波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度について、受付者数、給付決定者数はどうかという御質問ですが、福田議員、脇坂議員にも答弁しましたが、受け付けについては連休明けの5月7日から開始し、給付については最初の振り込みが5月15日とスピード感をもって対応しているところです。なお、6月9日現在の受け付け件数は492件で、これまでの交付決定済額は459件の9,180万円となっています。

次に、町税等の納付猶予の特例について申請は何件かという御質問ですが、町税等の納付

猶予につきましては、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響から、納付猶予に係る申請が増えるのではないかと考えておりましたが、現時点での申請件数につきましては、固定資産税において3件、住民税はゼロ件であります。また、そのほか、国民健康保険料、介護保険料、町営住宅使用料については納付猶予の申請は出ておらず、水道料においても1件という状況であります。

次に、波佐見町中小企業・小規模企業経営安定利子補給補助金制度について、利用者は何件かという御質問ですが、議員御存じのとおり、本町が今回創設しました、新型コロナウイルス感染症に伴う波佐見町中小・小規模企業経営安定利子補給補助制度については、直近、1カ月の売上高が前年同月比5%以上減少しているとともに、その後の2カ月を含む3カ月間の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれるなど、一定の条件に該当する事業者に対して、金融機関へ支払った3年間分の利子と保証料を合わせて50万円を限度に補助する制度です。初年度については、令和2年12月までの利息と保証料が対象ですが、借入事業者が金融機関へ利息等を支払うのはこれからですので、現段階で交付申請はできるものの、実際に補助金を決定、交付するのは年明けからとなります。

議員お尋ねの利用者としてわかっているものは、現在、交付申請をされている2件のみと なっています。

なお、セーフティネットの申請を行われた事業者は2月からカウントすると、6月4日現 在、74件となっています。

次に、国の持続化補助金について、オンライン申請となっているが、手続支援はどうなっているかという御質問ですが、国の持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業者全般に広く使える給付金として経済産業省が制度化した給付金です。しかしながら、現状、オンラインによる申請しかできず、特に小規模やオンラインが不得意な事業者にとっては申請のハードルが高い状況と言わざるを得ません。そこで、国は相談用のコールセンターや各県各地へ相談窓口を設置し、長崎県内においては、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、島原市、平戸市、松浦市、五島市に窓口があります。近隣では、佐賀県の武雄市や有田町にも設置されており、波佐見町の事業者でも利用できるようです。また、東彼商工会でも極力、相談者にはアドバイスされており、本町においても、町独自の給付金申請の際には、国の持続化給付金についても案内や申請方法の説明を行っており、今後も商工会と連携

を取り、相談者に対し、丁寧な説明・案内に心がけたいと思います。

次に、(5)新型コロナウイルス感染症の第2波は今秋にも来襲すると言われているが、被害等が発生した場合の対策はどうか、また、第2、第3弾の支援策はどうかという御質問ですが、先ほど答弁させていただいた福田議員と同じ答弁になるとは思いますが、新型コロナウイルス対策として、ソーシャルディスタンスを保った上で、飛沫感染をいかに防ぐかということが今年の避難者にも求められると思われます。避難所に必要とされる仕切りパーテーションや消毒剤などの物資についても確保を図ってまいりたいと思います。大規模な災害による避難となった場合は、収容者数の面で避難所の確保が問題となってくると思われますが、連合班が所有されている集会所等の活用など、関係自治会と検討してまいります。

また、第2、第3弾の支援策につきましては、今後とも役場―丸となって取り組み、さらなる対策を講じていくこととしております。

報道にもありますとおり、昨日、国において2次補正予算案が衆議院を通過し、地方創生 臨時交付金の大幅な増額が見込まれておりますので、まずもって波佐見町から感染者を出さ ないための予防策として、保育施設等へのマスクや消毒液等の配布を再度実施する予定です。 また、経済活動の回復のための支援策については、国や県においても同様に検討されている ことから、重複がないよう、補うべきところは補い、事業者の皆さんの御意見や過去の支援 策を参考にしながら、最大限の効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

まず最初に、波佐見町の新型コロナウイルス感染症経営支援給付金制度についてなんですけども、これは波佐見町内に事業所として法人で436、個人で336、合計772の事業所を対象に一律20万の給付金を支給するという内容でございますが、予算的にはまだ申告もされていない事業所もあるということで、800件分の1億6,000万を計上し、予算も臨時の議会で通っておる状況でございます。今回の給付金制度は幅広い事業者を対象にしたすばらしい制度であるということについては、町内各所でも評価を頂いておるところでございますが、しかし良い制度も使われて、利用されてのことでございまして、この異常事態に欲しい給付をもらいたいという人にお届けできない、給付を受けられないということであったら、この制度も元も子もない。早く言えば、異常事態でありながら、いい制度をつくっておきながら、対象者の申請に応えられないか、出し渋りをしてしまうということはあってはならんというふう

に考えております。

そこで、この制度のそもそもの目的について一つ押さえていきたいと思いますが、その目的はどういう目的でこの制度が成立されてますか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

もちろんこの目的については、この新型コロナウイルス感染症の拡大によって事業収入が 大きく落ち込んだ皆さんに、今を生き抜く、今を耐え忍ぶ給付金であるということを目的に 法人も個人も関係なく一律20万ということで、経営支援と言いながら、見舞金的性質も持ち 合わせた制度というふうに認識をしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

事業収入が落ち込んだ人、耐え忍ぶための給付金、見舞金というふうなワードが出てきましたけども、でも中には給付を求めている事業者には全て行きわたらないと意味がないというふうに思います。そういう意味からすれば、事業所は売上げてなんぼですよ。売上げがあってなんぼの世界で、売上げが発生しなければ生活もできませんし、税金も払えない。だから、今回の給付金は売上げが減少したという事態に対する給付金補助であるという捉え方をしてるんですが、その点は同じ見解でいらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長 (澤田健一君)

そのように思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

それで、受付数と給付決定者の数、同僚議員との答弁とも一緒でございますけども、この 6月9日現在で492件で受け付けをしまして、決定が459件、9,180万、この受け付け件数と 決定件数の違いはどういう状況でこの数字の違いは出てますか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

まず、受け付けをしまして、当然、審査をしながら受け付けをします。そして、支出をするための事務手続がございます。一番最初の件数を言いますと、5月7、8に受け付けた97

件を5月11日に確定をしまして、5月15日に支払いをしております。そして、次が5月11、12に受け付けたのを5月13日に確定をして5月19日に支払いというふうに週を2回に分けて、木金、月火水というふうに申請を分けて、そこまでにした分を交付決定をして支払うということにしてますので、この差が出ているのは、まだ受け付けをして、事務手続をしている途中の分が数件あるというような状況ということで御理解をお願いいたします。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

ということは、492から459を引くと33件ですか。33件が木金の間のスパンの中に入っているという理解でよろしいですか。

- 〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長 (澤田健一君)

33件が6月8、9に受け付けた分で、6月10日昨日確定をしております。それで6月16日に支払い予定ということですので、そのようなタイムラグが出たという状況です。

- 〇議長(今井泰照君) 三石議員。
- 〇4番(三石 孝君)

はい、よくわかりました。

それで、審査をしながら受け付けをされているというふうに今、御回答されましたけど、 受け付けというのはこのコロナウイルスの給付金の申請を出された方がそこの受付申請場所 に行かれて、書類をお持ちになった。その段階で決められている書類が整った。その整った 段階を受け付けとして理解されてるんですか。書類が足りなかった、また、ここに書いてあ る原則、町税等の全てを完納していなかった、こういう人たちの分のカウントはこの受け付 け数に入っていますか、入っていませんか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

結論から言えば、入っておりまして、決定的な書類の不備は当然、受け付けはできません。 ただ、軽微な書類の不備、こっちが調査できるような範囲内の不備等については、極力、も う1回来てもらうことがないように対応しているところですけれども、基本的に、決定的に これがないと受け付けができないという分については取りに行っていただくということはあ ります。その分は受け付けは先延ばしになるっていうのはありますけども、滞納者関係につ いても、税務課と協議をしていただいて、照会をして、その日のうちにオッケーが出れば、 もういらっしゃるうちにそういう協議をしてもらうこともあります。そしてそういうときは 全てそれは受け付けとしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

いえ、私が言っているのは、受け付けに来られるじゃないですか、申請に。それで税務の 関係で問題があった人に関しては今、おっしゃいましたよね、税務課のほうに行ってもらう と。その中でオッケーが出んやったら受け付けに入らんのでしょう。そういうことじゃない んですか。オッケーが出た分だけは受け付けしますということを今おっしゃったのに。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

失礼しました。受け付けと言いますか、オッケーが出なければ当然、受け付けはできないですね。ただ、すぐスピード感を持って税務課にも対応してもらってますので、そのいらっしゃるうちにその結論が出る場合もございます。そういうときはしっかりと受け付けをさせていただいているということでございます。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

ということは、全ての条件がそろったものについては受け付けという形で、その33件については決定通知で入金というか、送金するという形の段取りのできている人が33名いらっしゃるという理解で進みたいと思いますけれども、結局のところ、税務課のほうの納税状況を判断しないと受け付けが完了してないということでございますので、そういう人たちってどれぐらいいらっしゃいますか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

今、税務課のほうで判断をして保留になっている案件は今、ないです。それで、税務課が 未納者の方でオッケーを出した案件は数件あっております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

手続の流れを整理したいんですけど、例えば申請に来られました、申請の受付でほかの書

類はそろっとるけど、税務の納付状況が該当しない部分があるので、税務課にその申請者は、 皆さん方受け付けをした後これは問題があるなと、税務課で確認してもらいたいなというと きには、その申請に来られた人が直接、税務課に行かれるんですか。税務課を案内されてる んですか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

それはケースバイケースでございまして、受け付けの段階で即時、税務課に照会を致します。致している中で、しっかり分納誓約を結ばれて、納付の計画性があって、そういう方については税務課もすぐ状況を判断していただいて、オッケーと言われる分についてはわざわざ税務課まで行く必要はないかと思っております。ただ、もう少しお話合いをしないといけないというような案件については、税務課のほうに行っていただいているという状況でございます。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

ということは、滞納等の関係がある人については、税務課がキーを握っとるという状況で すか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

我々商工観光課には滞納者に対する納税執行書とかいう権限はございませんので、税務課に判断をお願いしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

結局そうじゃないですか。税務課のほうが判断をするわけですから。回答によって、その人を受け付け完了と扱うのか保留と扱うのか、そういう形になると思います。でもこれは議論しても多分、自分の持ち場の話をされるので、先に進まないと思うんですが。

結局、そのほかに申請時に確認書類として大体、申請は要綱を含めて三つほどネットから 問合せはできますが、これが要綱ですよね。これ、要綱の3番目に原則、町民税等全てを完 納している者でないと交付が受けられないんです。こういうのがございます。そして、申請 書には、これが表の申請書なんですけど、これは口座を書いたりとかする部分の書類です、 表文書です。これが比較表です。20%減額を確認しなくちゃいけないということで比較表をこうやってつくられて、記入して持って来てくださいと。この中に書いてあるとですけど、確定申告書によって確認をさせていただきますよということ。確定申告書によって確定しますという中身は、多分、去年2019年に事業をやってましたかということと、ここの去年1年間の売上げとやってましたかっていう確認です。しかし、その一方で、収支内訳書を付けてくれというふうに、受付に行ったら係の人から言われたと。これは事実ですか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

収支内訳書と青色申告の場合、決算書で、決算書を見れば、月ごとの収入の金額が書いてありますので、決算書はあればいただきたいと思っています。収支内訳書を見ても、白色申告の場合は事業の月ごとはわかりませんので、必ずしも必要じゃないですけども、持っていらっしゃればコピーをさせていただきたい、申告をしっかりされているというのを確認のためにいただきたいというふうに。それがないとできないという感じではないかと思います。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

それが徹底されてないんですよ。だから収支内訳書を書いて来てくれって2度、3度家に帰られて受け付けに来られる方がいらっしゃるわけですよ。収支内訳書で今、課長おっしゃったように、月の売上げわかりませんよ。だって、確定申告をしていること自体が去年1年間事業をしているから申告するんでしょう。何で確定申告書の写しをここに持って来て確認しますからって、ここの確認と事業をやっとったという確認のためやなかですか。収支内訳書まで必要なんですかね。結構言われましたよ。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

場合によっては収支内訳書が必要なケースもあります。というのは、確定申告の営業の収入欄に記載がない申告の方法を取られている方もいらっしゃいます。そういう場合は、どこで収入を確認するんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

私は収入の確認をって言ってないじゃないですか。あんまり興奮されないでください。前

年度の収入は、だってあるから申告するわけでしょう。違いますか。そうですか。その確認でいいじゃないですか、実際。この比較のために二つ書いてあるわけですから、前年度の何月分と今年度の何月分は同じですね、同じ月の部分を確認する資料として出せばいいわけでしょう。この収支内訳書を出せっていうのはないですよ。川棚も彼杵も。ここだけですよ。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

やっぱり、前年、営業を申告されている中で、そこに年税額を書く欄を私たち設けている わけです。設けている中で、年税額を確認ができなければ、年税額の確認ができる資料を求 めているということであって、それ以上でもそれ以下でもございません。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

大体、調査と言うか、申請に当たっての受け付けのマニュアルを含めて、徹底していない部分が町民の人たちに御迷惑をかけてるというのは、現実的にもう発生していますから、対応をきっちりしていただきたい。一方では今、課長が答弁しましたように、多くの事業者に給付をしたいということで、柔軟な対応をされているのも承知しております。そういうことでは頑張っていただいておるんですけども、そもそもこの要綱に書かれてある3番目の町税等の全てを完納しているという条件がどうも理解できません。なぜかと言いますと、各課いろんな形で今回のコロナウイルスに関して事業的な部門で免税等を措置として予算計上をされているところもございますが、どうですか、介護保険とか例の国民健康保険、保険の滞納者には減免措置をしますか、しませんか、簡単でいいですけど。

〇議長(今井泰照君) 長寿支援課長。

〇長寿支援課長(本山征一郎君)

今回の制度において、減免の分におきましては、滞納者の部分については昨日説明しましたとおり、そこの分は問わないということにしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

水道料の減免3カ月の猶予されますが、水道料の滞納のある人には減免措置はやらないんですか。

〇議長(今井泰照君) 水道課長。

〇水道課長(前田博司君)

水道の件に関しても、滞納等については考慮しません。全て減免とします。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

同じく農林課の今回の農業支援のほうの予算が上がっていますが、そういう人たちの分についても、滞納調査をやって、その人たちには給付金を出さないという措置をとられますか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

次の農林課関係の支援金の件につきましては、滞納の条件は付けております。――聴取不能――のやっている給付金と同じような形をとっております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

子育ての児童手当についても質問をさせてもらいましたけれども、対応等については一切 関係ないと、休職し、兄弟等に支給に関してもないということでございます。義援金だから 滞納に関してこの文言を一つ入れてらっしゃると、義援金の給付だからそういうことをやっ てるんですよということですか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

この滞納者の要件については、うちだけじゃなくて川棚も東彼杵町もほかの佐世保とかほかの県内の各市町も条件を付けられております。それで、原資は税金でございまして、99%の苦しくてもしっかり払っていらっしゃる方もいらっしゃいます。もちろん好きで払っていないわけじゃないと思っております。非常に苦しい中で滞納されている方もいらっしゃると思いますけども、そういう中でもしっかり払っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そうやっていらっしゃる方への気持ちもそうやって考えないといけないんじゃないかと思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

わかりますよ。目的何とおっしゃいましたか。見舞金でしょう。違いますか。同じ税金ですよ。水道料が3カ月分免除しますって。一般会計からこれすっとでしょう。同じ税金です

よ。どこが違うんですか。みんな税金でしょう。最初言ったじゃないですか。売上げがあるっていうことは生活ができるはず、納税もできるはず。その売上げがなくなってしまっている状態を町長自らもおわかりになってるんですよ。だから772件プラスアルファまだ申告していない人の分まで含めて予算を計上したわけでしょうもん。ほとんどの人に給付すっとは当たり前じゃなかですか。いろんな事情があって納税できない人もいますよ。給付を頂いて、納税の機会も作れるかもしれないじゃないですか。それも考えて、本来ならば、完納しているという条件を取っ払ってもらいたいというふうに思いますが、どうですか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

売上げ減少と言いますか、見舞金的性質もあるっていうことであるので、本来なら原則、 滞納者には支給はできないというところを、例えば誠意をもって分納されている方について は、支給を柔軟にする意識ができるようにというところをしているというのが見舞金的な性 質があるからというふうに私たちは理解して、そういうふうに判断しています。どっかでや っぱり一定の条件というのは付けないといけませんので、そこはこの条件を付けたというこ とが間違っていたというふうには決して思っていません。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

今日に至るまで滞納が発生してしまったという滞納者であっても、頭から滞納されているわけじゃないんですよね。今回、こういうコロナという災難があって、当然給付を受けれるじゃないかというふうに思ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃるにも関わらず、この文言一つでやっぱり私は給付受けられないんじゃないかということをおっしゃる方も何人もいらっしゃる。私はこの制度を多くの人に使ってもらうために300軒以上事業所を回りましたよ。私はここでという方もいらっしゃいました。いや、とにかく行って相談してくださいと私は御案内してまわりました。ある方は、20万円の給付を受けるために借金をして今までの滞納分を納めた方もいらっしゃいます。いろんな形で、生活も人間の生き方もいろんな形でやられているのが、町民なんです、みんな。ずっときっちり滞納なく納めて来られた人が突如いろんな形で滞納せざるを得ん、そういう事態もあるわけですよ。そしてなおかつ、全部準備してあるじゃないですか、1億6,000万。そういうことを考えられませんかね、税務課長。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

確かに今回の20万給付金につきましては、滞納がないことという条件が付いております。 ほかの近隣市町の状況もそうでありますし、これはほかの補助金についてもそういった条件 が付いているということもありますので、一概にこれが間違いであったというふうには思い ませんけれども、議員おっしゃるとおり、今回のコロナの影響で滞納がある人もない人もや っぱり一応、一律に疲弊されている状況はあるということは考えておりますので、確かに税 金等を完納していなければならないというような条件があるようでございますけれども、こ ちらに調査で回って来て、本人さんとお話をさせていただいて、最近の状況で履行されてい ない状況が見受けられても、その20万を元手に一月でもお支払いいただくというようなお約 束ができれば、納税履行中ということで回答差し上げておりますので、こちらとしては柔軟 に対応させていただいているという状況です。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

いろんな形で建前論は確かにおっしゃるのは承知します。しかし現状として、各事業所を 回ると、来月の支払いがって、そういう状態もあちこちに見受けられる状態があるわけです ね。そこら辺も考慮しながら、今、1億円に達するか達しない状況ではございますが、大い に柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、持続化給付金についてなんですけども、この件につきましては、町長の答弁によりますと、商工会がこれまでは御案内、説明含めて、そういうものに積極的ではございませんでした。全国商工会連合会のほうから指示があって、結局、この持続化給付金については今、国会でもいろんな問題が出てますが、そういうことが噴出した中でなかなか進まないということで、政府のほうから全国商工会のほうに相談があって動き出したと。ほんのちょっと前から動き出しているだけで、なかなかこれがスムーズに回っていないのが現状でございます。町長も御答弁でありましたように、サポートセンターがございます。近くは佐世保で、ましてやここ佐賀県と隣になるんで、有田町にもあります。村木のほうからまっすぐ行って、バイパスの信号のすぐ右で、一番近うございます。そういうところもいいと思います。ところが、先ほども言いましたように、高齢の生地屋さん、型屋さん、家族でしよらすところ含めて、プラスアルファ、すなわち町長のほうもおっしゃっていますけど、国、県に先行して町

がどんどんどんどん財政出動をするということじゃなくて、国と動向を見ながらやっていくという中においては、この持続化給付金というのは事業者にとってはとても有効な制度だと思うわけです。多分、個人事業主で要件に該当した場合は100万、法人で200万、そういう部分を実行していただくことは波佐見町の事業者にとってもとても有利なことなんです。だからそういう意味から、このサポート支援制度を充実してあげることは、波佐見町の事業者を元気にすることに直結します。そういう意味で、商工会だ何だかんだって言わずに、どうでしょうか、町のほうでも支援制度を確立したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

議員おっしゃるとおり、商工会連合会のほうから各商工会にいろいろ文書が5月に行っとりまして、商工会の会員じゃなくても全ての方にサポートをするようにということで、通達というか文書のお願いが行っております。私たちもなるべくそういう今、議員がおっしゃったように、波佐見の事業者の50%減少されている方がもれなく申請をしていただいて、金額が大きいですので、それを乗り切るための糧にしていただきたいというのは非常に思っております。それで、商工会とも今話をしておりまして、なるべく相談体制に乗りますけども、まず近くにはそういったサポートセンターもあって、予約状況を私も見ました。そしたらがら空きなんですよね。ですから、電話をしていただいて、有田近いですので、行っていただきたいんですよね。まず、それに該当するかしないかも含めて相談されていいと思うんですよね。

それとまた、私たちが最後のお客様のスマホをとって送信ボタンまで押したら、ちょっと 違法行為になりますので、行政書士さんだったら大丈夫ということも、顧問税理士か行政書 士、そういう方に相談するのも手ですけども、まずそういったサポートセンターがあります ので、まずそこを利用していただきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

わかりますが、基本的に困っておられる方が1番安心して来れるところは役場です。1番安心して。そのサポートセンターが有田にありますけど、がら空きですけど、なかなかそこまで行こうという気持ちがない。その手前の写真であったり、資料であったり、データそういう部分をそろえてあげることとか、そういうのの手引きを説明してあげるところの窓口を

つくってあげるだけで、これを持って行けばよかとなって、こういう感覚で動きやすくなりますので、やっぱりそこが高いんです、ハードルが。事業者の人たちって。そこを低くしてあげる手助けをしてもらいたい。そのためには今、おっしゃって、受け付けをされるときには何でも聞いてくださいということをおっしゃってましたけども、商工会であっても、商工会内外を含め、会員以外でもやりまっせって言ったところで、全然それは広まってませんし、工業組合であったり、商業組合であったり、生地組合であったりいろんな組合を通じて、そういう手続のお手伝いをしてくださいと言ったところが、そういう会員以外の人たちが気軽に御相談、はよ言えば、期間内しかできませんから、その間にしっかり波佐見町の事業所の人たちが持続化給付金を頂戴されて、町長がいつもおっしゃる反転攻勢のときに備えて、そういうのを生かしてほしい。まさに町じゃなくて国が大きな制度を提供しているんですから、それを使うための手助けをしてくださいという意味でございますので、そういう団体とかも含めてそういう制度整備をやってくれませんか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

関係の各組合にもなるべくそういう指導と言いますか、相談に乗っていただくようなお願いを再度改めてやりたいと思ってますし、私たち商工観光課でも、今、既にそういう相談をやってますので、そこを専用デスクを設けてという感じではやってませんけど、来ていただければどういう書類がいるとかそういうのもちゃんと説明いたしますので、ぜひわからないことがあれば電話でもいいです、来ていただければ。この場を借りてPRをさせていただきます。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

今の話を僕らじゃなくて、町民にやってください。ガンガン。絶対元気になりますって、 波佐見町の事業者が。お願いします。

では、次の町税等の納付事業についてですけど、申請件数が少のうございますが、少ない原因というのはどういうふうにお考えですか。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

この徴収料の件数につきましては、先ほどの町長の答弁の中で、固定資産税で3件という

ふうなことで答弁をさせていただきました。ほかの税目については猶予はやってないと、水 道課で1件のみということで、少ない状況にあります。私たちも以前はコロナの影響で猶予 の件数が増えるんじゃないかというふうに思っておりましたけれども、蓋を開けてみると件 数自体が少なかったということで、まだ影響が出てくるのはこれからかなというふうな感じ はしております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

災害等に関して、納付の猶予じゃなくて、例の減免措置を講じる条文がございましたよね。 そういうことも含めて、今後、町税等の納付に関するコロナウイルス関係の支援策としたら、 納付の猶予じゃなくて、納付の減免措置に関する内容を町民にお知らせをしていくよう努力 していただけないでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

税金の課税標準の減免措置につきましては、今度、最終議会に条例を上げております中に、 町税等の減免の条例改正を入れておりますので、この後、広報等で十分お知らせをしていき たいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

次に行きますけども、これが第1波として、第2波が今年の秋でも冬でもというふうな状況で全国的なニュースとして流れておりますが、第2波に備える間に九州地区は豪雨の時期を迎えます。それに対して、災害関連においては残念なことながら、前回の災害のときに避難された方のマスクはどのぐらいありますかといったら500枚。500枚ですかというふうな話でございました。今回、こういう形でコロナになると間仕切りをせんばいかん、コロナっていうのは地べたに寝るわけにいかないから、紙ベッドがどうだこうだという情報もありますが、そういうことも踏まえて、準備方のほうはどうですか、進んでますか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

今、準備をしております。床にそのまま座るというわけじゃなくて、毛布を引いてという 形で思っておりますけども、毛布の購入も今、追加発注をしているという状況でございます。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

あのですね、もう梅雨入りますよ。7月にしか豪雨が来んということはなかとですよ。8 月にしか豪雨が来んということはなかとですよ。えらいゆっくりしとらすねと思いましたよ。 先ほど同僚議員の質問に対して、見積りを取っておりますって。どういうことですか。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

今、見積りを取ってると言ったのは、そういった間仕切りについて地元の業者さんに見積りを取ってる段階でございます。あと、毛布等につきましては、今、発注している状況でございますけども、ちょっと遅いと言われる方は言われるかもしれませんけども、なるべく早く整備したいということで今、そういった手続中でございます。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

そもそも波佐見町における災害対策についてはいろんな形で提案とか要綱とかああいうのをつくるのは早いで、実際、準備をしているのは後手を踏んでいるという状況が見られます。そこでもう雨期に入ってきますので、万全の態勢で早急に準備していただいて、数も500、600じゃ話になりませんよ。だからそういうことをしっかりやっていくことが防災でしょうから。備えあれば憂いなしで、しっかりした準備を進めてもらいたいというふうに思います。次に、第2、第3の支援策ということで、これが地場産業を抱えているところで本当に難しい問題ということは町長も常々おっしゃっております。窯業関係のみならず、観光関係、また一般町民、消費の政策と先ほど同僚議員の中の回答もございましたけど、いろんな形で行政のほうが仕掛けをしていかなくちゃならないという事態にも陥っているのは事実でございます。

いろんな関係ございますが、まずは町民向けですね。以前、全協の場で副町長が特定給付金、10万円の給付が始まりますから、国民向けの10万円の給付の動向を見ながら町民全体に対して何とか支援が必要があれば、それも考えなくちゃいけないなというのを答弁されております。そういう面として、一般町民すなわち焼き物業界でも曜日出勤とか、週に三日間出勤とか四日間出勤とかざらに出て来て、一般の町民の人たちの収入は減って来とるわけです。そういう状況を10万円の給付を見ながらということでございますので、そういうのも一緒に

判断しながら第2、第3の支援策というのを考えていらっしゃるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長(村川浩記君)

第2、第3の支援の策については同僚議員の質問にもありましたとおり、6月末ぐらいをめどに次の方策の形をつくって決定をしながら、できるだけ7月中に、恐らく予算も絡むことでございましょうから、議会に諮って、それから方向を決定して、次の住民に直接手を打って行くということになろうかと思います。10万円の給付についてはもう従来から申しておりますとおり、96、97%がもう給付が終わっていると。その次の段階として、今回の6月の補正予算のほうに水道料の減免であるとか、あるいは給食費、それから未就学児の子供たちの給食費、そういったものの支援も含めております。影響が及ぶところが、例えば給食費であれば子供さんがいらっしゃる世帯であるとか、それから未就学児がいるところは子育て世帯とかそういうことに限られてくると思いますけれども、一つは水道料金の基本料部分を今回、減免をしていこうというふうなことで、これは全体の住民、全体の世帯ということにはなると思いますけれども、そういったところで少し手を打ったというところがございます。

その次に、先ほどから出ております、例えばプレミアムの商品券であるとかそういったものについては、事業者の支援あるいはもしかすればそのこと、そのものは一般住民の皆さんにもそういった生活の支援になる部分だろうというふうに思っておりますので、そういった策を講じていくという、今のところはそういう方向性を持っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

特に、同僚議員も同じ質問があっておりますけども、ここなんですが、町長が従来、波佐見町の産業は農業と窯業の町だということを常々おっしゃってきまして、今年の3月から、去年の観光協会の独立に向けての動きがございまして、それを受けながら、窯業、農業、観光だと、3本柱ということを常々、3月から以降おっしゃっております。それなりの見込みを持って、将来に向けてのことを御発信されてると思いますが、観光に関する支援的にはいるんな形で焼き物とのつながり、農業とのつながりがございますが、当然、この町には小さいながらもバス会社もございます。そういうものに関しては特別な支援等が必要とは考えられますが、どうでしょうか、町長。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

波佐見の形態をけん引していくのは、今言うように、窯業、それから観光、農業、これが 三つの大きな柱じゃないかなというふうに思っておりますし、そしておっしゃるように、行 政がバンバンやれって言うたっちゃ、人は動かんとです。みんな精一杯働いてます。もう無 理すんなって言うぐらい。祝日のあれも毎日私も来ましたけれども、連日、職員はこういう ことで、もう無理すんな、家庭を大事にする、体を大事にしなさいって。言うことは易しい んです。そしてこういう民衆を抱いて、それはそういう業界の皆さん、観光の皆さん、農業 の皆さん、一緒になってやらないかん。この前のスクラムミーティングでも、県はこうこう やってくれる、うれしいって、みんな受け身ばかりですよ。私は言いました。やっぱりその 地域の人が持っていかないかん。僕らが言うのは国とか県です。そしてそれは波佐見の状況、 そして業界をけん引するリーダーの皆さんたち、その中の一番の筆頭が議会の皆さんじゃな いかなというふうに思っております。だからそういうことが実現できるような環境を、それ だけの有能な弁でやっていただきたいなというふうに思っておりますし、一緒になってやら ないかん。だからみんなできることはみんなで、地域でできることは地域でって、そしてそ れを支えていくのが行政なんだと。行政が先頭に立って成功したところはほとんどあんまり 聞いたことがありません。波佐見のすばらしさはそこじゃないかなというように県の人たち の評価もあります。だから、そういうふうなことで、本当にそれが官民一体となってやって る姿が県を動かすことができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう 気持ちで、そういう仲を取っていただくのが議会議員の皆さんたちのあれじゃないかなと期 待を致しております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

そうです。町長、行政側が政策つくられた部分も多いんですね。皆さん方に情報をお届け しながら、皆さん方と一緒になって波佐見町をコロナウイルスから何とか立ち直るように、 頑張って議会のほうもやってます。

去る5月1日に全協の場でコロナウイルス感染症がもたらす経済への影響を大きく危惧されていたのは町長御自身です。今回、町独自でコロナ対策についていろんな政策を実施されていますが、さらに第2、第3の支援は質の状態というのもわかってらっしゃるのも町長です。この対策についても、第2、第3の政策を講じなければ焼き物を中心とした波佐見町の

経済が追い込まれることを予感していらっしゃるのも町長でございます。さらに、町長は何とかこの事態を耐え忍んで、反転攻勢に打って出れるように支援していきたいとも発言されてます。同僚議員の質問にも、将来のためにも布石を打つと明言されました。その布石を打つときはまさしく今で、今と思いませんか。幸い、波佐見町はふるさと納税の応援寄附金で財源的な保証が存在しています。このことを十分御承知いただき、可能な限り支援策を講じてもらいたいと考えます。町民あっての町政でございます。町民がないと、庁舎建設も絵に描いた餅です。大胆な政策実施を希望します。どうでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 町長。

〇町長 (一瀬政太君)

そういう大胆な、口で言うとは簡単ですけども、そういうふうな思いが伝わるような実情、環境をつくっていかないかんじゃないかなというふうに思っております。やはりこういう中で今、まさにそのとき、今打ってきてるわけですよ、第1弾、第2弾、もう第3弾まで。そしてそれを大々的に多方面にアピールできるようなことはできません。うちの町は、よし、第2波が来たらどうなるかと、第2波どんな状態で来るか分らんわけですね。来るか来んかも。その心構えだけはしっかりしとこうじゃないかと。まず波佐見町から感染者を出さない。出したらどうするか、職員の中から出たらどうするか、そういうことは対策本部はもうつくっておりますので。そしてやっぱり今度は住民の皆さん、事業者の皆さん、働く人の休業で賃金が安い中で7割しかもらっていらっしゃらない、こういう人たちにもちゃんと手が回るような取り組みをしていかないかんだろうというふうには。大所高所から、そしていろんな皆さんの御意見を聞きながら、今できることと、そして次に備えることとを考えながら取り組んでいきたいと思います。

〇議長(今井泰照君)

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会

第6日目(6月15日)(月曜日)

議事日程

- 1 諸般の報告
 - (1)議長報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)
- 第 3 議案第40号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第41号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 5 議案第42号 波佐見町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正 する条例
- 第 7 議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第48号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半 数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とすること について
- 第 10 議案第49号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 11 議案第50号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 12 議案第51号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 13 議案第52号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 14 議案第53号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 15 議案第54号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 16 議案第55号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 17 議案第56号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第57号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 19 議案第58号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 20 議案第59号 波佐見町農業委員会委員の任命について

- 第 21 議案第60号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 22 議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更に ついて
- 第 23 議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)請負契約の 締結について
- 第 24 閉会中の継続調査申出について (総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

- 第 1 議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)取り下げ
- 第 2 議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)修正

第6日目(6月15日)(月曜日)

1. 出席議員

1番 福田 勝 也 2番 城 後 光 聖 代 三石 孝 3番 横山 4番 5番 北 村 清 美 6番 脇 坂 正孝 7番 百 武 美 8番 中尾 尊 行 辰 9番 尾上 和 孝 10番 川田 則 保 11番 太田 彦 12番 堀 池 主男 13番 石 峰 実 14番 今 井 泰 照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書 記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長 瀬 政 太 副 町 長 村川 浩 記 忠 総務課長 朝 長 哲 也 企画財政課長 藤 澤 英 庁舎建設推進室長 商工観光課長 濹 健 大 橋 秀 田 税務課長 Щ 口 博 道 住民福祉課長 中 村 和彦 農林課長兼農業委員会事務局長 賀 建設課長 古 真 悟 堀 池 浩 水道課長 長寿支援課長 博司 本 山 征一郎 前 田 会計管理者兼会 計 課 長 子ども・健康保険課長 和 子 石 橋 万里子 宮 田 教 育 長 中 嶋 健 蔵 教育次長 福 田 博 治 総務班係長 昌 男 給食センター所長 井 関 太田 誠也 企画財政課 財政管財班係長 昌俊 坂 本

午前10時 開議

〇議長 (今井泰照君)

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回波佐見町議会定例会第6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

〇議長(今井泰照君)

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 提案要旨の説明

〇議長(今井泰照君)

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

〇町長 (一瀬政太君)

おはようございます。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について説明を申 し上げます。

議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)請負契約の締結については、 去る6月4日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社小佐々建設と工事請負契約 を締結するため、議会の同意を求めるものであります。

以上でありますが、詳細については、議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に 御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第39号

〇議長(今井泰照君)

日程第2. 議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに2億2,500万円を追加し、総額を100億円とするものです。

地方債の追加については、第2表地方債補正によります。

今回の補正は、小中学生全児童生徒分のタブレット導入に向けた国庫補助事業や、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の緊急経済対策第2弾、その他、緊急を要する事業について所要額を計上しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正ですが、小中学校校内情報ネットワーク等整備事業について、限度額を5,100万円として追加するものです。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりです。

7ページをお願いします。

歳入について、主なものを説明します。

11款、2項、1目. 民生費負担金を204万7,000円減額しておりますものは、保育園の登園 自粛に伴う保育料の日割り減収分です。

8ページをお願いします。

13款、1項、1目. 民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費として、211万8,000円を増額しております。

9ページをお願いします。

13款、2項、5目. 教育費国庫補助金は、国のGIGAスクール構想に伴うLAN整備やタブレット導入のための補助金として、1節の小学校費補助金を3,618万3,000円、2節の中学校費補助金を1,628万6,000円計上しております。

10ページをお願いします。

14款、1項、1目、民生費県負担金を105万9,000円増額しておりますのは、8ページで御説明した民生費国庫負担金に対応する県の負担金でございます。

12ページをお願いします。

17款、1項、5目. ふるさとづくり応援基金繰入金を1億円増額しております。7目. 教育施設整備基金繰入金は、総合文化会館の事務室等空調補修工事に充てるため400万円を増

額しております。

13ページをお願いします。

18款、1項、1目. 繰越金は、前年度の決算見込みを前提にしまして1,251万5,000円を増額しております。

14ページをお願いします。

20款、1項、4目. 教育債は、先に、4ページの第2表地方債補正で説明したように、小中学校校内情報ネットワーク等整備事業のために5,100万円増額するものです。

歳出につきましては、それぞれの担当課から説明いたします。

以上でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 住民福祉課長。
- 〇住民福祉課長(中村和彦君)

それでは、歳出について住民福祉課所管分について説明いたします。

15ページをお願いします。

3款、1項、6目.特別定額給付費で82万2,000円を増額するものです。1節の報酬、3 節. 職員手当等において、会計年度任用職員及び一般職の職員の時間外勤務手当を増額する ものです。短時間での申請書の発送業務、また、受付開始直後において、申請書の審査など 想定外の業務を要したためでございます。

次ページ、16ページをお願いいたします。

3款、2項、2目. 児童措置費で284万円を増額するものですが、19節. 扶助費で、住民福祉課の所管分については、下段になります放課後等デイサービス給付費(新型コロナウイルス対策分)として65万円の増額です。障害児の支援であるこの事業は、学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを提供するサービスでございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特別支援学校等の休業により利用が増加したサービス費については、現行の国2分の1、県4分の1の負担割合が全額国庫補助となります。そのため、通常経費と分けるために計上するものでございます。

以上が、住民福祉課所管分でございます。

- 〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。
- 〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

子ども・健康保険課所管分を説明いたします。

16ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費、12節. 委託料を276万3,000円増額しています。主な要因は新型コロナウイルス感染症対策で、4月、5月に小学校が臨時休校しましたが、その際、放課後児童クラブに午前中も預かっていただけるように委託したもので196万3,000円です。18節の負担金、補助金及び交付金に1,368万円計上していますが、町単独事業として、未就学児への支援として、1人当たり1万8,000円の助成を行うものです。小中学生に対しては給食費や学用品の支援が行われますので、未就学児への支援も同様に必要と考え、給食費に当たる副食費月額4,500円の4カ月分を一律に支給するものです。

3款、2項、2目. 児童措置費、19節. 扶助費で、認定こども園2号、3号施設給付費を219万円増額しています。緊急事態宣言発令中は外出の自粛が呼びかけられましたが、その際、家庭で保育できる方には登園自粛をお願いしました。結果、保育料を日割り計算することとなりましたが、認定こども園の保育料収入の減少分を補填するための費用となります。以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

それでは、18ページをお願いいたします。農林課所管関係の説明を行います。

6款、1項、2目. 農業総務費、18節. 負担金、補助金及び交付金760万円の増額補正で ございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の 影響を受けた畜産業者等及び茶農業者の営農継続支援を行うための給付金と、新型コロナウ イルスの影響を受けた茶農家が、茶樹の中切り等を早期に実施した場合の茶園改良支援の給 付金でございます。

初めに、営農継続支援の給付金でございますが、今回の対象者は、町内に居住する畜産農家、それから養鶏、採卵業者、または、茶生産農家といたしております。

給付条件といたしましては、畜産農家の場合ですが、肉用牛については、当年3月から7月の1頭当たりの平均販売月額または1キロ当たりの平均販売月額が前年同月日で20%以上減少したもの。それから、3月から7月の1頭当たりの平均販売額が前年同期間より20%以上減少したものとしております。肉養鶏につきましては、当年3月から7月の1キロ当たりの平均販売月額が前年同月比で20%以上減少したもの。それから、採卵系につきましては、

当年3月から7月の販売月額が前年の同月日で20%以上減少したものとしております。次に、茶農家の場合でございますが、当年3月から7月の販売月額が1キロ当たりの平均販売月額が前年度月比で20%以上減少したもの。それから、3月から7月の合計販売額が前年同期間より20%以上減少したものとしております。

給付額でございますが、畜産農家、養鶏採卵農家は一律20万円、茶農家につきましては、 茶園面積が5万以上を20万円、それ以下を10万円といたしております。

今回の支援対象者でございますが、畜産で16件、養鶏採卵で2件、茶農家は5反以上が13件、5反以下7件を見込んでおります。予算額は690万円としております。

次に、茶園改良支援の給付金でございますが、一番茶を摘んだ後、直ちに中切り等を実施 して、作業の効率化、品質の向上を図る、茶生産農家を支援するものでございます。

給付額につきましては、茶園1アール当たり350円を支給するものとしておりまして、この給付の予算といたしましては、20ヘクタール分、70万円を見込んでおります。

次に、5目. 土地改良費の18節. 負担金、補助金及び交付金の706万7,000円の増額補正でございますが、こちらは小規模農林事業費補助金の増額補正でございます。こちらにつきましては、農業用排水整備、それから、ため池整備、小規模農地災害復旧等の要望が多数あるということで、今回増額を行うものでございます。

以上、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

続きまして、商工観光関連の補正の説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

7款、1項、2目. 商工振興費です。18節. 波佐見焼WEBプラットフォーム開設事業費補助金100万円を計上しております。これについては、ウェブ陶器まつりの開催など、ウェブでの販売拡大をするための仕組みづくり、そういった仕組みを構築するための補助金として波佐見焼振興会に交付するものです。これについては、コロナによる経済対策の一環として行うものでございます。

続きまして、7款、1項、3目. 観光費の中の温泉水デリバリーサービス事業補助金。これについては、コロナの影響で落ち込んだお客さんの確保のためというのと、なかなか温泉に入りたくても入れないような方もいらっしゃるということで、温泉水を配達することによ

って、新しい顧客の獲得に努めるため配達事業に対する助成を行うものでございます。

同じく、3目の14節.工事費について、これについては新泉源のポンプ周辺機器の故障に よる改修として、103万計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(今井泰照君) 水道課長。

〇水道課長(前田博司君)

では、水道課関連の説明をいたします。

前後しますが、17ページをお願いします。

4款、3項、1目.上水道管理費、補正額3,123万円を増額するものです。これは新型コロナウイルス対策に関して基本料金の減免を行います。これによる減収分を上水道会計補助するものです。基本料金の減免については、7月請求分から、7、8、9の3カ月間、基本料金全額を、公共施設等を除く対象数が大体約5,900弱になりますが、これの全額減免ということです。

それから、20ページをお願いします。

7款、2項、1目.工業用水道費、補正額203万8,000円を増額するもので、これも新型コロナウイルス対策として基本料金の減免をし、これの減収分を工業用水道会計のほうへ補助するものでございます。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 総務課長。

〇総務課長(朝長哲也君)

総務課関係の説明を申し上げます。21ページをお願いします。

9款、1項、5目. 災害対策費でございますけれども、こちらにつきましては、今回の新型コロナ関連で避難所に設けますパーティションとか、消毒剤の購入に充てる予定にしております。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

それでは、教育委員会事務局に関係する補正について御説明をいたします。

今回の補正については、国のGIGAスクールに対応した事業の追加並びに年度中途に発生した案件に係るものでございます。

歳出22ページをお開きください。

10款、1項、2目.事務局費でございます。まず、14節.工事請負費に7,032万5,000円、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事として計上させていただいております。併せてその下、17節.備品購入費として5,534万4,000円を計上しております。これは、先ほど申し上げましたGIGAスクールに対応するものでございまして、国においては、令和2年度の国の補正予算にて児童生徒1人1台タブレット端末の配備を、これまでの令和4年度までの配布を前倒しし、今年度末までに配備することで関係予算が計上されたところでございます。このため、児童生徒が一斉に使用することを念頭にネットワーク上の通信容量を拡大することを目的に、LANケーブルとそれに接続するハブと、設定費として先ほど申し上げました7,032万5,000円。そして、全児童生徒用タブレット購入費として、教師用と予備用も含め、1,375台分として5,534万4,000円を計上しております。

次ページ、23ページをお開きください。

10款、2項、4目. 中央小学校管理費、14節. 工事請負費で120万円計上しておりますが、5月の連休明けに、中央小学校6年生の教室の天井に防火用の防火水槽があったんですが、老朽化により配水管が破損し漏水したことによる応急といいますか、改修工事の費用となります。

次ページをお開きください。

10款、4項、4目.総合文化会館管理費、14節.工事請負費に478万5,000円、事務室等空調補修工事として計上させていただいております。これは、学習棟、教育委員会事務局が入っている学習棟の1階の研修室も含んだエアコンの室外機が、先般故障して、現在、教育委員会の事務局はエアコンが入りません。ですので、その補修費となっております。

その下、17節. 備品購入費として、図書消毒機購入費として133万1,000円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス対策として、返却された図書や蔵書を消毒する機械で1台分となっております。

以上で、教育委員会事務局関係の説明を終わります。

- 〇議長(今井泰照君) 学校給食センター所長。
- 〇給食センター所長(井関昌男君)

続きまして、学校給食センター関連について御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

10款、6項、1目、11節. 役務費600万円。並びに17節. 備品購入費1,540万円を、14節. 工事請負費2,140万円に組替えをするものであります。

内容といたしましては、現在6基の消毒保管庫がありますが、そのうち4基の故障が相次いでおります。経年劣化となっていることから、今回、その4基を新たに取り替えるものでございます。当初は、それぞれ手数料、備品購入費に計上しておりましたが、確認作業を行ったところ、壁を塞ぐ内装工事や配線工事等が必要になったことから、今回、工事請負費にまとめて計上するものです。

次に、18節の負担金、補助及び交付金1,842万円ですが、今回、新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計の支援策として、町内小中学生の1学期分の給食費を免除するものです。内訳ですが、小学生838名に対し、準要保護世帯129名を差し引きまして709名、1,129万円。中学生440名に対し、準要保護世帯67名を差し引きまして373名、703万円。また、1学期の転入等の移動が見込まれるものとして10万円の合計1,842万円であります。

次に、21節の補償、補填及び賠償金34万2,000円でございますが、これは、今年3月の休校により、牛乳、パンのキャンセルによる廃棄等になった分に対する休業補償費であります。 内訳ですが、牛乳が11日分で1万4,900本、26万円。パンが3日分で3,620個、8万2,000円であります。

なお、この事業は国庫補助事業を活用しておりまして、9ページをお願いいたします。

9ページの歳入、13款、2項、5目. 教育費国庫補助金、4節. 学校給食共同調理費補助金については、補償費34万2,000円の4分の3に当たる25万6,000円を計上しております。残りの4分の1は地元負担になりますが、これも地方創生臨時交付金で10割措置とされることになっております。

以上が、給食センター関連であり、令和2年度一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長 (今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

何点かございますけれども、19ページの7款、1項、3目の18節になりますが、温泉水デ

リバリーサービス事業補助金として上がっていますが、この内容について詳しく御説明ください。

それと、1ページ戻りまして18ページになりますが、6款、1項、まず5目、土地改良費の中で18節に小規模農林事業補助金というのがございます。これは当初予算では350万ほど上がっておりました。そのときの説明では、昨年同額程度上げたと、当初予算ですね。今回は倍ぐらい上がっていますね、700万と。実際、実績としたら、やはり350万と700万と合わせた1,000幾らが実績としては上がっているにも関わらず、この当初予算から間もない、まだ6月の時点で倍になる金額を上げるっていうことは、どういうことで予算立てをされていたのかと、ちょっと疑問になります。当初予算では前年同額として上がって、実績的にはもう1,000万を超えているのが現実にあったにも関わらず、このような予算立てをし、今回補正を倍額補正されているという、その辺の事務手続についてはどういうふうな判断をされているのかが一つ。

同じく、2目、18節のコロナウイルス感染症緊急農畜産業支援給付金。ちょっと、説明がちょっと早口で内容がよくわかりませんでした。そういうことで、なおかつ今回、事業所宛てに給付金制度をされた際には、一律というふうな売上げをベースにした判断基準を設けられているんですけど、御説明の話をメモしておりますけれども、本当に細かくて、そういう判断をされてこの補助をされるのかと思うと、なかなか理解に苦しみます。それはまた、今回どういうのをベースに対象者を抽出されているのか、明確にない。その点の説明をお願いします。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

19ページ、7款、1項、3目、18節の温泉水デリバリーサービス事業補助金の詳細ということですけれども、まず、この新型コロナウイルスの影響によりまして、温泉のお客さんというのが、ちょうどゴールデンウィークについては県の休業要請により休業されております。5月6日まで休業されておりまして、明けてから再開はされたものの、しばらくは50%に満たないお客さんの数で、今日現在でやっと70%ぐらいまで戻ってきたということなんですけど、まだまだこのお客様の戻りが鈍いというのがあります。というのは、町外からもなんですけど、町内の常連のお客様も、やっぱりこういう状況の中で少し温泉に行くのを見合わせ

るというような状況もかなりあるということで、その辺のちょっと分析をされているところ であります。

そういう中で、かねてより、このデリバリーの温泉水の配達のサービスについては、お客様からの要望もありはしたんですけれども、特に今回こういう状況になって、なかなか共同の浴槽に浸かりたくないとかいう人もあるので、また身体的にもハンディを負っている方とかも一緒に入りたくないというのもあられますので、この際、こういうデリバリーの配達のサービスをやったらどうかということで、家庭の浴槽に全部入れるんじゃなくて、ちょっと半分以下ぐらいの温泉水を入れて、あと、普通のお湯で薄めるような状況でやる予定ということでお聞きしております。

そして、当然ながら一定のルールの中で、一般細菌とか大腸菌、レジオネラ菌とか、そういった心配もありますので、必ず1日限りの使用とするとか、あと、塩素については、pH値の基準値をしっかり入れるとか、成分表を提示するとかですね。また、浴槽傷める可能性がゼロではありませんので、その辺は自己責任のほうで、その辺のルールを提示して温泉水を配達するように注意はしているところでございます。

それで、この予算の総事業費としては115万円を見込んでおります。115万円の4分の3の助成をいたしまして、86万3,000円ということで計上しているところで、その内訳としましては、まず配達用の車両。あと、ポリタンク。また、温泉水をくみ上げるポンプ、それとお湯を取るところのジョイント取り出し口のちょっと改修工事、そういった辺りを計上しているところでございます。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

それでは、ゆっくり行きたいと思っております。

まず、2目の負担金、補助及び交付金の対象者というところですけれども、まず、畜産農家が町内には16件ありますので、全てその分を見込んでまず上げていると。それから養鶏、それから採卵、こちらは1件ずつございますので、こちらも2件上げております。

お茶農家につきましては、生産、それから販売をされている農家が、5反以上が13件、それから5反以下が7件ということで、13件と7件ですから20件見込んでおります。このほかにも、茶園をお持ちの方いらっしゃいますけども、そのほかの方たちにつきましては貸借に

よって町外の方が管理されておったり何だりしますので、そういうのは除外しております。 全て生産農家、うちのほう、農林課のほうが把握をしておりますので、漏れなく上げております。ただ、申請を受けて、これが全て通ればこの金額を全て交付するという形でございます。

それと金額のベースにつきましては、大体畜産の場合が、1頭当たり大体20%以上、1キロ当たりの単価も減っております。ですので、去年と今年を比較して20%減少したら交付をしますよと。ただし、多頭飼育の方と、少なく、一、二頭している方もいらっしゃいますけれども、その方たちをとにかく拾えるような形で、いろいろと細分化をしております。一月当たりの販売額、それから1キロ当たりとかいう形で、それと期間を、同月じゃなくって期間で、3月、5月の期間で下がった方というような形で拾えるようにはしております。

鳥の場合につきましては、何羽という出荷じゃなくてキロの出荷になりますので、平均の キロということでしております。採卵、卵につきましては、パックかそこら辺でなりますの で、もう出荷額が減ればということになります。

お茶につきましても、同月の出荷販売額、販売額も前後します、単価も変わりますので、 1キロ当たり。それから、牛と同様に、期間で拾うようにしております。こういった手厚く していくわけですけれども、お茶の場合は5反以上にならないと、販売金額の100万円とい いますかね、そこら辺を超えていかないというような声がありましたので、20%減少すると なりましたら100万円であと20万円になりますので、そこをベースにして、20万円と、10万 円に分けたというところでございます。

それから茶園の350円、1アール当たり。20へクタールですけれども、これは町内の生産されているお茶の面積が20へクタールございますので、それを一応全部上げておりますが、この中にも二番茶をされるところも若干ありますので、そういったところは対象にならないというような形になっております。

それから、5目の小規模農林事業でございますけども、例年、当初予算には大体350万円 ベースで上げております。なぜかと申しますと、前年の秋以降、冬から春にかけて、何かあった場合の分を350万上げていると。その後、梅雨から台風シーズンにかけて災害が来ます。 災害にのらなかったところを小規模農林事業で見るということですので、ここであった災害分を増額して毎年上げております。今回、早く補正をしたんじゃないかということでございますけれども、今回は、ため池の改修工事があっておりまして、それに、かなり補正予算を

取られた関係上、もうなくなってしまったと。それと、ちょうど今、田んぼに水を引いているところですけれども、水を引けば、用水路で水が漏れるとか、ちょっと早めに改修したいということがございますので、そういったところの要望がかなり上がってきたということで、今回、増額をさせていただくものでございます。

〇議長(今井泰照君) 4番 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

19ページの7款、1項、の3目. 温泉水のデリバリーサービスの中身についてなんですけれども、今回予算の中身については、今御説明されてよくわかりましたけれども、このシステム自体はどういうふうな形で運用されるのかという内容をお聞かせください。

それと同じく、農林課のほうの6款、1項、5目ですか、土地改良費の小規模農林事業ですけど、確かにそういう形で当初予算の上げ方と補正というふうになりますけど、実際、現実的にはそういう災害も含めたところで、早く言えば、3分の1を当初予算に上げられているという状況でございます。こういう形で農林関係に関しては、年々災害等の頻度も高くなって、農家で農業者が少ない中において一生懸命されているわけですから、当然のごとく、当初予算でもしっかりした積算をされて、多めの予算をつけていくことを今後検討しながら対応していただきたいというふうに思います。

また1目戻りまして、2目の新型コロナウイルス感染対策、畜産に関する部分ですけど、聞くところによると、13件、畜産とお茶と養鶏ですね、16件と20件と2件。この対象となる方々の抽出を、何をベースにされているのかさっき聞いたんですけど、御回答がありませんけども、ある意味「組合に入っとる人を入れとる」ということも聞いております。

それで前回、先ほども例を挙げましたけれども、給付金制度においては申告ベースで対象者を上げられているんです。そのベースになるのは、どこで上げられているのかと先ほど質問したんですけど、実際問題、全部把握できてないと思うわけですね、組合だ何だかんだって。そういう方たちが実際、コロナウイルスの関係の売上げ減少があったとこが拾えない形になってしまうんじゃないですか。そこら辺を含めて、何をベースにこの件数を割り出されたのかというのを聞いているんです。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

この運用といいますか仕組み、システムは、はさみ温泉「湯治楼」、はさみプロジェクト

に対する補助金でございまして、運営自体は、はさみプロジェクトがされるということでご ざいます。

〇4番(三石 孝君)

流れですよね。ポンプ車を買うとか何とかじゃなくて、町民向けにされるわけでしょ。その事業の流れを聞いているんです。どういう量をどういうふうな形で町民に販売するとかあるんじゃないですか。違うんですか。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

はさみプロジェクトのほうで詳細については、金額の設定とか、配達は町内向けということでお聞きしております。

あとは金額の設定については、できれば当初は、今、入っていらっしゃる温泉券の1回分の金額でできないかということで今調整をしているということで話を聞いておりまして、配達の仕組みは、軽トラックに載せてお湯を入れて各家庭のお風呂に入れるという、それ以外に何かあるんでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

どうもすみませんでした。まず、6款、1項、2目の新型コロナウイルス関連のところでベースはということでございますけど、畜産、養鶏等は、全て家保のほうに届出があっておりますので、そちらのほうで全て把握をしております。もちろん、組合員以外も、この16人には含まれております。

それからお茶につきましても、農業委員会のほうで毎年一筆調査をやっておりますので、 茶園等の把握も全てできております。それを利用しまして抽出をしておりますので、こちら も組合員以外の方も含まれているということになります。

それから小規模農林事業の考え方なんですけれども、議員おっしゃるように、増額補正するぐらいなら最初から大きく予算を取っとったほうがというようなところもございますけれども、なかなか災害のほうが、国の災害の規模的にかかるとか、補助のほうにかかるとかいうところが、来てみないとわからないということで、それにのらない災害の部分は、どうしてもこの小規模農林で対処していくという形になるんですけれども、幾ら来るかちょっと見当がつかないというところがございますので、こういった形になってきていると思います。

ただし、おっしゃるとおり、毎年毎年、当初予算に増額補正をしておるところでございま

すので、何かいい方法がないか検討をさせていただければと思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

デリバリーサービスの温泉水の件ですけど、何でそんな怒って言うんですか。だってそう じゃないですか。その団体が運営される内容について御説明を受けて、町民の人たちに何リ ッター幾らで配達をし、そのために車両とかポンプとか、取り出し口とかの予算を上げられ たわけでしょう。違うんですか。だから、そういう内容を見て、積算して補助しましょうっ て最後なったんじゃないんですか。

よそがしますけん、わかりません、そこら辺はって。温泉水を持っていって配るっちゃなかですかって、こがん話ありますかね。中身をちゃんと精査しながら積算して、だからこそこの86万3,000円を上げられたんじゃないんですか。何にもなくて、ああ、ああ、そうねって、温泉水が出ればよかよねって。大体車両関係はこがんなるよねって。そういうことですか。

はさみ何とかがするって、それはよかですたい。その中身について精査しながら予算立て するのが筋じゃなかとですか。我々は知りません、お湯を持って行って配達するだけですた いって。そういう説明がありますかね。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

説明が不足しているのであれば、もう一回説明をさせていただきます。

温泉水の量については、今、非常に実証の段階の中で、温泉を各家庭の浴槽に何割程度入れたらいいかというのを実証をされているところでございます。おおむね半分、先ほど最初の説明に言いましたとおり半分ないし半分以下にすることによって、浴槽のボイラーとか浴槽を傷めないために、そういった半分程度以下を給水するということで、もちろん浴槽の大きさがちょっと違いますので、その料金体制についても、今温泉券1枚程度で1回分の入浴券程度でできないかということを検討をされている状況でございます。

そして、配達については、その事業実施主体のはさみプロジェクトが、車両で配達して、 ポンプで入れられるところはポンプで入れます。それが無理なところは、ポリタンクを家ま で運んでいって中に入れるというふうにお聞きしております。

そういう状況で、何に費用がかかるかっちゅうのを積算をしております。当然、1番大き

いのは、やっぱり車両を用意するのが一番大きくかかっておりますけれども、先ほど説明しましたとおり、タンクだったり、ポリ容器だったり、給水するポンプ、ホース、そして、またお金がかかるのが取り出し口の改修、温泉水を取り出すところの改修ですね、そういったところもかかりますので、そういったところの総額115万に対して4分の3の助成をさしていただくということで。まあ、少し不確定要素もありますけども、そのような状況でこのコロナの緊急事態を乗り切って、ひいては、このピンチをチャンスに変えるべく、将来、持続可能な取り組みをしていくということでございますので、内容としては、そこの金額設定については今後協議をさしていただくっちゅうことで御理解いただきたいというふうに思っております。

〇4番(三石 孝君)

全てはっきり内容をわかって、それを予算化されてるんですか、そこを聞いてるんですよ。 全ての予算的な部分を把握されて今回の補正で上げられたのかということですよ。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

経費については全て把握した上で計上しておりまして、それで、一番まだはっきりしていない部分が、温泉水の量の部分、そしてその単価ですね。ただ、温泉水自体の価格っちゅうのは、そこまで高くないものでありますので、要はその手間代がまだやっぱり一番かかるということで、そういった部分で考えているところでありまして、そこの金額設定についてわかっていない部分はまだ正直あります。

○議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

三石さんの質問に引き続き関連をしますが、まず、観光課長に申し上げますが、反問権は ありませんので、ほかにあるんでしょうかっていう終わり方はやめていただきたいと思いま す。

それから、行政の副町長にお聞きしますが、今議論になっているのは、事業内容が固まってない、例えば、町民が幾ら払うのかっていう固まってない事業に対して、幾らこの備品とはいえ、車両とはいえ補助する。これは、補正予算でしょ。そういうことをしていいのかっていうことを、多分聞いたと思うんですが、行政側の長として、副町長はどういうお考えで

すか。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長(村川浩記君)

このデリバリーのサービスについて、導入をすることについても、一応担当課の課長のほうとは協議をいたしました。業者さんとか、そちらのほうとの直接のあれはありません。全く役場の職員の中での議論をしたところでございます。

以前も温泉水に関しては、はさみ温泉がリニューアルする頃に少し論議になったことかもしれませんということで、ならば、今回のこのコロナウイルスの要因が出てきたときに、そういうサービスやってもいいんじゃないかと、業者のほうとの話も少しありますということなので、ならば、どこまで町が支援をできるかということも議論をいたしました。今のところは、先ほど課長が説明をいたしましたように、いわゆる初期投資の部分、いわゆる何といいますか、ほかの事業でもそのような形をやっているところがありますけれども、運営費についてはもうこの中では見ていない。ですから、事業者さんが例えば人を雇ってする部分についてはこの部分には入っておりませんので、あくまでも、初期の投資をする部分の車両の費用であるとか、ポリタンクあるいはポンプ、そういったものの初期に必要な部分について助成をしたらどうかということで、論議をしたところでございます。

補助をすることそのものについては、妥当性があるのかないのかという論議になるかもしれませんけれども、さきの補正だったんですかね、デリバリーの支援を行いました。そのときにも、いわゆるその事業者さんが、この事業を進めたいからその部分について見てくれないかというような要請がありましたので、それと同じような形で、今回も初期投資の部分について、町が支援をするというのは妥当ではないかという判断の下に、今回、この予算を計上したというところでございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

別にデリバリーサービスはいいことですし、初期投資の費用も僕は補助していいと思うんですが、ただ、繰り返しになりますが、これを承認するということは、その事業自体を承認することになりますんで、やっぱり、町民が幾ら対価を払って温泉水を持ってきてもらうのかというところまで、やっぱりきちんと事業課は把握をして、それに対して補助をすべきでありますから、ちょっと時期が尚早なのかなって僕は思います。

全体のところが固まって、その事業に対して幾ら、その車両費だとか備品の初期投資の部分でありましょうが、決まってから補助するのが、やっぱり僕は行政の役割やと思うんです。例えば利用料が極端に高い、こっちの行政側が思っているより高い場合もあり得るでしょうから。あり得るかもしれません、一般町民に対してですね。そういうこともあり得ますから、やっぱり事業全体を見て、やっぱり僕はこういうのを出すべきかなと思うんですが、ちょっと時期尚早と思うんですが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長(村川浩記君)

議員おっしゃることも多分、妥当だと思います。こちらが幾分そこも、最終的な運営の段階まで、なかなか詰め切れていないというのは現実でございます。今後、恐らく、予算が通れば、具体的にどのような形でということは、今からまた業者さんと打合せをしながらということになってくると思います。

予算がもし通れば、これからすぐにでも、具体的な中身を詰めていくというようなことでございますので、その部分については、極端に住民の皆さんに高い料金を負担してもらうとかっていう考えではないようですので、その辺りは、想定は幾らか、先ほど申しましたように、1回の入浴券相当云々の話もあったようでございますので、そういったところを踏まえながら、今後の運営の形は早急に詰めていきたいと思います。

おっしゃるとおりに、時期早尚ではなかったのかというところについては、若干内容が詰め切れていなかった部分については、ちょっとこっちも勇み足だったのかもしれませんけれども、今後そういった中身について具体的に詰めて、双方のバランスを取りながらやり方を決めていきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君)

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時55分 休憩午前11時10分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第39号について質疑を行います。

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

3回目ですが、今休憩を挟みました。同僚議員ともいろいろお話をしましたんですが、事業自体は別にやぶさかじゃないという皆さんの御意見です。しかしながら、その事業全体が見えていないところに、幾ら備品といえども補助金を出すのを決議するのはどうなのかなという議員も中にはいらっしゃいましたんで、ちょっと時期尚早と思いますんで、これを一旦取り下げていただくわけにはいきませんか、副町長。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長 (村川浩記君)

先ほどもちょっと説明はいたしました。細かいところの詰めが少しまだできてないのはどうかというような御質問ですが、今のところにつきましては、事業の中身は大体御理解いただいていると思うんですけれども、あとは、その運営の仕方についてのところだろうと思います。

単価、あるいは販売をするというところについての制度がどのようになるのか、本当にそれが住民に対して、そういう商品を提供して認められるかどうかというところの論議になるのかもしれませんけれども、私たちとしましても、細かいところの打合せはできておりませんけれども、先ほど課長が申しましたとおり、業者さんとのある程度の打合せでは、商品の価格としては1回の入浴券相当が妥当ではないかと、その辺りを大体想定していますというようなことがありましたので、その辺りで御理解をいただけないかなというような思いを持っているところでございます。

さらに細かいことについてはやってみなければわからないと言えば、これはもう大変失礼なことになるかもしれませんけれども、往々にしてそういうことはありがちなところでございまして、そういった住民に極端な負担を求めないとか、そういった辺りで想定をしていますというようなことで御理解をいただけないということであれば、この部分については予算の執行についてはまた、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

城後議員。

〇2番(城後 光君)

3点ほどお尋ねですけど、11ページをお願いします。

収入で言うとわかりにくいので歳出のほうでいきます。16ページをお願いします。

2款. 民生費、2項. 児童福祉費の2目. 児童措置費、認定こども園の施設型給付費が 219万円、これが自粛分の保育料の補填ということなんですけど、大体どれぐらいの自粛、 総額、日数というか件数というか、そういうのがわかれば教えてくださいが1点。

19ページ、7款. 商工費、1項. 商工費の2目. 商工振興費18節の波佐見焼WEBプラットフォーム開設事業費補助金なんですけれども、具体的には、こちらはどういうウェブサイトを構築される計画なのかを教えてください。

あと、22ページです。10款. 教育費、1項. 教育総務費の2目. 事務局費、小中学校情報ネットワーク等整備工事と端末備品購入費なんですけども、先ほど全部で1,035台ということがあったんですけれども、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですけれども、小学生が何名で中学生分が何名で、予備が何基で、教師用が何基、大体の内訳が、全体の大まかなもので結構なんですけども、以上教えてください。

○議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

16ページの認定こども園施設給付型給付費の関連ですけれども、一応、4月20日から5月24日までを登園自粛ということで、お知らせいたしております。

まだ全体数はつかめていなくて4月の実績で言いますと、185名のお子さんのほうがお休みをされたということです。大体233人、2号、3号で対象者はいらっしゃるんですけども、そのうちの185人がお休みをされたということころです。額についてもまだちょっと把握をしておりません。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

19ページの7款、1項、2目、18節. 波佐見焼WEBプラットフォーム開設事業補助金ですけれども、これについては、まず、波佐見焼振興会において、ウェブのプラットフォームの構築ということですけれども、波佐見焼に関する情報や商品、サービス情報等の提供を取りまとめてまず行う仕組みをつくる。また既存流通をフォローできる営業ツールとして活用できるような場にしていくということですね。それと、企業と顧客の結びつくハブをつくって顧客の利便性の向上と新たな販路の拡大に結びつけるということですけれども、まず、何

段階か、ちょっと段階が想定されております。最初は、実際やられている既存のウェブの販売をしている個社の情報をまずしっかり調べて結びつけて、そういう場をつくる。そして、第2段階として、共同での購入できるウェブでの陶器まつりの構築に持っていく。それで、第3段階として、いろいろなクリエーターとかブロガーとか、そういった人たちの結びつきをこのウェブのプラットフォームの中で一緒になって構築することによって、ただ単にネット販売をするだけじゃなくて、そういった幅を広げて顧客の集客に結びつけていくちゅうか、PRも兼ねて結びつけていくっていうような、三つの段階を考えております。

以上です。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

22ページ、10款、1項、2目. 事務局費のGIGAスクール関連の、この情報端末の内訳でございます。まず、1,355台とおっしゃっていただきましたが、ちょっと私の言い間違いがあったかもしれません。全体で1,375台でございます。

その内訳でございますが、児童生徒用が1,241台、教師用が84台、予備が45台、計が先ほど申し上げました1,375台となっております。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

〇3番(横山聖代君)

22ページ、先ほどの城後議員の質問にちょっと関連なんですけれども、情報端末購入費のタブレットの1,375台なんですけれども、これは令和2年度までに全員に配付ってことですが、これは大体何月ぐらいに配付できるとか、また、この配付のやり方なんですけど、一斉にみんなにばっと配付なのか、それとも中学校、高学年に先にやって、次に、中学年とか低学年に配付なのか、ちょっとその辺がわかれば教えていただきたい。

あと一つ、ページ数は25ページです。

10款. 教育費、6項、1目、21節. 学校臨時休業補償費の説明で、給食の牛乳とかパンの補助と言われましたけれども、これはどういった方法で補助をされるっていうか、業者さんに補助をされるのか。ちょっと具体的にどういった方法なのか教えていただきたい。これが2点目。

3点目です。同じページの節が18節なんですけど、学校給食費の支援事業費補助金なんですが、これは給食費の補助という支援ということですが、給食費って毎月、班長さんが給食費を集金に来られますが、それが1カ月間ないのか。それとも1回徴収はするけど、後日何か、どこかで、何かと相殺しての支援補助というか支援になってくるのか。その辺をお知らせください。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

22ページ、10款、1項、2目. 事務局費の17節. 備品購入費、情報端末購入費でございます。

まず、ざっくりちょっと流れをお知らせしますが、今回のこのタブレットの導入については、長崎県の共同調達に波佐見町は参画をしております。機種の選定とか、使う内容について、長崎市、佐世保市、大きいところが大分入っていらっしゃいますが、そこで、共同調達をかけております。そこで機種等が選定されて、県において入札会が実施されますが、私どもとすれば令和2年度の予算に上げておりますので、来年の3月までにって考えておるんですが、これも今回全国一斉の動きでございまして、今の業者さんが営業に来るんですが、ちょっと厳しいんじゃないかという話もございます。

したがいまして、その調達の状況を見ながら、先ほどおっしゃっていただいたような高学年からするかどうかは、状況に応じてその後に考えさせていただきたいと思います。最悪、令和3年度に繰り越す場合もあるということでお伝えをしたいと思います。なるべく、3月末までに、全児童に一斉に配付できるよう努めてまいりたいと考えております。

〇議長(今井泰照君) 学校給食センター所長。

〇給食センター所長 (井関昌男君)

先ほど質問がありました25ページ、10款、6項、1目、まず21節の学校臨時休業補償費で ございますけれども、どういう形で補償費を支払うのか、業者にということで御質問があり ました件ですが、まず、牛乳とパンにつきましては、長崎県の学校給食会のほうが業者から 納入して、県の給食会を通じて波佐見町の給食センターに納入があっております。

今回につきましては、県の学校給食会のほうから請求があった分に対して、こちらからお 支払いをすると。それに対して国庫補助の申請をし、補助金の交付を受けるという流れにな っております。で、県の給食会に支払った後、その業者に、牛乳とパンの業者に、県の給食 会を通じて支払われるという状況になっております。

あと、同じく18節の学校給食支援事業費補助金でございますけれども、今、給食費ということで、各地区の徴収員さんを通じて徴収をしていただいております。今回、1学期の給食費免除ということになっておりますんで、4、5、6、7、7月いっぱいまでの給食費が免除となっております。今月はちょっと通常どおりの徴収でお願いしたいと思っているんですけど、この議決をいただいた上には、今度、来月から7、8、9、10、この4カ月を徴収しない月という形で充てたいと思います。当然、4月、5月、6月で徴収をしていただいている分は2学期に充てると、2学期の給食費に充てるという形で取扱いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

18ページの6款、1項、2目、18節. 負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症の緊急農畜産業支援給付金でございますけども、先ほどの御説明では、畜産農家、養鶏農家、そしてまたお茶農家さん、こういったところを対象とされているということでありましたんですけども、そのほかに野菜とか果物ですね。キャベツとか、タマネギとか、それからアスパラガスとか、今後、梨とかイチゴとかあるかと思いますけれども、こういった農家さんに対する支援、こういった作物に対する支援というのはどう考えておられるんですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

今回出した部分が畜産、それから養鶏、それからお茶ということで、そのほかについてでございますけども、そのほかもアスパラガスも調べております。アスパラ、イチゴ等ですね。アスパラ、イチゴがスーパーマーケットのほうの売上げが順調に伸びておった関係上、そうコロナの影響を受けていないというのが現状でございます。そのほかも、今後、梨とかミカンとかは今後になってきます。今後、そういうのがあるかどうかというのは、まだちょっとわからない状況ですので、今、3月から7月までに影響があったこの3品目について、まずはやろうということで上げておるところでございます。

〇議長(今井泰照君) 脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

そういたしますと、今後、そういった作物によって、例えば20%以上のコロナによる減収ですね、そういったときはこの三つの業種にこだわらず間口は広げられるということで理解してよろしいでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

出荷してみないと、こればっかりはわかりません。各生産をされる方については、組合等を結成されております。そういうところから、影響があって、今後の営農に支障があるということでございましたら検討すべきじゃないかなと思っております。

なお、国の助成のほうで、町の一般会計を通じないところも支援策がございますので、そ ちらのほうも利用できれば、していただきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

太田議員。

〇11番(太田一彦君)

19ページ、7款、1項、2目、18節の料飲食店活性化支援事業費補助金6万円の内容を教 えてください。

それと、先ほどから話題になっています温泉水デリバリーサービス事業補助金について、ちょっと副町長の最後の答弁の中で、何か、最終的には、この事業費を立てているけども、中身によっては何かやらないような雰囲気のことを言われたような気がしたんですけど、どういうことなのかですね。もともと、どうもこう、温泉水を利用する側としたときに、自分が温泉水を、これを例えば注文したいってなったときには、電話をかけて、今日のお風呂にちょっと、うちに持ってきてくださいって電話をするような仕組みなんだと思うんですけど、あんまり注文したくないなと思うんですよね、そういう形だったら。だから、これはもう少し考えないと、事業費を上げたけれども、町民の皆さんがこれを活用しようって思うかなっていう、そういうところがすごく、あんまりぴんとこないんですけれども、その辺も含めてお願いします。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

まず、1件目の7款、1項、2目の料飲店活性化支援事業費補助金ということで、波佐見町に料飲店11社で構成された料飲店組合でございまして、そこから、やっぱりかなり、70%、80%の売上減少があって非常に苦しい状況だということで、その11店を紹介した、もちろんデリバリー、テイクアウトもそうなんですけど、お店に来てくださいも含めた11店のPRのチラシ作成に対する補助金でございます。

そして、もう1点、先ほどの温泉水の件で、ちょっと追加で説明をさせていただきたいんですけれども、この温泉水をやるきっかけとしては、もちろんこのコロナウイルスでお客様が減って、温泉自体の運営も非常に大変な時期に来てるというところで、緊急性は当然あると思っております。それで、そういう中で、これも初めてのことですので、個人宅に配送する料金については、先ほど事業者と話を毎回していたとおり、温泉券1枚で実施するということで、先ほど確認いたしております。

それで、需要があるかどうかというところも含めたところなんですけども、一つやろうっていうきっかけなったのは、町内の老人ホームあたりからも、そういった、いきいきは当然入っていますので、それ以外の老人ホームについて、この温泉水をできれば利用できないかという声があったということで、こういった定期的に大口のお客様についての料金については、なかなか使用頻度、また量によって、金額をまだ今の段階で設定しづらいところがあるということと、初めてのことで、個人宅については温泉券1枚ということで決まってるけど、そういった部分については、大口の部分については、定期購入とか、基本料金を設定、基本料金というか固定費を設定するとか、そういうところを実証させていただきたいというのが事業者の話でありました。それで、ボリュームといいますか頻度によりまして、やっぱり雇用の部分までちょっと関わってきますので、ちょっと実証させていただいて、そういうところで料金の決定をさせていただきたいということで、そこの部分があったもんですから、事前打合せでは個人宅の温泉券1枚ということはちょっと確認はしましたけれども、そういうところの不確定要素がちょっとあるので、僕は早急に協議をさせていただいて、そういった、しっかりとした料金もですね。ただ、実証の中で料金が変わる可能性もありますけれども、そこは組立てをさせていただきたいというふうに思っております。

今、コロナの時期で本当に入りたくても入れない、普通の人は温泉に行ったほうが当然いいと思います。ただ、入れない人もたくさんいらっしゃいますので、そこで新たな需用開拓

という部分もこの事業に期待できるところでありますので、どうぞ御理解のほど、よろしく お願いいたします。

〇議長(今井泰照君) 副町長。

〇副町長(村川浩記君)

先ほどの私の答弁の中で、少し曖昧な点があったかもしれませんので。最後のほうで申し上げたのは、今回この予算を計上いたしましたけれども、御指摘のような、一部に制度の詰めが少し甘いんじゃないかというような御指摘がありましたので、その部分については、きっちり細かいところまでの運用なり制度なりを構築した上で、補助金の執行をさせていただきたいと、そういう考え方を申し上げたところでございます。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

大分、温泉水についてはわかってきたような気がするんですけど、最初の説明はすごくわ かりにくかったんで、こんだけ時間がかかっているような気がします。

今の段階では、何ともこの温泉水のデリバリーについてはよくわからないところがあるんですけど、実際難しい事業だと思うんですよね、この温泉の事業自体が、こういう時期になったら。いろいろ考えていただいているとは思うんですけれども、今後どうなるか推移を見ないとわからないような、私もそう思います。

先ほど、ちょっと2目のほうに入りますけど、このパンフレットを作るのに6万使われますけど、前回のクーポンつきの500円のクーポンのあの成果はどうだったのかというのは、 大体どれぐらい、その成果についてはわかってますか。

私は、基本的には、有田町あたりが20%の割引をやった結果、かなり評価が高かったと私は思っています。武雄市に至っては、500円引きのこういう飲食店に関することをやって、途中、予算がなくなって途中でやめられたというぐらいに評判がよかったらしいんですけど、もう少し、これを活性化するためには、この飲食店向けにはちょっと違う考え方を入れたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺を含めて、いかがお考えでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 商工観光課長。

〇商工観光課長 (澤田健一君)

今、詳しい成果についてはまだ委託先の観光協会のほうから聞いておりませんが、何十件 かは来ているということは話は聞いておりますけども、実際の数字はわかっておりません。 ただ、利用率が30%も行かないんじゃないかなというような感じもちょっとしております。 当初の想定もそのくらいであったんですけども、100円券を5枚で、一つの店に5枚使用することができるようにしていますけども、テイクアウトに限定をしてましたので、そういうところで使いづらさもあったんじゃないかというふうに思っております。もちろん、今後については、当然一般質問でもございましたように、プレミアム商品券の中に飲食店の部分も含めたところで展開ができないかとか、これはいろいろ原課のほうでも考えております。なるべく、そういう飲食店に向くような、お金が流れるような仕組みをつくっていきたいなということで考えているところで、そういった部分で今後研究をさせていただきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

町長。

〇町長 (一瀬政太君)

温泉水のデリバリーサービスの件でございます。私も言うように、大変厳しい状況、旅館、温泉ですね、そういう中で何とかというような気持ちも出て、そういうアイデアが出てきたんじゃないかなというような思いを致しております。そういう中で、やっぱり官と民と一緒にやって、この危機に一つの風穴を開けていこうというような中から、ざっと、詰めてまでいきよったら、もういつまでなるかわからないというような形で。趣旨目的がはっきりしていて、そして、予算の事業費の範囲も許容できる範囲じゃないかなということで、それを進めていく中で、いろんな課題、問題が出てくるだろうと。出てきたことが、次の事業、また関連した事業につながってくるというような思いをしています。そういうふうな形の中で、今、老人ホームとか、そして生活の様式も変わってくる。そうすると、今テイクアウト、デリバリーもどんどん進んできております。そしたら、そういう発想、考え方の中で、一人住まいの老人世帯への配食とか、そして、そういうふうないろんなことがまた出てくるんじゃないかと、そういう課題、またそれに向かっていくことによって新たな知恵と工夫ができてくるんじゃないかなというような思いを致しております。

これが国とか県の事業であれば、とても、箸の上げ下げまできちんとしとかないかんけど も、波佐見町内のこの予算で、そして波佐見の特性を生かすのであれば、そういうことをや っぱりチャレンジしてみて、そして、その中で問題解決に向けていくことによって新たな課 題が見え、そして新たな知恵も出てくるんじゃないかなというような思いを致しております ので、予算の事業費の中では許容範囲じゃないかなというようなことで御理解をいただけれ ばというふうに思っております。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

〇3番(横山聖代君)

16ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費の節が18節. 未就学児支援給付金についてなんですけど、すみません、私がちょっと聞き取れなかったのでもう1回説明をお願いしたいんですけど、期間が4カ月とのことでしたが、この期間は何月から何月までの4カ月なのか。

それとあと、この支援の給付の仕方なんですけど、こども園とか、保育園というのは多分 自動引き落としになっていると思うんですが、それを、この1カ月4,500円を差っ引いた分 で、1カ月分徴収されていくのか。そのやり方を教えてください。

〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

未就学児の支援金ですけれども、まず、何月の4カ月間かということなんですけれども、これは当初、小中学校が先に支援をするということが決まってて、それが4月から7月の4カ月分だからということで、その給食費に相当する副食費を未就学児にも4カ月分支給をするという考えです。ですので、何月から何月という具体的じゃなくて、4カ月分相当ということになります。

支給の方法ですけれども、保育園とか認定こども園に通われてないお子さまもいらっしゃいますので、その辺、不公平感がないように、どのお子様もということで、国の臨時給付金がありましたけれども、そのような形で、まず、こういう支給をするから、受け取りを希望されない方はまた申し出てくださいという形で、申出がなかった方には児童手当と同じような形で、振り込みをしたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君) 横山議員。

〇3番(横山聖代君)

すみません、もう1回お願いします。

そしたら、いつからというのは、じゃあ、この補正予算が決まったから、6月か7月ぐら いからっていうことになるんですかね。

それとあと、保育園とかに行かれてない方には、そういった申請書か何かを配って、それで申請方式でされるのか。あと保育園に行かれている方たちにも支給という形になるのか、ちょっとその辺をもう一度お願いします。

〇議長(今井泰照君) 子ども・健康保険課長。

〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。

この補正が通りましたら、予算ができたということで、6月からというわけじゃなくて、6月1日現在で未就学児の方に対して、国の給付金と同じような形で、保育園に行かれていなくても行ってらっしゃっても、それぞれに支給をするという形です。未就学児のいる世帯全員に振込をさせていただくという形になります。時期については、これからしますので、7月中か、ちょっと遅くなったら8月までかかるかもしれないんですけれども、7月中にはなるべく振込をしたいと思っております。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○9番(尾上和孝君)

24ページをお願いいたします。

10款の教育費なんですが、これの4項、4目、節の17節なんですが、先ほど説明をしていただきました図書の消毒機購入費ということで聞いておりましたが、何かイメージ的に本をどんな感じで消毒するっていうイメージが湧いてこなかったので、もしわかれば、そこら辺りをちょっと説明をお願いいたします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

24ページ、10款、4項、4目、17節の図書消毒機購入費の御質問でございますが、新型コロナウイルスの関係で、いろんな業者さんが今こういった図書類の消毒の機械ということで営業をかけておられまして、その中で平均的なものを今回予算に計上させていただいておりまして、今後、見積合わせかなというふうに考えております。

イメージとすれば、大きな容器に図書を入れて、薬剤で消毒をするというイメージを抱いていただいて構わないかと思います。おおむね各メーカーさんもそういった仕様でありますので、今後、詳細に詰めていきたいというふうに考えております。

〇議長(今井泰照君) 尾上議員。

○9番(尾上和孝君)

大体のことはわかりました。そのときに返却された図書を消毒するということでしたが、 やっぱり図書室用の中でも、やっぱり図書を見られる方もいらっしゃいますので、そこ辺り も含めまして、定期的に読まれるような本というのを消毒していただきたいなと思いますの で、そこの辺りもよろしくお願いいたします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

一般会計の2号の補正で、薬剤の自動噴霧器も購入させていただいておりまして、既に図書館に2台配付をしております。定期的に既に消毒も行っておりますので、今回計上してます機器と併せて、そういった蔵書の消毒を進めてまいりたいと考えております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。開始時間は追って連絡いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第39号

〇議長(今井泰照君)

追加日程第1として、日程第2の議案第39号について、副町長に発言の願いが出ておりますので、これを許可します。

副町長。

〇副町長 (村川浩記君)

大変お手間をかけております。

議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)の審議に当たりまして、御意見を頂いております商工費の温泉水デリバリーサービス事業につきまして、制度の内容を決定した上で、再度、補正予算の提案をさせていただきたいと思いますので、本議案を一旦取り下げさせていただき、修正の補正予算(第3号)を提出いたしますので、御了承をお願いいたします。

なお、修正内容は、温泉水デリバリーサービス事業費補助金及びそれに係る財源のみとさせていただきますので、議案第40号以降の議案については、日程の都合もありますので、御了解の上、議事を進めていただきますようお願いをいたします。お手数をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

〇議長 (今井泰照君)

ただいま副町長から説明がございましたけども、本案について賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、本案については後ほど議事を行うことにしたいと思います。

日程第3 議案第40号

〇議長(今井泰照君)

日程第3. 議案第40号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第1号)を議題と します。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

〇水道課長(前田博司君)

それでは、議案第40号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第1号)について 御説明いたします。

令和2年度波佐見町上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 令和2年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額 を次のとおり補正する。

収入ですが、1款、1項. 営業収益3,123万円の減とし、第2項. 営業外収益、同額の

3,123万円を増とするものです。

支出については変わりございません。

今回の補正は、料金収入の減とするところを、一般会計からの補助金で補うものです。 内容を説明します。 4ページをお願いします。

収益的収支の収入ですが、1款、1項、1目.給水収益3,123万円を減とし、2項、2目. 他会計補助金、同額の3,123万円を増額するものです。

これは新型コロナウイルス感染拡大を受け、利用者の経済的負担を軽減するため、7月分請求から3カ月間、基本料金を全額免除するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山議員。

〇3番(横山聖代君)

4ページでしたね。4ページの水道料金の基本料を全額減免という話ですけれども、この 基本料金なんですが、口径別に基本料が変わりますが、13ミリが何世帯とか、20ミリが何世 帯とか、口径別に世帯数がどのくらいかお知らせをお願いします。

〇議長(今井泰照君) 水道課長。

〇水道課長(前田博司君)

13ミリについては、基本料金が5トンまでと10トンまでの2段階に分かれておりますので、 その月の使用量によって若干数字が変わってきます。あと上が20ミリ、25ミリ、40ミリ、そ れ以上というのがあるんですが、これについても、当然ながら3カ月間の間に開栓したり閉 栓したりがありますんで、数は定まっておりません。

大体の数字で言いますと、13ミリについては、5トンまでが大体1,200件、10トンまでが4,550件、20ミリについては70……。申し訳ありません、訂正します。今の数字は、すいません、公共施設が入っておりましたんで、もう一度最初から。13ミリ、5トンまでについては、1,180、10トンまでが4,560、20ミリについては67、25ミリについては45、40ミリについては27、それ以上についてはございません。

以上です。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号

〇議長(今井泰照君)

日程第4. 議案第41号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

〇水道課長(前田博司君)

それでは、議案第41号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明します。

令和2年度波佐見町工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次の定めによるところによる。

令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第3条)に定める収益的収入、支出の 予算額を次のとおり補正する。

収入ですが、第1款、1項. 営業収益230万8,000円を減とし、第2項. 営業外収益は同じ203万8,000円を増額するものです。

内容について御説明します。4ページをお願いします。

収益的収入の収入です。 1 款、 1 項、 1 目. 給水収益230万8,000円の減とし、 2 項、 1 目. 他会計補助金、同額の230万8,000円を増とするものです。

これは、上水のとき申しましたけど、新型コロナウイルス感染拡大を受け、利用者の経済 的負担を軽減するため、7月から3カ月間の基本料金を全額減免するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算(第1号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号

〇議長(今井泰照君)

日程第5. 議案第42号 波佐見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

〇稅務課長(山口博道君)

続きまして、議案第42号ついて御説明申し上げます。

波佐見町税条例の一部を改正する条例。

波佐見町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月10日提出。

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたため、所要の改正を行うものでございます。

次をお開きください。

1ページ、2ページが、改正分、それから3ページから5ページが、新旧対照表となって おりますけれども、先週お配りしました改正条例の概要版、両面印刷1枚ものでございます けれども、これで御説明をさせていただきます。新旧対照表と一緒に御覧いただきたいと思 います。

ではまず、今回の主な改正点は大きなポイントが3点ございます。

1点目が、固定資産税の軽減措置であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするというものでございます。

2点目は、徴収猶予制度の特例で、これも、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収を猶予できる特例を設けるものでございます。

3点目は、軽自動車税の環境性能割等の臨時的軽減の影響であり、これにつきましては、 自動車税、軽自動車税、環境性能割の税率1%を軽減する特例措置の適用期間を6カ月延長 し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするというものであります。

それでは、表に沿って説明をいたします。

まず第1条に改正の1番目で、附則第10条、読替規定となっておりますけれども、この中で下線部分の第61条または第62条という地方税法の条文が追加になっております。この追加された条文が、新型コロナウイルス感染症等による中小事業者等の固定資産税に係る課税標準額を減免するという部分になります。

まず、地方税法附則第61条につきましては、今年の2月から10月までの任意の3カ月の売上げで、前年同時期と比較した収入合計額が30%以上50%未満減少している者は固定資産税

の課税標準額を2分の1に、50%以上減少している者については固定資産税の課税標準額を ゼロに減免するものであります。

また、地方税法附則第62条については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、 先端設備等に該当する設備投資を新規に行う中小事業者を応援する観点から、これまでの適 用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、その固定資産税の課税標準をほかのこれまで の適用対象と同じくゼロとする改正であります。

ここの改正概要には「2分の1」と記載しておりますが、ここは「ゼロ」の間違いでございました。誠に申し訳ありませんけれども、「ゼロ」と訂正をお願いいたします。

それから一つ飛びまして、3番目の附則第10条の2第27項についての改正でありますけれども、この27項というものが新規に追加された項になります。

この内容につきましては、先ほど説明をいたしました地方税法附則第62条の内容を具体的に示し、対象となる固定資産税の課税標準に対する割合をゼロにするということをうたったものでございます。

続きまして、1ページの最後の4番、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税でありますけれども、軽自動車の環境性能割は性能に応じて取得費のゼロ%から2%が通常の税率でありますけれども、昨年、令和元年度の税制改正により、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間中に購入した場合の環境性能割の税率を1%分軽減するという改正がなされました。今回の改正では、その適用期限を半年間延長し、令和3年3月30日までに取得したものを対象とするというふうに改正がなされたわけでございます。

次に、裏面、2ページの5番、附則第24条第1項、その下の6番、附則第24条第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等ということで、これは新規に追加された条項であります。

ここでは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の手続等に関しまして地方税法の 規定を準用することをうたったものですが、今回新たに追加された地方税法附則第59条にお きまして、新型コロナウイルス感染症等の影響から事業収入に相当の減少があり、一時的に 町税等の納付が困難な方について、申請により1年間納税が猶予される特例制度が設けられ ました。

次に、第2条による改正の1番、2番は、法附則第60条及び第61条が追加されたことによる条ずれに対応したものでございます。

それから3番の附則第25条新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金、税額控除の特例及び4番の附則第26条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例も今回新たに追加されたものでありますけれども、まず、附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る指定行事の中止等により入場料金等の払戻請求権の全部または一部の放棄を指定期間内にした場合において寄附金をしたものとみなし、税額控除を行うものです。指定期間は令和2年2月1日から令和3年12月31日までで、税額控除の金額は20万円までとなっております。

また附則第26条につきましては、既存住宅を取得し、かつ増改築等した個人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により取得の日から6カ月以内にその者の住居の用に供することができなかった場合において、その既存住宅を令和3年12月31日までに居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除を適用できることとするものでございます。

以上で概要の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

新型コロナウイルス感染症関係の波佐見町条例等の改正概要書の中で、2ページの5番の欄ですね、附則第24条第1項の説明欄に書いてあります、下から3行目の「新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があり」っていう文言の中身はどういうものなのかを御説明ください。

もう一つは、その同じ2ページの2条による改正というところの3番目にございますけど も、新規の追加の条文の説明で、新型コロナウイルス感染症等に係る指定行事の中止等によ り入場料等の払戻請求権の全部または云々かんぬんと書いてあります。この指定行事とはど ういう行事のことを指してるんですか。

以上2点、お願いします。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

まず、1点目の御質問ですけれども、この概要版の2ページの5番だったかと思います。

この徴収猶予に係る特例の中で、一定以上の収入の減というところがどのくらいになるのかということでございますけれども、まずこれは、令和2年2月以降の任意の期間、これは1カ月以上ですけれども、事業等に係る収入が前年同期と比較して20%以上減少しているという状況でございます。

それから、第2条改正の3番ですかね、指定行事の中止等により入場料金等の払戻請求権の全部または一部の放棄があった場合の寄附金控除の特例でございます。この指定の行事がどういったものかということでございますけれども、これは文科省がガイドラインを示しておりまして、その中に文科省が示す指定行事ということで幾つか上がっておりますけれども、まず一つが、文化芸術またはスポーツに関するもの、それから令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催する予定であったもの、それから不特定かつ多数の者を対象とするものであることというように、個別具体的にですね、こういったイベントというようなことが示されているわけではございません。

今後に、しかし、この指定行事につきましては、町の条例の中でもどういったものである ということを指定する必要がありますので、今後もう少し研究しながら、国の状況とか近隣 の状況を見ながら指定をしていきたいと思っております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

二つ御説明いただいたんですけど、最初の質問の中ですね、相当の減少については、令和 2年2月以降、20%以上、1カ月分というふうな御説明がございましたけども、2月からも うずっとよかとですか、期間は。

それと、2番目の説明のですね、2条による改正で、指定行事というふうなことで文科省のほうが出してると。その指定行事に当たるのが、町内でそういう行事に当たる行事が実際に存在するとですか、せんとですか。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

徴収猶予の申請期間のお尋ねの件ですけれども、これはですね、令和2年2月1日から令和3年1月30日までに納付期限が到来するものということになっておりますので、来年の1月31日までに申請していただく必要がございます。

それから、指定行事につきましては、町内にそういった指定できるようなイベントに該当

するものがあるのかというところでございますけれども、町内の主催行事でそれに見合うも のはちょっとないかと思っております。今後またこちらとしても研究をしていきたいと思っ ております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

〇3番(横山聖代君)

私も、改正の概要書からなんですけど、1条による改正の部分の1番のところです。地方 税法附則第61条のところ、固定資産税の30から50が2分の1と50以上がゼロっていうとこな んですけれども、これは業者さんにこのことをちゃんと案内を出していただきたいっていう のが一つと、あと、この30から52万に減少してますよとか、50%以上減少してますよってい うのは、多分これって国が出してましたよね。それの分で、波佐見町も条例改正だと思うん ですけれども、国が指定した認定機関、税理士事務所とか多分公認会計士事務所が、ちゃん と30%から50%落ちとるよとか、50%以上落ちとるよという証明書を付けないといけないっ て書いてあったんですけど、その事業者さんが、顧問税理士さんが多分いらっしゃるところ があると思うんですが、その顧問税理士さんが国から認定機関として指定をされてるところ だったら、自分の顧問先だからってことで証明していただけると思うんですが、顧問税理士 さんがそういった認定機関として指定されていなかったり、または、税理士さんをつけない で、自分で確定申告とかされている事業所さんがいらっしゃると思うんですけど、そういっ たところには、認定機関として指定された税理士事務所だったりをちゃんとお知らせしたほ うが、どこから証明をもらえばいいのってなられるかなと思うので、こういうところもちょ っと優しく案内に出していただけないかなということです。いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

この課税標準額の減免部分につきましては、来年、令和3年度分の課税についての減免措置でございますので、今後、皆さんに十分わかるように説明と周知をしていきたいと思います。

それから、2点目におっしゃった顧問税理士さん等に頼む必要があるということですけれ ども、国のほうもこの第三者機関については認定経営革新等支援機関という名称をつけてお られますけども、おっしゃったように、税務とか財務等の専門的知識を有した方、税理士さんとか公認会計士さんとか弁護士さんといった方に見てもらってくださいということであります。議員おっしゃるように、顧問税理士とかがいらっしゃるところについてはその方に頼まれて結構だと思いますけども、そういう顧問の方をお持ちでないところについては、恐らく、商工会がこの任を担ってくださるんじゃないかというふうに思っております。まだはっきりしたことはわかりませんけども、今後詰めていきたいというふうに思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

同じところの改正概要、ちょっとわかりにくいんで簡単に聞きますが、中小企業といっても、個人もありますし、法人もあります。それで、事業用家屋に関わるですから恐らく事業用で使用している部分だと思うんですが、例えば、家屋の一部を事業所に使っていたり、あるいは同じ敷地内で家屋と並んで事務所を建てたりしてるところがありますよね。そういうところの扱いというのはどうなりますか。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

この事業用家屋について事業で使ってないところの家屋部分との割合をどうするかという ことでございますけれども、これは今までの申告でも、事業用にどれくらい使ってるという 本人さんの申出によって案分して、事業用の資産、課税標準というものを出してたと思いま すので、これに倣って取り扱うものと思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

同じ概要書の番号が1番のところに、地方税法、今関連した質問をされてますけども、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間ということでございますが、これは任意の3カ月を抽出するというのは、連続した3カ月間という期間の指定なんですか。そこら辺の確認をお願いします。

〇議長(今井泰照君) 税務課長。

〇税務課長(山口博道君)

おっしゃるとおりでございます。この2月から10月までの間で、任意の連続した3カ月ということでございます。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 波佐見町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号

〇議長(今井泰照君)

日程第6. 議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する 条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。道路構造令にその基準を規定する設備として、「自転車通行帯」

が追加されたため改正するものです。

改正内容をまとめた資料を添付しておりますので、13ページの資料と、新旧対照表は4ページから12ページになります。

波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の改正概要。

法例の趣旨。本来、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員2メートル以上を確保できないこと等により、これを整備できていない状況が多数生じております。他方、近年では、道路交通法第20条第2項の規定に基づく、普通自転車専用通行帯、幅員1.5メートル以上の設置が進んでおり、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されております。

このような状況を踏まえ、既設の道路のみならず、新たに整理する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令を改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道部分として、自転車通行帯を新たに規定することとしたものです。

まず1番、新規に条項を追加するものとして、第9条の次に――新旧対照表で言えば5ページになります、第9条の次に自転車通行帯を新たに規定し、第10条第1項から第4項を加えるものです。

一つ目に、第10条の第1項は、自動車及び自転車の交通量が多い道路に対しまして、自転車通行帯を設けることを書いております。第2項に、自転車通行帯が必要な場合は、車道の左端に自転車通行帯を設けることを書いております。第3項に、自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上とする。ただし、やむを得ない場合は1メートルまで縮小することができること。第4項に、その自転車通行帯の幅員は、自転車の交通の状況を考慮して定めることを追加しております。

2番目に、新しく字句を加えるものとして、第5条、第7条に、「自転車通行帯」の字句 を追加しております。

次に14ページをお願いします。第11条では、「道路の種別」と「設計速度」の字句を追加 して、第12条、第13条に、「自転車通行帯」の字句を追加しております。

3番目として、新規に10条の追加により条文の修正を行っております。1番目に、第4条の中で、条中「第42条」を「第43条」、第5条第5項のただし書中、「第33条」を「第34条」、3番目として、第10条から第44条まで、第10条の新規追加により第10条から44条までを1条ずつ繰り下げております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

最後のページの読み上げられた資料の中の文言についての質問になりますけども、法令の趣旨ということで後段のほうの3行の中に、既設の道路のみならず新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため自転車通行帯を新たに規定すると。

これは波佐見町の町道の話ということでございますが、現在どこを見ても自転車通行帯という道路の1.5メーター含めたところの整備っていうのは、ほとんどなされていないと思うんですが、このなされていないところがほとんどだと思うんですけど、今後、こういう規定を設けられていくということは、既設の町道も含めて、新規も含めて、自転車通行帯の工事に着手していくということでございますか。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

議員おっしゃられるとおり、波佐見町に自転車通行帯の区分はございません。この条例を、 さっき読まなかったんですけども、やむを得ない場合はこの限りではないということもあり まして、波佐見町の自転車の数とかにつきまして、そういう通行帯を設けるような数ではな いということで、波佐見町の計画では今のところ設けることは考えておりません。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

やむを得ない場合はこの限りではないと。それは最初に言ってもらいたいですね。

それと、波佐見町でこういう現状の運行の手段として自転車を使っているとなれば、中学校等の自転車通学ではないかと思うわけですね。その辺については、確かにやむを得ないものっていう理解の中に入れてしまうのか。自転車通行帯の整備については、まずは中学校を中心とした自転車通学の利用者のために、新しくわざわざこうやって規定を変えられるわけですから、積極的にやってもらいたいというふうに思いますが、どうですか。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

確かに議員おっしゃるとおり、中学生が自転車通学のときに自転車を利用されております。 波佐見町では、その代わりといいますか、歩道に関して自転車も通行できるという歩道がた くさんあります。

ちなみに言いますれば、県道では佐世保嬉野線もあります。川棚有田線、稗木場有田線、 町道で言いますと、波佐見縦貫線、西武線、南武線、皿山長野線とか、これは歩道を通って いいようになっております。そういうのも含めて、今のところ、これ以上、これから自転車 とかがいっぱい増えて、これは危ないなという状況があれば、用地買収とか何とかして道路 の幅員を広げてしなければならない時期が来るかもしれません。今のところは予定がないと いうことです。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

今、県道佐世保嬉野線の話をされてますけども、実際、中学生の自転車通学の方が、まだ 小学6年生が中学になりますので、慣れていらっしゃらない方もいらっしゃるんです。課長 はそういうふうなことで自転車が通行できるということも兼ねてやっているところでございますということでございますが、ここらで言いますと、宿の直線のファミリーマートの先の 陶もとさんから一ノ瀬石油の手前のところまでですけど、側溝蓋の上を自転車が通学で走ってるんですね。整備とおっしゃってますけど、行かれたことはないと思いますけど、側溝蓋 がちゃんとはまってなくて、急に上ったり下ったりしてる。そこを走ってるんですよ。

だから、こういう規定を設けられて県道はっていうふうなことではございますけど、一度中学校の自転車通学の路線を当たってみて、子供たちが安全に通行することが担保できないところは、こういう規定をつくられたのでちゃんとした整備を進められたほうが、改めて国が設けたから町のほうも変えますよと、ただそれだけの話じゃ意味がないじゃないですか。町道の規制を変えてるんですから。そこは積極的に取り入れて予算化するなりして、こういう規定を生かしてください。どうですか。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

議員おっしゃるとおり、宿の自転車通行については危険なところもあると思います。県道 でございますので、県のほう等とも協議して、一応、交通安全ということで、歩道を広げる ようにはしております。それも地元から来た要望でございまして、そういう要望とかありま したら積極的に県のほうにも要望していきたいと思います。町道に関しても、要望とかあれ ばしていかなければならないところはやっていこうと思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

〇11番 (太田一彦君)

今の自転車道の話なんですけど、答弁の中で、県道や町道の歩道を自転車道として使うというようなことを言われてますけど、現状で使えるような歩道っていうのがどれぐらいあるのかっていうのをちゃんとチェックしてもらいたいと思うんですよね。すごく段差があったりとか走りにくいところがあると思いますけども、そういうところもまずチェックを入れていただきたいと思います。

それと同時に質問なんですけど、西ノ原区画整理事業の中で、恐らく歩道が5メートルずつ取れるので、新規にそういう自転車道みたいなものの設置ができるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えをお知らせください。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

西ノ原の区画整理内の道路ですけども、基準がありまして、西ノ原の区画整理に対しては 歩道は5メートルですね。自転車の専用道を設けるということは、車道の左側に特別にまた 1.5から1メートルの区間を設けなさいということですので、今の西ノ原の設計してる道路 等には入れられません。もし入れるとしたら、追加して広くする形になると思います。

現状ですけども、先ほど言いました歩道を通っていい区間というのは、こっちでもどこからどこっていうことは調べております。ただ、宿から舞相の区間は歩道を通っていいっていう看板は、看板というか標識が設置されておりませんので、そこはこれで言えば通ってはいけないのかなとそういうふうに思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

〇12番(堀池主男君)

先ほどの答弁で、条例があって、要するに歩道を自転車が通っていいですよっていうようなことを言われておりますけども、後にぴしって付け加えんばいかんちゃなかですか。歩道を歩いている人の安全を確認ということを、今、載っとるでしょう、それは。歩道を通っていいですよということを言われたけども、その後に、歩道通るときには歩道を歩いてる人の安全を確認してから通りなさいということがあるわけでしょう、課長。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

当然、歩道の中を自転車が通るには安全を確認して通っていただきたいと。道路交通法に 言う標識が、歩道を自転車も通っていいですよという標識がありますということで、その辺 を今言ったところでございます。当然、通るには、安全を確保して通ることが必要と思いま す。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

これは事務的なことですが、表紙を御覧いただければ。提案理由の中にですよ、もし説明の中で訂正があっとったら申し訳ない、謝りますが、自動車通行帯ってありますよね。自転車通行帯だと僕は思うんですが。これがそのままなら結構ですが、もし違うなら訂正の申出をするなり、差し替えをするなりが普通だと思うんですが、いかがですか。

〇議長(今井泰照君) 建設課長。

〇建設課長(堀池 浩君)

訂正の文書が皆さんの机に配ってあると思いますけども。 (「ないですよ」と呼ぶ者あり) すみません、こちらには配ってあるんですけど。

ここにありますのが、令和2年第2回6月波佐見町議会定例会の議案の差し替えについて ということで、さきに提出しました議案の一部に誤りがありましたので下記のとおり修正い たします。

なお、修正に当たっては、差し替え分は改めてお渡しいたしますので、差し替えをお願い いたします。

修正議案1、議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正す

る条例ということで、上記議案書の提案理由に誤りがあったということで、修正内容が、誤りは「自動車通行帯」、正しくして「自転車通行帯」というものが。

〇議長(今井泰照君)

ただいまの件につきましては事務局のほうで預かっておりましたけども、皆さんの手元に 配っておりませんでした。誠に申し訳ありません。

大変失礼いたしました。ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号

〇議長(今井泰照君)

日程第7. 議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

〇副町長 (村川浩記君)

それでは、議案第46号について説明をいたします。

議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第

3項の規定により議会の同意を求める。

住所、波佐見町井石郷1359番地。氏名、宮川豊。昭和28年10月27日生まれ、現在66歳でございます。

次ページをお願いいたします。

宮川氏の略歴でございますが、学歴が昭和47年3月に長崎県立佐世保東商業高等学校を卒業され、職歴としましては、昭和47年4月1日に波佐見町役場勤務、平成17年4月1日には税務課長、飛びまして平成22年4月1日には総務課長ということで、固定資産評価審査委員事務局の課長を経験をされております。平成26年3月31日に退職されております。

公職歴は、一番下のほうですが、平成29年7月1日から波佐見町固定資産評価審査委員会 委員を務めていただいて現在に至っておりまして、3年間の任期の3年目、第1期目を務め ていただいております。

その裏面を御覧ください。宮川氏の経歴の一番最後のほうでございますが、令和2年4月 1日から現在までは、井石郷の自治会長も務めていただいております。

以上で議案についての説明を終わります。御審議方、よろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意される方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

日程第8 議案第47号

〇議長(今井泰照君)

日程第8. 議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

〇副町長(村川浩記君)

それでは、議案第47号について説明をいたします。

議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第 3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、波佐見町長野郷2325番地。氏名、三岳利之。昭和28年4月19日生まれ、現在67歳で ございます。

次のページをお願いいたします。

三岳氏の略歴ですが、学歴は昭和47年3月に長崎県立川棚高等学校を卒業、職歴は、昭和47年4月1日から佐世保郵便局勤務を皮切りに各郵便局勤務を経験され、平成26年3月31日に退職なさっております。

公職歴は、平成22年4月1日から24年3月31日までは甲長野郷の会計の兼公民館長、26年4月1日から28年3月31日までは甲長野郷事務長、平成31年4月1日から現在まで甲長野郷の自治会長を務められております。

裏面をお願いをいたします。

平成26年7月25日から現在までは、波佐見町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいておりまして、現在2期目、6年目を務めていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。 しばらく休憩します。 2時10分より再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第48号

〇議長(今井泰照君)

日程第9. 議案第48号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とすることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

それでは、議案第48号について御説明を申し上げます。

波佐見町農業委員会の委員に占める農業認定者の割合が過半数を占めない場合における認 定農業者に準ずる者とすることについて。

波佐見町農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定に基づく委員の過半数を認定農業者で占めることができない場合について、同法施行規則第2条第1号イ及びへの規定により、下記の者を認定農業者に準ずる者とすることについて、議会の同意を求める。

記。同意を求める者の事項。

イ、認定農業者等であった者。へ、農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの。

提案理由です。

農業委員の過半数を認定農業者で占めることができないため、法令の規定に基づき認定農業者に準じる者をもって充てることについて、議会の同意を得るものであります。

次ページの資料を御覧ください。

まず、法律の抜粋をいたしております。

第8条第1項につきましては、農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命するという 内容でございます。

次の第5項ですが、市町村長は第1項の規定による任命に当たっては、次の事項に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならないということで、ここで、定数の半分以上を第1号の認定農業者個人、または第2号の認定農業者である法人の役員等が占めなければならないといたしております。しかし、次のただし書に、その区域内に認定農業者が少ない場合、その他農林水産省令で定める場合はこの限りでないとも規定しております。

今回、議会の同意を得ようとしています農業委員の候補者でございますが、地域等からの推薦が10名、応募者が2名で、合計12名いらっしゃいます。そのうち第1号の該当者である認定農業者が3名、第2号に該当する認定農業者である法人の役員が2名ということで、過半数に3名不足するということになります。そのようなことで、次の農業委員会等に関する法律施行規則によりまして、その不足を補うということになります。

規則の第2条に、「法第5条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は次に掲げる場合とする」ということで、第1号に「当該農業委員会の区域における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を法律、第8条第5項各号に掲げる者、または次に掲げるものとすることについて、当該市町村の議会の同意を得たとき」となっております。この条文からいきますと、現在本町の認定農業者の数は61名でございます。農業委員会の定数が14名ということで、14名の8倍、122人を下回っているということでございますので、イからヌに該当する者を、議会の同意を得て認定農業者に準ずる者として充てるということでございます。

今回、同意を求める内容にアンダーラインを引いております。イとへに該当する者でございまして、議会の同意を得ようとしております。候補者12名の中に、イの認定農業者等であった者の該当者が1名、への農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者、こちらに該当される方が2名いらっしゃいますので、その3名を認定農業者に準じる者に充てたいということで、今回提案を申し上げているものでございます。

以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 中尾議員。

〇8番(中尾尊行君)

これは基本的なことなんですけども、この文章でいきますと昭和26年頃に農業委員会っていうのができたと推定されるんですけども。目的といいますかね、戦後ですから、どういう目的でできて、一緒に言いますけど、その後、大きな変遷というか経緯があったらですね、これまで。それと現状と、これから農業委員会の方がどういうことをやっていくのか、あるいはどういうことを行政としては望まれるのかをお願いいたします。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

昭和26年、農業委員会法が施行されております。こちらは、戦後の食料難の時代、農地を 守っていって農業を振興させて食糧難から逃れようというのが、当初の目的じゃなかったか なと思います。

変遷といいますか、当初の農業委員につきましては選挙によって選ばれておったわけですけども、前回、3年前に法が改正されまして、町長が議会の同意を得て任命するという形に変わっております。

農業委員の仕事といたしましては法令業務がございます。農地の移転ですね。それから45 条による転用、そういったものがございます。あとは農地のパトロールですね。農地が適正 に、管理されているかどうかというようなことをしております。

最近になりましては、今後の農業の在り方についても考えていただきたいということ、守

るべき農地のということで、法令業務以外にも、各地区で、ここにあります人・農地プランの実質化に向けた取り組みだとか、農地の集積に向けた取り組みなどにも関わっていただいておりますので、今後、農業委員というのは業務が多くなってくるんじゃないかなと思っております。

〇議長(今井泰照君) 中尾議員。

〇8番(中尾尊行君)

今、選挙から、指名制ちゅうか、任命制に変わったとおっしゃったんですけども、何か選挙の弊害と言いますか、何かまずい点が見つけられたからそういう形に変わったのか、それとも、任命のほうがより適当だということで変わったわけですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

私の知ってるところでは選挙がまずいというようなことではないようでございます。今の 農業委員会の在り方を検討された結果、任命のほうが適正じゃないかということで変わった ようでございます。

〇議長 (今井泰照君)

ほかにありませんか。

城後議員。

〇2番(城後 光君)

今回、その認定農業者以外を農業委員会の委員に任命するのに同意を頂きたいということなんですけども、今、認定農業者が61名いらっしゃるということなんですけども、単純に考えたら、この中から出せば人間は足りると思います。 1 点、農業委員における認定農業者が増えてないっていう現状があるのか、なぜ、今のタイミング。今回、認定農業者の方で手を挙げられる方がいらっしゃらなかったから、こういう問題が生じてると思うんですけど、今後、認定農業者になられる方が減少するからこのように規定を変更されるのか、その理由を教えてください。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

認定農業者の数につきましては、ここ数年間横ばいでございます。

認定農業者の方に手を挙げていただいてなっていただければ一番いいということでありま

すけども、地域の推薦もございます。農業委員さんも、地域的にちょうどバランスよく配置をしておかないと、法令業務もありますしパトロール等もございますので、なかなか難しいのかなと思います。

認定農業者につきましても、農業委員さんに推薦してくださいということで事前の説明会等でもやっておりますけども、何分地域の実情等がございます。そういったことで、なかなか認定農業者だけ、それから認定農業者に準ずる法人、法人の役員だけで賄うのが難しいかなというところで今回、準ずるものを認定農業者に充てたいということで提案しているところでございます。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

農業委員さんも、先ほどの御説明だと12名の内訳が、地域からの御推薦による方が10名、あとは公募で2名というふうにおっしゃったんですよね。公募はどういう状態の公募のやり方をされてるのかを御説明いただきたいのと、もう一つは、地方公共団体の計画、そこに中心的な役割を持った人、農家さん、農業者というふうなことで、今回の認定農業者以外の役員、委員推薦というふうに挙げられてるみたいですけど。地方公共団体の計画は、人・農地プラン以外はないとですか。これだけですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

地方公共団体の計画は、人・農地プランだけでございます。この人・農地プランの中に、 今後、それから現状で農業を担っていただいている方ということで記載している方が、今回、 該当する方が2名いたということでございます。あと、公募の件につきましては、今年の2 月からやっておったわけですけども、なかなか出てこなかったようなところでございます。 その中でも、2名の現職の方なんですけども、現職の方にもう1期やってもいいですよとい うことを言っていただいて、公募していただいたという状況でございます。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

確かに農業委員会ちゅうのは農地を守る立場で、農政等を、在り方、運用の仕方、これからのこと、転用かれこれもありますけど、協議をされる場というのは伺っております。そういう意味では、認定農業者が過半数という大本は、要は農業に精通をしている、また将来的に担い手、役割を云々かんぬんということで上がってることを考えると、より農業に関連した方々に農業委員として委員会の活動を活発にしていただきたいという、根幹にそういうのがあるんだろうと推測できます。

この後審議に入るわけですけども、女性の方がお二人入られてますね。こういう問題について、経歴とかを見ると主婦の方というふうなことも上がっております。この辺に関しては何らこの農業委員会の構成員については問題ないんですか。それとも、そういう方がいらっしゃるからかえって農業委員会が先ほど申しました目的に沿って活発に活動されてるっていう実績があるんですか。どういうことですか。

〇議長(今井泰照君) 農林課長。

〇農林課長兼農業委員会事務局長(古賀真悟君)

公募の方2人が女性ということなんですけども、農業委員の任命に当たっては、ある程度 バランスを取りなさいということがございます。まず、女性の委員を積極的に登用しなさい ということですね。ですのでそこは2人来ていただいてると。それともう一つは、利害関係 がない方を確実に入れるということがございまして、この女性の方2人は利害関係がなく、 それを満たすということで、こちらとしては非常によかったということを思っております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を

占めない場合における認定農業者に準ずる者とすることについてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第48号は同意することに決定しました。

日程第10~21 議案第49号~議案第60号

〇議長(今井泰照君)

日程第10. 議案第49号 波佐見町農業委員会委員の任命についてから、

日程第21. 議案第60号 波佐見町農業委員会委員の任命についてまでを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

〇副町長(村川浩記君)

それでは、議案第49号から議案第60号までについて説明をいたします。

議案第49号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

下記の者を波佐見町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条 第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住所、波佐見町永尾郷1449番地。氏名、小佐々和明。昭和31年4月2日生まれ、現在64歳でございます。

次ページをお願いいたします。

小佐々氏の略歴でございます。

1、農業の状況は、耕作面積が田27アール、樹園地30アール。主な作物が、水稲、果樹。認定農業者には該当されておりません。

2番目の主な経歴でございますが、職歴が会社員で、農業は現在も続けておられます。 役職歴は地域実行組合長となっております。

次に、議案第50号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

50号以下60号まで議案文が同じのため割愛をさせていただきます。

住所、波佐見町宿郷787番地。氏名、田崎博。昭和29年1月28日生まれ、66歳。 田崎氏の略歴は、次ページです。

1、農業の状況は、耕作面積、田120アール。主な作物は水稲。

認定農業者には該当されておりません。

主な経歴ですが、職歴は自営業、農業は現在も続けておられます。

役職歴は、波佐見町農地利用最適化推進委員を平成29年から現在まで務めておられます。

なお、3番目でございます田崎氏は、認定農業者に準ずるものに該当する農業者に位置づけられておりまして、先ほど同意いただきました地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者として、準認定農業者となっております。

次に、議案第51号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町村木郷821番地。氏名、西秀敏。昭和30年12月30日生まれ、現在64歳です。 西氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田140アール、畑20アール、樹園地230アール。 主な作物は水稲と茶となっております。

西氏は認定農業者に該当をされております。

主な経歴は、職歴、団体職員。農業は現在も続けておられます。

役職歴は、農事組合法人の理事を平成28年から現在まで務めておられます。

次に、議案第52号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町岳辺田郷472番地。氏名、柿川徹。昭和28年4月28日生まれ、67歳。

柿川氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田330アール、主な作物は水稲。

柿川氏は認定農業者に該当されております。

主な経歴は、職歴は団体職員、農業は現在も続けておられます。

役職歴は、農事組合法人の理事を平成27年から現在まで務めておられます。

次に、議案第53号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町長野郷1899番地。氏名、松下英二。昭和27年9月26日生まれ、67歳。

松下氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田280アール、畑10アール。主な作物は水稲、アスパラガス。

認定農業者に該当されております。

主な経歴は、職歴が会社員、農業は現在も続けておられます。

役職歴は農事組合法人理事を平成27年から現在も務めておられます。

次に、議案第54号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

波佐見町稗木場郷144番地。氏名、吉田正信。昭和26年11月16日生まれ、68歳です。

吉田氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田123アール、畑15アール。主な作物は水稲、アスパラガス。

認定農業者に該当されております。

主な経歴は、職歴が会社員。現在も農業を続けておられます。

役職歴は、波佐見町農地利用最適化推進委員を平成29年から現在まで務めておられます。 次に、議案第55号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所は波佐見町野々川郷1618番地。氏名、野川政春。昭和25年5月10日生まれ、70歳です。 野川氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田20アール、畑100アール。主な作物は水稲、 茶となっております。

野川氏は、認定農業者には該当されておりません。

主な経歴は、職歴が会社員。農業は現在も続けておられます。

役職歴は、波佐見町農地利用最適化推進委員を平成29年から現在まで務めておられます。

野川氏は、認定農業者であった者として準認定農業者であるということになっております。 次に、議案第56号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町井石郷2080番地2。氏名、前田勝喜。昭和27年6月5日生まれ、68歳。 前田氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田が50アール、畑が10アール。主な作物は水 稲、野菜。

前田氏は、認定農業者には該当されておりません。

主な経歴は、職歴が会社員。農業は現在も続けておられます。

役職歴は地域実行組合長となっております。

次に、議案第57号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所が波佐見町中山郷1954番地2。氏名、川島博昭。昭和30年3月31日生まれ、65歳です。 川島氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積が田280アール。主な作物は水稲。

川島氏は認定農業者に該当しております。

主な経歴は、職歴が地方公務員、農業は現在も続けておられます。

役職歴は、農事組合法人の理事を、平成28年から現在まで。また、波佐見町農地利用最適 化推進委員を、平成29年から現在まで務めておられます。

次に、議案第58号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所が波佐見町折敷瀬郷2110番地。氏名、松田智敏。昭和27年5月9日生まれ、68歳です。

松田氏の略歴は、農業の状況が、耕作面積、田115アール、畑2アール。主な作物は水稲。 認定農業者には該当されておりません。

主な経歴は、職歴が自営業、農業は現在も続けておられます。

役職歴は、波佐見町農地利用最適化推進委員を平成29年から現在まで務めておられます。

松田氏は認定農業者には該当しておりませんが、地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者として準認定農業者となっております。

以上、議案第49号から議案第58号までの10人の方は、地区からの推薦によるものです。 次に、議案第59号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町折敷瀬郷1419番地。氏名、山口栄子。昭和28年2月8日生まれ、67歳。 山口氏は応募による方です。

略歴を申し上げます。農業の状況は、耕作面積なし。主な作物もございません。 認定農業者にも該当されておりません。

主な経歴は、職歴が会社員、現在は主婦業をされております。

役職歴は、波佐見町農業委員会委員を、平成29年から現在まで務めておられます。

次に、議案第60号 波佐見町農業委員会委員の任命について。

住所、波佐見町川内郷67番地。氏名、松添信子。昭和27年4月24日生まれ、68歳。 松添氏も応募による方です。

略歴は、農業の状況、耕作面積、主な作物はございません。

認定農業者にも該当されておりません。

主な経歴は、職歴が幼稚園教諭、現在は主婦業をされております。

役職歴は、波佐見町教育委員会委員を平成14年から平成22年まで、2期8年務められております。また、波佐見町農業委員会委員も、平成29年から現在まで務めておられます。

以上、地区推薦による者10名、応募による者2名、合計12名でありますが、このうち認定 農業者が5名、準認定農業者が3名、合計の8名となっております。定数14名の過半数を認 定農業者と準認定農業者が占めることとなり、議案第48号で説明をいたしました農業委員会 等に関する法律第8条第5項の規定を満たしていることとなります。

なお、波佐見町農業委員会の委員選任に関する規則に基づき5月20日に開催をいたしました農業委員候補者評価委員会において、全員適任であるとの評価を頂いておりますことを申

し添えます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第49号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第49号は同意することに決定しました。 議案第50号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第50号は同意することに決定しました。 次に、議案第51号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第51号は同意することに決定しました。 次に、議案第52号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

「替成者起立〕

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第52号は同意することに決定しました。 次に、議案第53号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第53号は同意することに決定しました。 次に、議案第54号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第54号は同意することに決定しました。 次に、議案第55号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第55号は同意することに決定しました。 次に、議案第56号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第56号は同意することに決定しました。 次に、議案第57号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。 次に、議案第58号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第58号は同意することに決定しました。 次に、議案第59号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第59号は同意することに決定しました。 次に、議案第60号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。 本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立全員であります。したがって、議案第60号は同意することに決定しました。

日程第22 議案第61号

〇議長(今井泰照君)

日程第22. 議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

それでは、議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更について。

令和元年6月18日付で請負契約を締結した波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

本件は、波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。今回の変更でございますが、変更前の契約金額2億

5,756万3,900円に1,536万400円を増額し、変更後の契約金額を2億7,292万4,300円とするものでございます。

次ページ、別紙参考資料をお開きください。今回の変更の概要でございますが、現在の工事の進捗状況及び見込みに応じた内容変更が主なものでございます。また、カフェについて 仕様の変更と設備の追加を計上しているものでございます。

2の請負金額の変更については、先ほど御説明を申したとおりでございます。 変更の概要についてでございます。

まず、(1) 既存棟についてでございます。今回、小屋裏換気装置、下の参考資料の、左 上の写真でございますが、屋根裏の換気がどうしても籠もるという指摘がございましたので、 ここ穴が開いてるようになっておりますが、小屋裏の換気装置を3カ所追加を行っておりま す。併せて雨漏り防止金具の追加を行っておりまして、先ほどの写真の下、雨漏り防止金具 として茶色の部分の金具があると思います。瓦と壁との間に、金具、金具というか板ですが、 これを追加しております。

これも、強風時に雨が舞って建物内部に水が侵入するという指摘がございましたので、今回この板金を81メートル追加をしているものでございまして、これが59万9,500円となっております。

- 次、(2)新築棟①でございますが、主要鉄骨資材単価の改定、数量変更等で697万6,200 円を追加しております。
- 次、(3)同じく新築棟でございますが、②としておりますが、新築棟の外壁の資材の単価として166万9,800円を追加をしているものでございます。
- 次、(4)電気設備工事として、館内来館者用無料Wi-Fiの設備の追加として115万8,300万円300円を追加をしております。これはかねてから、来館者の情報発信を促してほしいということで、2カ所のアクセスポイントを設置をいたします。なお、町の公共施設に準じて検索の履歴とかが分析できるような装置も併せて設置をいたしますので、この追加を行いたいというものでございます。
- (5) 電気設備として、既存棟から新築棟の幹線経路の変更ということで、埋込から架線 方式へ変更したことに伴いまして、43万7,800円としております。これは既存棟から、鉄骨 組みの新築棟はあるんですが、渡り廊下に基幹の電線を当初埋め込むことにしておりました が、断線とか故障したとき、そこの渡り廊下を掘り起こして修理をしなければいけないとい

うことで、現実的ではないんじゃないかという指摘を受けましたので、これを、架線方式、 空調を渡す方式に改めるということで追加を行うものでございます。

次、(6)機械設備としまして、空調機ダクトの仕様変更及び経路の変更、配水管の経路の変更ということで、144万7,600円を計上させていただきます。ダクトについては、少し容量が足りないという指摘がありましたので、少し容量の大きいもの、そして、新築等のダクトを、これもやはり小屋裏の換気が少し籠もるということでダクトをつけて、併せて経路の変更も行ったところでございます。

経路の変更については既存棟の変更でございまして、空調機とか、または各種エアコンの配管でございますが、どうしても既存の柱等があって取り回しがきついということで、設備会社の申出によりまして経路を変更いたしました。また、配水管の経路の変更については既存の土管に埋め込むようにして流すようにしておりましたが、やはり土管が割れやすいということがわかりましたので、新たに設けて経路を変更したということでございます。

次、(7)外構工事でございますが、モチノキの伐採の追加で、同じく処分費を追加をしまして、84万2,600円を追加をさせていただいております。これは右上の写真でございますが、写真がわかりにくいんですが、モチノキが石垣の上に植えてあります。ちゃんと根が張っているんですが、遠い将来を考えたときに台風等で倒木して、隣が通学路でもございますので、何かしら被害が及ぶんじゃないかという指摘が寄せられましたので、この際、伐倒して、これを除去するものとして、84万2,600円を計上させていただいております。

次、カフェの①として、棚の追加、カウンターの大きさ変更、飾り棚の撤去ということで 116万4,900円を計上させていただいております。

飾り棚ということになるんですが、右下の写真を見ていただければと思います。肌色壁紙に濃い茶色の柱があると思いますが、これは実際は飾り棚でございまして、構造的な柱でございません。カフェの設置をするに当たってこれは要らないんじゃないかという指摘がありましたので、この茶色の部分を撤去するということで、撤去後、壁を復旧し、壁紙を貼るということで、トータルで116万4,900円を追加させていただいております。

(9) カフェの②として、専用コンセント、USB対応コンセントの追加を行いまして、34万5,400円を計上させていただいております。これはカフェ事業者が担うコンセントとカウンターの上に、来館者がスマホ用の充電を行うためにUSB対応のコンセントがあったほうがいいという提案がありましたので、それをするために、今回、34万5,400円を追加する

ものでございます。

最後に、(10) カフェの工事として、設備として、シンク、製氷機、冷蔵庫として71万 8,300万円を追加し、トータルで先ほど申し上げました1,536万400円とするものでございま す。

なお、次ページに、カフェの概要として、カフェの見取図を提示させていただいております。そして、併せて右のほうにシンクと冷蔵庫、製氷機の写真と大きさを示しております。 なお、カフェの配置、人が座ったときどうなるかという着座イメージも載せているところでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

参考資料の波佐見町交流館の設備工事変更の内容という概要書に沿って質問いたします。 変更の概要の欄で、まず最初に既存棟における1番で、既存棟における小屋裏の換気装置や 雨漏り防止、こういう問題は当初の設計に入ってたんじゃなかとですか。突然こうやって追 加等をされるのはおかしいんじゃないかということ。

また5番目と6番目に当たって、電気設備、機械施設で、それぞれの経路変更はなぜ設計 どおりに行かなかったのか。設計変更、逆に短い路線を使えば減額になるはずですよね。そ ういうのも検討されたのかどうか。

7番目に上がっております外構工事でも、モチノキの伐採の追加、処分費とありますけども、伐採費と処分費ってそれぞれ幾らなんですか。そもそも伐採の必要性については説明がないし、検討委員会には造園関係者も入っていらっしゃいますよ。その中で十分検討する時間は、1回否決しておりますのであったはずにもかかわらず、先ほどの場合の台風による倒木のおそれがある云々かんぬんということをおっしゃってますけど、十分検討されて残すことになったのにもかかわらず、そういうことを緊急に変更されるというのはおかしいんじゃないかと。

8番目のカフェの内容、1の内容はそれぞれの金額がわかりません。カウンターの大きさの変更等は小さいものに変更したらもっと減額できるんじゃないですか。変更した場合は安

くなる場合もあるじゃないですか。棚とかカウンターは本来そこに入るテナントが設置する ものですよ。そこまでのことを税金を使ってカフェを推進する必要があるとですか。本来は、 テナント、入る者が全て準備するんです。その在り方、考え方について、教育長のほうから も答弁ください。

10番目ですけど、カフェ③のシンク、製氷機、冷蔵庫も、先ほど言ったように、当然、テナントが準備すべきものです。ここまでのものを準備するんですか。どこまで血税を使うつもりでおるんですか。説明願います。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

それでは、順番にお答えしたいと思います。

まず、既存棟の小屋裏換気の関係でございますが、いきさつがありまして、当初は、ここは瓦ぶきで施工するようにしておりましたが、途中で経費を抑えるために、ガルバリウム鋼板のほうに仕様を変更しました。その際に、実際つけるべきだったと思うんですが、設計を急ぐあまり、これが実際は漏れておりました。施工に当たって、やはり電気の関係者の方から、小屋裏に上って施工すると熱気が籠もって施工がしにくいということで、当初どおり換気装置もつけないでいこうかと思ったんですが、やはり、そういった申出があれば、やはり熱が籠もって中の配線等、機械等が傷むというおそれもありますので、そういったことでつけたということでございます。

そして、電気設備関係の経路の変更等でございます。

設備会社のほうも、かなりいろんな施工について努力をしていただいたわけでございますが、やはり既存の柱とかに当たるということ、取り回しの関係があって施工が極めて難しいということで、再三再四、申出がございまして、どうしても施工に当たって無理に施工することも考えたんですが、やはり何かしらの不具合が起こって、後だってまた追加の修理の費用がかかるというのは本意でございませんので、そういった中でやむを得ず経路の変更を行ったところでございます。

次に、モチノキの関係であろうかと思いますが、建設検討委員会に当然造園の方がいらっしゃいまして、その方は大丈夫であろうということでお話を頂戴をいたしました。ただし、昨年大風が吹きまして、やはり考えたときに、やはり通学路に面して、5年、10年、20年とか経ったときに、木はどんどん大きくなりますので、やはり万が一があったときに、あのと

き伐採しとけばよかったねて言われるのはやはり本意でないということで、関係者が寄りまして、特に設計監理のほうも寄りましていろんな御意見を聞いたら、やはり将来に禍根を残すよりここは切ったほうがいいだろうという御意見いただきましたので、そこは、今回、お諮りをしているところでございます。

そして、カフェの関係であろうかと思います。費用について若干御説明をいたします。

まず、カフェ1の費用の116万4,900円の内訳でございます。棚の関係が50万4,900円、カウンターの大きさが18万7,000円、飾り棚の撤去、壁の普及が47万3,000円の計116万4,900円でございます。

前後しますが、モチノキの関係もお知らせをいたします。お待ちください。大部分は、モチノキの伐採に係る費用でございますが、処分が25万円程度でございますので、差引きが伐 採費用ということでお願いをいたします。

そしてカフェの関係について、テナント事業者で見るべきでないかというお話を頂戴をいたしております。これについては、脇坂議員の一般質問における答弁と重複する部分があるかもしれませんが、やはり、来館者が2万人、1日当たり六十数名、そのうち、1割から2割がカフェに来たと想定して、1日10名前後、その中で採算を合わせるというのは至難の業だと私たちは思っております。一方で建設検討委員会でも、カフェの設置は強く望まれております。

そういった中で、私どもとすれば、このカフェついては公設民営的な考えで設置をすれば、カフェの安定的な運営が図れるものではないかというふうな思いで、今回お諮りをしているところでございます。

歴史文化交流館の思いについては教育長もかねてから知っているとおりでございますが、 やはり展示部門、そして交流部門、そしてこのカフェの部分が三位一体となって集客をした いという思いでございますので、どうか御理解の上、お願いしたいという思いでございます。

〇議長(今井泰照君) 教育長。

〇教育長 (中嶋健蔵君)

テナントの在り方についてですが、今、次長のほうからお話がありましたように、住民の皆さんが集い、憩い、楽しめる場所である、こういったカフェを設置することについては、検討委員会のほうでもぜひ設置をというふうな話がありましたので、そういった設置をしていく中で、やはり初期投資については大変な部分がありますので、そういった部分について

は、町のほうで補助をしてスタートできればなというふうなことで考えております。

〇議長(今井泰照君) 三石議員。

〇4番(三石 孝君)

カフェの問題については、税金を投入することについては何ら不思議もないように淡々と 御説明されてますけど、通常では考えられないことをなさってるっていうことだけは肝に銘 じてください。本来ないですよ、こういうことは、民間でも。あんまりしたことですから考 え直したらどうですか。

それと、先ほどモチノキの伐採で60万近い、処理に25万。これは契約書の24条に請負金額、 代金の変更に当たっては発注者と受注者が協議をして定めると。これは不思議に思いません か。60万円ですよ、伐採に。処分に25万ですよ。どう考えてもおかしいでしょう。そこまで の費用がかかるとですか。協議されたとですか。こっちの言い分はちゃんと出したとですか。 受注者の言いなりじゃないですか。そこはもっと点検してください。

もう一つは、この説明の参考資料の中の2番、3番に上がっておりますけど、新築棟で1、2の資料単価を改定とありますけども、物価水準の変動はいつの時点のものですか。また数量変更等もあります。設計が変わったのですか。単なる数え間違いなんですか。説明ください。2番の主要鉄骨資材の単価改定、数量変更等がありますけども、今回の請負契約の中の変更分と書かれてるのは、約45.4%、697万6,200円という大金の説明です。その説明にですよ、この1行に何て書いてあると思いますか。外壁資材単価改定、もしくはその上、主要鉄骨資材の単価改定、数量変更等ですよ、等。何ですか、この「等」は。半分近い金ですよ、1,500万の。「等」ってどういうことですか。全然わかりません。ちゃんと説明してください。そもそもこういうやり方を簡単に1行で説明して、議会軽視じゃないですか。「等」って書けばよかとですか。

もう一つ行きます。手続的なことなんですけど、契約書によると、第25条1項に、工期の請負契約締結の日から12カ月経過した後に、日本国内における賃金水準または物価水準の変動により云々かんぬんとあります。本契約は、令和元年6月18日に議決しており、12カ月を経過した後には当たりませんよ。なぜ提出できるんですか。御自分たちが契約された内容に書いてあるじゃないですか。

同じく25条2項に、変更前残工事代金と変更後残工事代金との差額のうち、変動前工事代金の1,000分の15を超える額につき、請負契約金額の変更に応じなければならないとござい

ます。この計算式をちゃんと示してくださいよ。本来あった工事が変更されて、本来あった 工事については請負契約の金額の中に入っとるわけですよ。その後いろんな資材高騰を含め て変更があってるわけでしょう。そういう差引きがあって、なおかつ1,000分の15以上は払 いなさいとなっている。こういう計算式の基でちゃんと計算されてるんですか。

同じく25条の3項に、変動前工事代金及び変動後工事代金額は、請求があった日を基準と してありますと。請求日はいつですか。

以上、七、八点、まとめて答えてください。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まずカフェについてでございますが、いろんな考えがあるということは私たちも承知をしております。一方で今回の金額であるように220万程度の追加をお願いをしておるわけでございますが、これを実際、テナントを募集して御負担させるとなったときに、それだけの集客が見込まれる施設であろうかということは大きく検討に値するのではないかなと思います。これだけのものを強いて経営がうまくいかなかったとき、やはり責任等々がなってきます。

私どもとすれば、やはりカフェを設けて、相乗効果を図って集客を図りたいと思いますので、重複するかもしれませんが、公設民営的な考えでやはりカフェを設けたいというふうに考えております。そうすることによって、仮に今内定を出してる方が駄目だとしても次の方が入りやすいのではないかと思います。仮に、この方が280万投資して駄目だ、撤去した、次の方に、これだけ費用がかかりますよとなったときに次の方が来るでしょうか。来ないと思います。ですので、やはりここは私どもがしっかり当初整備をして、初期投機を少なくしてやっていただくというのが私たちの思いでございます。

次にモチノキの関係であろうかと思います。モチノキの関係についてはやはり、これだけの巨木でございます。そのまますることもやぶさかではございません。しかし、そういった危ないというお声があったときに、それを目をつぶって先に延ばして、20年後ぐらいに倒木して、何かしらの事件が起きたとしたときに、あのときああいうふうに話ばしよったよねっていうことがやはり今の私たちの担当とすればやはりそこはしっかり受け止めて、伐採をお願いをしたいというふうに考えております。

どうしても、その辺でいろいろいきさつがあるわけでございますが、そういったお声が寄せられた以上は、しっかり私たちも検討し、設計業者に確認したところ、やはり木は、今は

いいかもしれないけど、どんどん大きくなるので、そういった危険性があれば、今のうち、ちゃんと業者が入ってるときに、除去したほうがいいとアドバイスも頂きましたので、そういったことでお願いをしたいと思います。

そして、鉄骨等の資材の関係について複数御質問を頂きましたので、若干整理して御説明 をさせていただきます。

三石議員は情報公開請求で多分契約書をお持ちだと思いますので、それに基づいてしますが、今回私どもが請負契約の変更をしているのは、第25条の第5項の項目でございます。議員さんについては、1項から3項についてのお話を頂戴したわけでございますが、私たちは5項を今回変更を考えております。

これは通常言われる、議員さんがおっしゃったのは、全品スライドということで、物価水準等が変動したとき全体を見直しなさいよということでございますが、今回私どもは、5項の特別な要因により、工期内に主要な工事材料に変動を生じた場合、請負金額が不適当となった場合は、発注者または受注者は請負金額の変更を請求することができるという規定がありますので、私どもはその規定に基づいて今回協議に応じたところでございます。

請負業者さんからは、3月に町のほうに申出がございました。設計で見込んだ単価と、実際の実勢単価の乖離が著しい、企業努力ではいかんともし難いと、どうか協議に応じてくださいということでございましたので、設計会社に調査をし、その辺を見て、トータル的に主要な部分である鉄骨材、外壁については、この条項に基づいて見ようということで、設計関連の業者に調査をし、または、請負業者の上山建設にもヒアリングを行い、各種資料を確認した上で、この単価にしたわけでございます。

なお、説明の中で、「等」という言葉を使ったことについては十分な説明がなかったということでおわび申し上げたいと思いますが、塗装とか運搬とかというところにもついても単価の調査をしておりますので、そういったところの含みもあるということ、おわびして御理解をお願いしたいというふうに思います。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

〇12番(堀池主男君)

ちょっと関連してですけども、まず(7)番、モチノキを撤去するっていうことで、危険

であればそれは当然でしょうけども、次長、これをインターネットかれこれで出して、無料で撤去作業までしてやるということを勉強されたか。そういう方法もあると思うんですよ、今。造園業が何社ぐらいあるかわかりませんけども、そこあたりにも言って、撤去作業はもうおたくでしてもらえば、このモチノキは全部やりますよっていうことであればね、それも一つの方法と思いますよ。

そしてカフェの問題ですけども、委員会でも私はいろいろ言いましたけども、次の人が、 今の答弁で、来る人おらんでしょうって、失敗すればね、言われたけども、いつも言われる ことは、検討委員会で決まったどうのこうのってずっと言われてきました。しかし責任は誰 が持つかっていうことですよ。これだけの施設をして、設備をして、例えばそれを撤去せな いかんて。次は今度、ある議員も言いよったように、そこに今度、自動販売機を置くってな った場合ね、どういうような形になるか。

例えば私はね、長く続かんと思うんですよ、このカフェは。まだやってみらんばわからん けん言われんですけども、私の考えですけども、カフェいかんと。ただ格好がいいから交流 館にカフェもしたいと。それはいいでしょう。そして今度、逃げ口としては委員会でという ことですけど、最終的には誰が責任持つんですか、二、三年で駄目になったときは。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず1点目のモチノキの伐採等を公募してはどうかということでございますが、そもそも 私ども教育委員会が契約を締結し、請負業者さんにその内容を指示しているわけでございま すので、第三者が介在するというのはそもそもいかがなものかというふうに思いますので、 やはり、その区域の工事を任せている以上は、今の受注者の方に対応していただくというこ とがやはり正しいのではないかなというふうに考えております。

あと後段の責任の所在でございますが、最終的にやはり設置者の教育委員会の責任ということになります。ただし、私どもも、こういった大きな事業については様々な方々から意見を聞いて、その意見をもかなえるべく努力をしております。私たち職員だけで物事を決めるわけにはいけません。いろんな有識者の方、地域の方々、公募の方々、その方々の意見を聞いて、よりよい施設にしたいという思いで意見を聞いておりますので、それをかなえるべく私たち事務局職員は、一生懸命頑張ってると言えば言い過ぎかもしれませんが、それをかなえるべく、やはりこういった事業を進めているということで御理解をお願いしたいと思いま

す。

〇議長 (今井泰照君)

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。3時30分より再開いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの三石議員の質疑に対して、答弁漏れがあったと教育次長のほうから発言の申出が あっておりますので、これを許可します。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

三石議員の質問の中に、基準日はいつかということで御質問がありましたので、その部分 が漏れておりましたので、申し添えたいと思います。

まず鉄骨でございますが、昨年の12月10日、外壁が本年の2月26日でございます。申し訳 ございませんでした。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

〇議長(今井泰照君) 堀池議員。

〇12番(堀池主男君)

先ほどの続きなんですけども、カフェの問題ですね、ざっと計算してみたらこれだけでも 228万6,000円ぐらいになっております。そして先ほど言いましたように、まだ早いかどうか わかりませんけれども、公募をされて、そして公募した人がもう決まっているかですね。名前まではいいです。決まっているか決まっていないか。

そして先ほどの答弁では、もう次はないでしょうということで、まずこれは努力はみんなでせないかんでしょうけども、もう来ないでしょうということを言われて私もびっくりしたんですけども、やっぱりここのカフェというのは問題があるんじゃないかなと思っております。そして、出られた責任ということでしたけども、この辺がどういうような形で出られるかもわかりませんけども、家賃ですね、大体その辺が大体わかれば、月幾らで入られるか。そういうことで、そしてその公募された方は入ってくるだけなのか。例えば、何らかの共益

金とか、例えばこの一部とかっていうようなことがあっているのか、その辺をちょっと詳細 を。わかる範囲でいいですから。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず、カフェの事業者さんについてでございますが、昨年の7月に公募を行いまして、9 月末までが応募の期間だったと思いますが、1件の応募がございまして、そして面接等、また内容等を聴取しまして、11月頃に内定の通知を出しております。内定です。ということでございますので、業者さんについてはそういう状況であろうというふうに思います。

2点目に、そういった方の責任の云々ということであろうかと思います。本来であれば、 しっかりした契約書を結んで、そういった退去時、退店時の内容等についてもしかるべき時期にちゃんと締結したいと思っておりますし、使用料についても、これも後立って使用料条例の御提示しますので、その際に御審議をしていただきたいと思いますが、まずはこういった、町で建物に付随する部分についてはしっかり整備をさせていただきたいということで考えております。

やはりこれだけの、220万程度ということでお話を頂きましたが、その辺をテナント方に 負わせるか否かということについては、やはり私どもとすれば、その方に負わせて駄目だと すれば、新たに次の方が来たときに二の足を踏むのではないかなという思いで、まずは町で しっかり整備をさせていただきたいということで考えているところでございます。

○議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

参考資料の中で、(2)ですけども、新築棟(1)として、主要鉄骨資材等価格、資材等単価改定・数量変更等というのがありますけども、まず、この資材単価の改定のアップ率ですが、これが1年間にどのくらいあったものか。6月18日の締結のようですので、この間にどのくらいアップがあったものか。そして、量もわかれば教えてください。

それから (10) の中に、カフェの備品の新設として、シンクと製氷機と冷蔵庫があります。 これの単価ですね。それからあと1件ですが、先ほどから話題になってます、モチノキです けども、これは残しておけば立派なシンボルになるんじゃなかろうかと私は思っておるんで すよ。後々予期せぬことが起これば困るということでございますので、素人でいろいろ言えませんけども、例えば、根っこが下のほうが入ってないかどうかですね。盛ってありますから、盛った下まで入ってないかどうか、その辺の調査とか、それから上のほうを途中で切ったような形跡もあるんですけども、その辺で抑えられないか。あんまり風が当たらんような方法ですね。その辺の検討はできないでしょうか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず1点目の鉄骨の単価の内容についてということでございますが、鉄骨の種類については100種類ほどありまして、それを全て申し上げることは、ちょっとかないません。主要な部分、一番大きな部分を例えということで御提示をしたいと思いますが、鉄骨の中のH鋼という種類がございます。その中の規格でSN400Bという規格がありますが、これがトン当たり9万7,000円でございましたが、先ほど言った段階で、これがトン当たり12万円ということになっておるとこでございまして、やはりそういった状況であるということでございます。

多少触れますが、本当、今回の設計にあたって、公共事業でございますので、鉄骨のグレードを指定をしております。鉄骨は6段階にグレードが分かれますが、真ん中のグレードを指定をして、その中のグレードを扱える県内の工場というのが限られておりますので、その中で発注を行っているという状況でございます。それを確認して今回、設計監理会社が単価の改定やむなしということで、必要書類もありましたので、私どもとしてもそれが適当だということで今回お諮りをしているところでございます。

次に備品の関係でございますので、ちょっとお知らせをしますので、よろしいでしょうか。 まず、シンクが5万600円。製氷機、27万7,200円。冷蔵庫、25万800円。そして、付属設備、 天盤とか枠とか、あと据付費が13万9,700円。合計の71万8,300円ということになっておりま す。

次に、3点目のモチノキでございますが、これが地べたにちゃんと生えとけば大きなシンボルになろうかなと思うんですが、盛った石垣の上にあるというのがやはり一番気になるところでございまして、根がどの程度まで来てるかというのが十分わからない状況でございます。そこを取ってみてはどうかとなると、やはりそこの石垣が崩れてますます危険になるということでございますので、設計監理会社からも、15年、20年先のことを考えると、今、こ

ういった重機が入ってしっかりした状況であれば伐採もやさしいので、そこはやはり長い目で見ると伐採されたほうがいいですよというアドバイスも頂きましたので、私どもとして、 今回お願いをしているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

〇2番(城後 光君)

すいません、変更内容の参考の資料からなんですけれど、4番の館内来館者用無料Wi-Fiの設備なんですけども、実際、これが使えるWi-Fiのエリアなんですけれど、館内だけなのかそれとも庭園部でも使えるのか、どの辺りまで使えるのか教えてください。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

私の説明の中で、既に町の公共施設のほうに設置がしてある基地と同規模、同性能のやつを設けるようにしております。2カ所で考えております。1カ所はやはりカフェのそばということになりますので、カフェの全面、広場のほうも十分入るということで考えているところでございます。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

あと、この参考資料の変更概要の中の、先ほど鉄骨の単価で、鉄骨の種類が100種類以上 あるということで、H鋼S何たらのこの表示、トン9万7,000円が12万円になったっていう のは、大体何トンぐらい使われるのか教えてください。

それから、(3)の外壁資材の単価改定についてもお知らせください。幾らから幾らになったのかというのをお知らせいただきたいと思います。

それから、カフェについては、我々の考え方と教育委員会の考え方に若干ずれがあるんですけども、これだけの準備をされるっていうこと自体がすごいなと思うんですけど、そのあとの家賃等をここでお知らせいただきたいと思います。

それと、カフェの公募をされたときの条件としては、こういういろんな設備を用意します よというのがもともと入ってたのかどうか、そこもちょっと確認をさせていただきたいのと、 要は、内定された後の話合いによってこれだけの準備をしてもらわないと入らないよと言っ てるのかどうか、その辺の中身をちょっとお聞かせいただきたいと思います。 一応それだけお願いします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

鉄骨の種類ということでお伝えしましたが、ボルトとか、あといろんな鋼種がありますので、鉄骨だけで100種類というのはちょっと私も盛り過ぎたと思いますので、それはちょっと訂正させていただきます。

ちなみに、先ほど申し上げたSN400BというH鋼の仕様単価でございますが、4.97トンを使用しております。トータルで言うと、全てのトン数で言うと、お待ちください、34.17トンが全体の鉄骨のトン数かなというふうに思いますので、そういった様々な規格の鉄骨を組み合わせて建物ができるということでお願いをしたいと思います。

次に、外壁ですが、外壁も数種類ございますので、一番上がった部分を御参考に申し上げると、平米当たり8,730円の外壁が平米当たり1万2,240円に上がった外壁もあるということもございますので、それを含めて設計の単価改定をしたところでございます。

次に家賃についてでございますが、条例に関わることでございますが、現時点では、こういった設備関係、部屋の使用料を合わせて1万5,000円で考えております。これは公募の時点でもその旨で公募を行っております。

その中で、話合いをしたからこういうふうになったかということでございますが、公募の 段階では、配管等についてテナントの意見を聞いて協議をしていきますということでしたわ けでございます。当然、協議の過程で、来館者が幾らだ、その中でカフェが幾らだ、そした ら、そういったところで自分ができること、そして役場にしてほしいことという、そういっ た話の中で、最終的にやはり公設民営的な話でいこうというのは当初から考えておりました ので、ここまで建物に据え付けられる設備については町でしっかり見ようということで考え て、今回お諮りをお願いしているところでございます。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

もう一つ、先に聞かれた分ですか、(5)なんですけど、説明が納得できないんですけど、 埋設から架線方式に変えたときに何でそんなに。例えば、メーターで表示すると何メーター 延びることになるのか。よくわからないですけど、どういうことで延びるのか理解できない んですよね。架線方式にした場合でも、埋設した場合でも、あんまり変わらないんじゃない のかなと素人的には思いますし、自分がもしこれを建設しよったら、これは取り過ぎやろう と思いますけどね。

それと、先ほどからの鉄骨の件なんですけど、100種類は盛り過ぎでしたと。こんな答弁 はありませんよ。みんな100種類使ってると思ってますからね。こういう言い方はやめてく ださいね。

それと、鉄骨の要するに、平均的にも何割アップというのがあったのかどうかですね。その辺、何割アップというのが言えるのかどうかをちょっと。このH鋼SN何たらの、この一番大きいH鋼の割合で上がってるのか、それぞれ違うのか、どういう上がり方をしたのか、そういうところもちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それから、とにかく納得できないのはやっぱりカフェの件なんですけど、とにかく経営は非常に難しいよと言われればそうだろうなということになってくるんでしょうけども、今やっぱり、観光客の方が相当、波佐見町へ来られてますので、観光協会も新たにできてますし、そういう形である程度の誘客というのは見込めると思うんですよね。そういう中で、1万5,000円の家賃でやれるというお店は、波佐見町の中でもまずないですもんね。そういうことを勘案したときに、ちょっと納得できない金額だなということと、それ以外に保証金なり、そういうものも頂かないというような話なので、その辺がいかがなものかというようなことを非常に思います。その辺含めてもう一度お願いします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず最初に、私の答弁内容に「ちょっと盛り過ぎた」という言葉が出て大変誤解を招いた ということで、その点については大変申し訳なく思っております。訂正の上、撤回させてい ただきます。

今ざっくり数えたんですが、八十二、三かなというふうに思いますので、そういった鉄骨とかボルトとかアンカーとか様々な部品で建物ができるということで、まず御理解をしてください。そこで、全体的な鉄骨のアップとなれば、ちょっと後で計算したいと思いますが、様々ございます。5%ぐらいしか上がってないものもあれば、先ほど言ったように二十数%上がってるところもあると思います。ちょっとお待ちくださいね。恐れ入ります。先ほど言ったSN400Bであれば23%上がってるわけでございますので、トータル的に見ますと、全体でやはり26%程度上がってるのかなというふうに思いますので、そういった様々な組み合

わせ加工も含めたところで単価の改定を行わせていただいております。

そこでカフェの関係について1万5,000円についてはどうかというお話があろうかというのは、私たちも十分理解ができるところでございます。ほかに、町内を見渡しても、それぞれ集客が見込まれる施設に付随してカフェのほうが設置されているのではないかなと思います。西ノ原にしてもしかりでございますし、やきもの公園にしてもしかりでございます。しかしながら今回、歴史文化交流館の周りには、やはりそういった集客が見込まれる公共施設は、どちらかといえば少ないのではないかなというふうに思います。

そういった中で、こちらがカフェをお願いするにしても、そういった集客が見込めない中でカフェのテナントの方にリスクを負わせるというのは、基本的に厳しいものがあるのではないかなと思います。カフェが行き詰まって撤退をすると、それが宣伝になりますので、やはりその方々が投資をしてまでもやはり応募をする方が少ないのではないか、いないのではないかというふうに思います。

初期投資を少なくするため、少なくとも建物に付随する部分については町のほうで設置を し、そして上物、コーヒーをつくる機械とか、またはカップ類とか、様々な備品、簡単に動 かせるような備品についてはテナントの方でしっかり準備していただいて運営をしていただ くという考え、そういった方針でやっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長(今井泰照君) ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

〇3番(横山聖代君)

すいません、一つだけ。鉄骨とか資材の単価の改定なんですけど、改定はいつ行われているんですか。行われたのか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず、単価とは何かということでございますが、単価にもいろんな種類がございます。県が公表してる単価もあれば、市場単価とかというのもあります。今回私たちが採用しているのは市場単価でありまして、毎月改定がなされてるような状況でございます。併せて必要に応じて見積りも徴収をしてるところでございます。どうしても、単価は平均的な価格しか提示をされておりませんので、こういったケースのように実勢価格が違うという申出があれば独自に調査をして、やはりそれを適用するということもありますので、そういった中で単価

の改定を必要に応じて行ったということでございます。

○議長(今井泰照君) ほかに質疑はありませんか。 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

先ほどから変更の話が、これは建設の変更のときはいつも出るんですが、僕はちょっと違う考え方をしていて、変更というのはあってしかるべきだなということで考えております。 図面にも参考資料と書いてあるぐらいですから、開けてみらんとわからんという部分はかなりありますので。全体的な金額からいっても6%、7%ですから、通常の事務処理の範囲だろうということで私は理解しております。

ただ、先ほどからその、問題になってるカフェですが、僕もずっと、この問題は長いですから思い返していたんですが、一つ質問は、この予算が通ったときに教育委員会としてはカフェはどのような位置づけだったのか教えていただきたいなと思います。カフェを運営すると決まってたのか、あるいは公設民営的な考えでその当時いられたのか、その辺も含めてお願いします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まずはカフェを設置するということは、建設検討委員会の大きな柱でございます。その運営についてどういうふうにしようかということについても、やはり建設検討委員会で詳細に論議したことはございませんが、委員さんの総意とすれば、しかるべき基本的な部分は町でしっかりやったほうがいいだろうという思い、やはりそういうニュアンスであったろうと私は感じております。そういった中で公募をし、実際応募された方と話をする中で、じゃあ幾らを予定してるんですか。2万人ですと。1日六十何人ですよね。そのうち、じゃあカフェに入る人は10人前後で、そこでやはり自分は組立てをしたいという思いがありますと。そういったお話を聞くにあたってといえば過ぎるかもしれませんが、その中で、やはり町でしっかりやったほうがカフェは長続きするのではないかという思いになったことは事実でございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

これで僕はちょっとすっきりしたんですが、公設民営というのは、一般的に考えれば、地

方公共団体で施設を整備して、本当は公共団体で運営したいんですが、その部分を民間にお願いするという形が本来の公設民営だと思うんです。そういう考えでいけば、僕は違った考えがありまして、こういうやり方は僕は妥当かなっていうふうに思っております。

ただ、担当者の受け答えがちょっとあやふやで、ちょっとこがんなってるんですが、最初から失敗して論議するのはあんまりないんですよね、こういうとき。公設民営であるならば、例えば失敗したときどうしますかと言ったときに、いやいや次の人が来やすいようにということなんですが、僕は、腹のくくり方がちょっと足らないなと。というのは、いないならなしにするのかというあれがあるんですよ。そうじゃなくて、いないときはしばらくの間、公でも面倒見ますよと、アルバイトを雇ってもしますよというのが本来の公設民営がうまくいかなかったときのやり方だと思うんですが、うまくいかなかったときに本来はなしにしないで、せっかくつくったカフェを活用するためには教育委員会で面倒を見るというのが僕は筋だと思うんですが、そういう考えについてはいかがですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

言葉として公設民営という言葉を使わせていただきました。仮にこれを町で運用するとなると、人を雇って、そして材料等をしてということで、逆にお金が出ていくような格好になろうかと思います。今回こういったことで、カフェの基盤をしっかり整備をして、そしてカフェのテナントを公募することによって、テナント料も入りますし、電気料、水道料はカフェの方に御負担をしていただきますので、こういった意味ではウィン・ウィンの関係なのかなというふうに思っております。そこで実際に駄目だという話になれば、ちゃんと公募をやって、もしそれでも来ないとなれば、今、百武議員さんがおっしゃったようなことも選択肢になろうと思いますが、現時点ではやはり、テナントを公募しましたので、その方でしっかり運営していただきたいという思いでございます。

〇議長(今井泰照君) 百武議員。

〇7番(百武辰美君)

よろしくお願いします。そうしないとせっかく応募された方がかわいそうですから。本来、 公設民営でうまくいかないときは、考え方によれば赤字補填を行政で埋めてやるというのも、 考え方を変えればですよ、そういう考え方もできますので、そこはひとつもう少し課内で調 整をされてですよ、設置は町がします、運営する方にも丁寧に説明をして、なるだけ長く使 っていただけるように。それから失敗したときはそういうふうに教育委員会で腹を決めていただいて。そういうことが共通認識の中であればもう少し違った展開になると思いますので、 よろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

ありがとうございます。やはり建設検討委員会の思い、そして私たちの思い、そして今、 テナント事業者の方が抱いている思い、それがうまくいくように考えていきたいと思います。 やはり、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、商売でございますので、どうしてもやっ ぱり厳しい場面は出てくるかもしれません。そのときには、やはりそういった思いの中で私 どもがしっかりやれるよう、課内で認識をして、そういったことにも備えていきたいと考え ております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

今、説明をずっと聞いてますけどね、おかしいですよ、どう考えても。建設検討委員会でカフェも含めて中心的にやるというなら当初の予算に入れとくべきでしょう。その後に出てくるとですよ、1年近く経った後に。そのこと自体がおかしかじゃなかですか。公募をやって、そん中においてああだこうだという協議をして決めたことじゃなかですか。建設検討委員会がしっかりした検討をして、カフェは喫茶室とか何とかということで位置づけをはっきりされたならば、当然そこでこれが出てくるべきでしょう、二百何万の設備も含めて。後出しで公設民営というふうな言葉をつけられたり、流れによって議会のほうの理解を得るために、ころころ態度を変えてる。全然一貫してないですよ、考え方が。教育長もおわかりになるでしょう。

そして、この契約書の中のことを議長のほうから説明があって、第25条の5項が変更の中身なんですよと。基になる条文なんですよと。そこに書いてありますよ特別な要因って、これはどういう要因ですか。

そして先ほど御質問もあったように、いつの段階が、労務単価とか、資材高騰、どこの基準日ですか。どこのやつの改定を使われてるんですか。民間はころころ変わるって、どうい

うふうな答弁されてるんですか。しっかりした内容を吟味するために僕ら質問しよっとです よ。質問をぼかすような回答をしないでください。

それと、5項に対してこうおっしゃいますよね。国の規定がありますよと。国の規定があるけんよかとですよと。12月たたんでもよかっですよと。国の規定をくっつけとってください、これ。情報公開条例で取ってもその内容はわかりませんよ。受注者と発注者だけがわかればよかとですか。本当の、真の議論ができないじゃないですか、こんなの。後出して、後出して、こういうのがありますということを言われても。

カフェの問題もそういうことで、全くもって該当しませんよ、今の答弁では。また、併せてモチノキですけども、大きな枝葉を切ればいいじゃないですか、全部移動せんでも。そんなに金を使いたいわけですか。わかりません、やってらっしゃることが。一番最初に質問した、ここに書いてある697万6,200円についてはちゃんと説明してください。何が幾らこれが幾らって。一番太か項目ですよ。それを「など」ですから。そういうことで済まされようとしてること自体に対して不信感がありますよ。しっかりした説明をしてください。議論できませんよ、こんなの。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

まず、カフェについてお答えをいたします。

議員お説のとおり、私どもも当初から入れたいなということで考えておりました。実は御存じのとおり、平成30年度に一度カフェの募集をかけましたが、どなたも応募がございませんでした。そこで、私どもとすれば、最低限、床とか内装部分だけ、カフェの基本的な部分だけを、当初に上げざるを得ませんでした。そして昨年、公募したところ、カフェの方に応募していただきましたので、ようやく協議ができて、設計に反映をすることができたということを考えております。

次に、契約書の25条の5項の関係でございますが、確かに御指摘のとおり契約書に合わせてすべきということはあるかもしれませんが、やはりこういったスライド関係の条項については、国土交通省がそういった内容を公表しているところでございます。私どもも、こういった内容を参考にしながら、どこの条項が当たるか、その内容について、どういった運用に基づいて行えるかということでしているところでございます。国交省の関係については、広く公表されてるかどうか私も存じ上げませんが、やはりそういった内容を取り寄せて、請負

契約に基づいて協議を行っているところでございます。

併せて、先ほどから「等」という言葉を使ったことについて、私も工数が大きかったものですから一くくりにしたということで、大変申し訳なかったというふうに思います。そこで、 内容について改めて追加でお知らせをしたいと思います。

今回、新築棟の①ということで697万6,200円の追加をお願いしているところでございます。 単純に、鉄骨の単価の改定部分が370万4,800円でございます。これに、加工、溶接、塗装分がかかってきます。運搬とかがかかってきます。これが268万4,000円でございます。併せて渡り廊下の部分の設計変更を行いましたので、先ほどの追加の資材関係を行いましたので、これが58万7,400円、合わせて697万6,200円ということになります。

そこでちょっと今思い出したんですが、太田議員の中で、どうしたらさっきの電気の関係がかかるかということでございますが、地中に埋めてしまえばA地点からB地点までで済むわけでございますが、空中にしますので、お互いの建物の外壁に配管を施しまして、そして建物の間を渡すということになりますので、自然と資材が増えるということになりますが、一方で、配管が露出をしますので、もし何かあったときには、補修がしやすいということでございます。

そして、最後にモチノキの関係でありますが、やはり危ないと指摘をされた以上、そこの変更をためらって将来に禍根を残すというのは本意ではございません。もし20年が10年、または5年と先に来るかもしれません。やっぱりそういう危険があるならば今のうちに除去したいという思いがありますので、その辺を踏まえて今回追加をお願いしているところでございますので、御理解をお願いをしたいと思います。

また、改定の時期については先ほど言った基準日があります。受注者が発注をした時点の 状況を調査をいたしました。特に今回、東京オリンピック等で需要が高まってる中で、タイ ミング的にやはり上がりきったところで発注をかけられたのかなというふうなことを思って おります。その点も踏まえて、各種資料を寄せて設計監理のほうでも分析をしまして、今回 の改定は妥当ということでお願いをしているところでございます。

〇4番(三石 孝君)

それは、いつですか。いつの改定を使われているのですか。

〇教育次長(福田博治君)

昨年の12月の単価でございます。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〇議長(今井泰照君)

脇坂委員、賛成ですか、反対ですか。

〇6番(脇坂正孝君)

反対です。

〇議長 (今井泰照君)

どうぞ。

〇6番(脇坂正孝君)

私は、議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更について、 反対の立場から意見を申し上げます。

この契約案は、交流館本体の内容変更と、カフェの仕様変更、設備の追加の経費を提案されています。私は、11日の一般質問で、歴史文化交流館へのカフェの設置につきまして質問をいたしました。答弁では、カフェ開設に当たってテナント予定者等とも協議され、採算も問題ないようなことでありました。しかし私は、開館当初からの設置には懸念するものがあります。

開館後、入館者の状況やカフェを必要とする声、これらを十分調査して進めてもよいのではないかと思っております。先ほどの答弁の中でも、採算が悪いのは予想しての上というふうなことでの答弁でありましたけども、次の代替のことを考えてまで、そこまでして設置する必要はないというふうに思っております。これが食事や飲み物を提供する研修施設等であればもちろん必要ではございますけれども、文化交流館はそこまではする必要はないと。たまたま、たまたまというか、見学に来られた方が喫茶をするといった程度かと思っておりますので、その辺も踏まえて必要ないものと思っております。

このようなことから、カフェの整備経費が含まれております、この契約案には反対をいたします。

以上です。

〇議長 (今井泰照君)

賛成討論はありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

私は、議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更について、 賛成の立場から討論をいたします。

まず、建設工事において変更契約は必ずあるものでございまして、この内容を見ても6%弱でございます。事務的処理を聞いても、合法な範囲なのかなというふうに考えております。それから、先ほど議論を醸しておりますカフェの設置問題でございますが、一つは、これが可決された当時、カフェを設置するという前提でこれが議決されたものと担当課からも確認をいたしました。また、いろいろな協議の中で公設民営が適当だろうという担当課の意見もございました。公設民営が適当だろうという判断ならば、この設備においても公が設備するのは当然でありますから、そういう面におきましても、この契約変更については妥当なものと考えます。ただし、やっぱり所轄の委員会において説明不足は否めませんので、今後注意していただきたいなと思います。

以上です。

〇議長(今井泰照君)

反対討論はありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

私は、議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更について反対の立場で討論を行います。

今回の請負契約の変更は、資材単価を含めて工事内容の変更関係で約68.5%、169万6,300円、カフェ関係で14.5%、228万6,000円、追加工事関係で約17%、260万400円でありますけど、変更関係の内容があまりにも粗雑な点が否めません。こういう流れを常に歴史文化交流館の契約変更等について、追加追加で変更変更とやってこられておりますが、私が考えるにやっぱり説明の仕方も含めて議会軽視の嫌いがあります。また、契約書に書いてある手続等が十分に履行されているとは思えません。積算における説明が尽くされていません。

さらにカフェについては、当然テナントが準備すべき什器等の設備費計上は過剰過ぎると 思います。そういうふうなことを考えますに、常に行政の無駄遣いには、私たち議員は目を 光らせないといけないというふうに思います。このような税金の使い方には、はっきり反対 の意思表示を行おうではありませんか。

以上、議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更についての 反対の討論といたします。

〇議長(今井泰照君)

賛成討論はありませんか。

尾上議員。

〇9番(尾上和孝君)

私は、賛成という立場から討論させていただきます。

今回の歴史文化交流館(仮称)の整備について、骨子については、主に使用鉄骨・資材単価改正、それと数量変更や外壁資材の単価変更、これも6%弱でございます。またWi-Fiの設備につきましては必須ということで考えております。

カフェにつきましては、以前より建設検討委員会などからの要望が強く上がっているものです。テナント募集の告知については説明不足のところがあったかと思いますが、歴史文化 資料館は、新しい交流の場と位置づけられて重要視されているところであり、東地区活性化 に対しても要と思っております。

よって、この議案について賛成いたします。

〇議長(今井泰照君)

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

賛成討論はありませんか。

城後議員。

〇2番(城後 光君)

議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更について、賛成の 立場から討論いたします。

まず、今回いろいろな形で議論になっていますけれども、私は前回、展示内容について工

事の設計の契約が行われたときも賛成討論をしたんですけども、この歴史文化交流館について整備が必要ということは、議員各位が議決されて可決された内容です。一日も早く整備が進められることが必要だと私は考えています。

やはり、労務単価、これは工期が一日でも伸びれば伸びるだけ増えているのが現実です。 あとは、今回も上がっていますけども、資材の単価も、いろいろな情勢はありますけれども、 基本的に下がる傾向にはないと思ってます。一日でも早い完成が、結果、経費を抑える、これが必要不可欠だと思ってますので、全体の今回の変更内容で締結されてる内容についても、 全体は単価の上昇が一番大きな理由ですので、それが妥当なものと考えております。

それから説明に関してなんですけれども、確かに御指摘のとおり、各項目について説明不足が否めないという御指摘もあるんですけども、逆に言えば、懇切丁寧に説明されているからこそ疑問も多々生じていると思います。私は歴史文化交流館当初に補正予算が否決されてから以降は、教育委員会では懇切丁寧に説明されていると思います。当然その中で内容が不足している部分は議論が各議員から寄せられてるんですけども、その対応に関しては、随時誠意を持って対処されていると思いますので、今回もその内容から説明は十分されていると思いまして、賛成討論とさせていただきます。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 波佐見町歴史文化交流館(仮称)整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(今井泰照君)

起立多数であります。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第62号

〇議長(今井泰照君)

日程第23. 議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事 (1 工区) 請負契約の締結 についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)請負契約の締結について説明申し上げます。

令和2年6月4日に指名競争入札に付した中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。

契約の目的は中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1 工区)、契約の方法は指名競争入 札による契約、契約金額は5,490万3,200円です。契約の相手方は、波佐見町宿郷959番地10、 株式会社小佐々建設です。

次のページは入札結果の一覧ですが、本件の入札執行事務処理要綱に基づき、1件4,000 万円以上の工事につきましては指名業者は8社以上となっております。これにより、町内3 社と町外5社の合計8社を指名し、入札を行った結果、株式会社小佐々建設が落札したものです。

なお、工事の概要につきましては、担当の教育委員会から説明申し上げますので、御審議 よろしくお願い申し上げます。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

それでは、中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)の概要について御説明をいた します。資料の4ページをお開きください。議案の4ページをお開きください。参考資料に 基づきまして、工事の概要について御説明をいたします。

今回の改修工事の内容については、中央小学校が平成7年4月に移転開校して以来、初めての大規模な改修工事になります。工事内容についてでございますが、大きく3項目に分かれます。

まず一つ目として、普通教室16教室と教室の前に設けておりますワークスペースの既存力

ーペット2,181平方メートルについて、フローリング板張りとする改修をするものでございます。現況の写真については、資料中段上に1年生教室内のワークスペースのカーペットの状況及び表面の写真を掲載しておりますので、御参考ください。

二つ目として、既存フローリング、板張りでございますが、開校以来四半世紀が経過し、 塗装が剥離したり板が反ったりしてる部分がございますので、1ミリまではいきませんが、 研磨を行い、再塗装を行い、全ての部分1,846平方メートルに対して行いたいと考えており ます。現況については資料下段のほうに、玄関正面玄関付近と正面玄関付近の階段の写真を 掲載をしております。子供たちの日頃の掃除で全体的にきれいにしとるんですが、近づいて みますと劣化してる部分も見受けられ、今後も適正に使用するため、研磨と再塗装を行うも のでございます。

三つ目としまして、その他の工事として、主なものとして音楽室の屋根の一部改修と床のカーペットを再びカーペットに張り替えることで、147平方メートルを計上するものでございます。なお、工期は8月31日としております。なお、来年度2工区として、外壁等の改修工事を予定をしておりますので、申し添えます。

以上で、議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

百武議員。

〇7番(百武辰美君)

1点ですが、工期についてちょっと心配なところがあるんですが、8月いっぱいと申されました。ただ、今年はコロナの関係で夏休みがどうなるかは、はっきり我々にはわからないですが、その辺の調整ちゅうか、増もありましょうが、その辺はどうお考えですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

御心配の点は私どもも大変懸念をしております。議決をいただければ、来週の25日に1回目の工程会議を行うように考えております。その際にその点の工程を、業者の意見を聞いてやれるかどうか判断したいと思います。仮に、今回7月いっぱいまで授業を行いますので、工期的に厳しいとなれば、工期を分割するような格好で、フローリング――聴取不能――と

フローリングの研磨とに分けて、後段の部分を冬休みに行うということも想定しながら考え てまいりたいと考えております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

〇6番(脇坂正孝君)

工事内容で1番にフローリング工事というのがあるんですが、既存カーペットを、いわゆる木製に変えると、板張りに変えるということですね。2,181平米、かなりの広さですけども、ここには町有産材はどんなもんでしょうか、使われる予定ですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

以前予算の審議で、そのようなお声を頂きまして、設計業者のほうにも検討の指示をちょっと出したんですが、木を伐採し、ならして反らないようにするには相当の時間がかかるということでございます。また費用面を考慮すると、現在市場に出てる既製品が安全でなおかつ品質が高いということがわかりましたので、今回についてはそのようなことで、既製品を使わせていただくということにしております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

〇9番(尾上和孝君)

今回フローリングの工事をするとのことですが、何か先ほど板を持ってきていらっしゃっ たので、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

すいません。ちょっと持ってきて、質問が来るのかなと思っていたんですが。これが今回、 張り替える板になります。厚さが9ミリでございます。無塗装になるわけでございますが、 これを塗装すればこのような色になるということでございますので、そういった内容で施工 していきます。当然くぎは使わず、ずっとはめていくような状況になりますので、安全性に も十分配慮しながら施工したいと思います。

〇議長 (今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

〇4番(三石 孝君)

概要書の参考資料の中の3番目に、音楽室の天井補修及びカーペット張り替えと書いてあります。音楽室はやっぱりカーペットがいいとですか、例のフローリングの板張りよりは。 張り替えということは、今もカーペットで、新しく張り替えると。カーペットのほうがいいという理由は何ですか。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

音楽室の改修について若干触れさせていただきます。まず、天井については雨漏りが少し しておりまして、雨漏りの改修と併せてそういった雨漏りじみがあるところを補修をするも のでございます。そして御質問の内容でございますが、音楽室で、吸音性、音を吸収すると いう観点からやはり床は今までどおりカーペットがいいということで、今回もカーペットで 張り替えを行うものでございます。

〇議長(今井泰照君) 太田議員。

〇11番(太田一彦君)

今の音楽室の雨漏りの件なんですけど、雨漏りの補修はちゃんとされてるのかどうか、そ の確認はされてるかどうかお尋ねします。

〇議長(今井泰照君) 教育次長。

〇教育次長(福田博治君)

今回、内装工事が主でございます。そこで、雨漏りについては数カ所あるわけでございますが、主なものについては、来年度の2工区で外壁を塗装し直して、併せて雨漏り箇所もしようと思いますが、今回は近々にやらなきゃいけないところのみ、音楽室が急ぐという判断で、音楽室をやるものでございます。残りの部分については来年度しっかり調査設計をして行いたいと考えております。

〇議長(今井泰照君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (今井泰照君)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号 中央小学校学校施設長寿命化改修工事(1工区)請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。4時40分より再開します。

午後4時28分 休憩

午後4時40分 再開

〇議長(今井泰照君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

町長から、議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

異議なしと認めます。

議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)を日程に追加し、追加日程 第2として議題にすることに決定しました。

追加日程第2 議案第39号

〇議長 (今井泰照君)

追加日程第2の内容説明を求めます。

〇議長(今井泰照君) 企画財政課長。

〇企画財政課長 (藤澤英忠君)

議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)を修正させていただきたく、 その内容を御説明いたします。本日午後にお配りしました、平和2年度一般会計補正予算書 (第3号)を御準備ください。

1ページでございます。まずもって、日付が令和2年6月10日提出となっておりますが、 本日は15日でございます。おわびして訂正いたします。

歳入歳出それぞれにつきまして2億2,500万円の追加としていたところを、86万3,000円減額し、2億2,413万7,000円を追加し、総額を99億9,913万7,000円とするものでございます。 歳入について御説明いたします。

12ページをお願いします。17款1項5目ふるさとづくり応援基金繰入金につきまして、80万円を減額し、9,920万円としております。

次ページ、13ページをお願いします。18款1項1目。前年度繰越金でありますが、6万3,000円を減額し、1,245万2,000円としております。

続きまして歳出について御説明します。

19ページをお願いします。 7款1項3目観光費につきまして、温泉誠意デリバリーサービス事業費補助金の86万3,000円を削除しております。

以上でございます。

〇議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (今井泰照君)

起立全員であります。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続調査申出について

日程第24. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定による申 出があっております。

お諮りします。

お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(今井泰照君)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書2件につきましては、配付にとどめますので御 了承願います。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和2年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後4時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員